

Title	学位授与者氏名及び論文題目
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.78 (2014.) ,p.193- 291
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000078-0193

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学事報告

学位授与者氏名及び論文題目

修士（社会学）

- 第1321号 青沼 航 自己のシステム論的分析
- 第1322号 坪内 秀太 R・コールハウスの建築論—建築破壊の視点から—
- 第1323号 松浦 晴実 メキシコ・チアパス高地のトウモロコシに関する文化人類学的考察
- 第1324号 秋元 啓輔 多メディア時代におけるファン行動と心理—女性アイドルのファンを対象として—
- 第1325号 王 瑞 中国都市開発に伴う居住環境と住民生活の変容—済南市H社区を例として—
- 第1326号 小山田 晋 ニュースをめぐるオンライン上のコミュニケーションにおけるニュース・バリューに関する分析—2ちゃんねる「ニュース速報+」掲示板と「2ちゃんねるスレッドまとめブログ」を対象として
- 第1327号 金 鈴 日本における中国朝鮮族のネットワーク—東京とその周辺の現状—
- 第1328号 小島 龍一 プロテストとしての学生運動
- 第1329号 佐野 友紀 女性の学歴と職歴がその後の地位に及ぼす影響
- 第1330号 徐 佳寧 LINEの利用における欲求とストレス—インスタント・メッセージング・サービスの利用行動に関する分析—
- 第1331号 宋 愛 中国社会における二つの輿論の乖離と統合—ロンドン五輪をめぐる中国メディアの言説を事例として—
- 第1332号 近兼 路子 シェア居住する高齢者—生活意識と生活共同体の観点から—
- 第1333号 陳 夢靈 現代中国における老親扶養—都市と農村の比較
- 第1334号 原 聡 大学生のSNS利用と友人関係—友人観・自己承認欲求との関係性から—
- 第1335号 村山 龍馬 予備校経験の社会学—浪人経験者へのインタビューとフィールドワークから—
- 第1336号 吉井 梓 ボーカロイド楽曲聴取体験に関する質的調査
- 第1337号 劉 利陽 在日中国人女性の育児をめぐる諸問題—都市部在住の女性へのインタビューを通して—

修士（心理学）

- 第1338号 石川葉津美 発達障害児における会話の理解と表出
- 第1339号 石塚 祐香 自閉症スペクトラム障害児の音声コミュニケーションに及ぼす逆模倣・拡張逆模倣の効果
- 第1340号 中村 航洋 選択に基づく選好形成過程の検討
- 第1341号 藤巻 峻 反応復活（Resurgence）の制御要因：構成スケジュール，変化抵抗，強化履歴からの検討

修士（教育学）

- 第1342号 森 祐亮 解釈的経験と「人間形成」ーガダマー『真理と方法』における「理解」と「倫理」に着目してー
- 第1343号 五十嵐美加 Metalinguistic Ability, Motivation and Learning Strategies in Foreign Language Learning
- 第1344号 児玉菜穂美 Metalinguistic Ability and First Language Writing Skills

博士（平成25年度）

博士（社会学）[平成25年4月17日]

乙 第4616号 大貫 拳学

社会空間と性的主体化

ーバトラーにおける「パフォーマティヴィティ」概念の再検討ー

審査担当者

- | | | |
|----|---------------------------------|-------|
| 主査 | 慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員
教育学修士 | 渡辺 秀樹 |
| 副査 | 慶應義塾大学法学部教授・社会学研究科委員
博士（社会学） | 有末 賢 |
| 副査 | 慶應義塾大学法学部教授・社会学研究科委員
博士（社会学） | 澤井 敦 |
| 副査 | 立教大学社会学部教授
博士（社会学） | 吉澤 夏子 |

学識確認担当者

- | | |
|---------------------------------|------|
| 慶應義塾大学法学部教授・社会学研究科委員
博士（社会学） | 澤井 敦 |
|---------------------------------|------|

内容の要旨

本論文の目的は、J. バトラーにおける「パフォーマティヴィティ performativity」概念の再定位を通して、性的主体化と社会空間の関係を捉え直すことにある。とくに、主体の言説的構築を前提とする立場から、異性愛主義や性差別の物質性、および既存の空間的秩序に対する抵抗可能性を論じる。

ポスト構造主義やカルチュラル・スタディーズといった潮流以後、主体／アイデンティティは社会的に構築された非固定的なものと考えられるようになった。ジェンダー研究においても、これは例外ではない。むしろフェミニズムは、解放の「主体」としての「女」というものに普遍的共通性・理解可能性はあるのかという観点から、この種の問題提起を以前から行ってきたというべきだろう。

そして、このような視点をもっとも徹底させた論者のひとりとして、バトラーをあげることができる。バトラーの「パフォーマティヴィティ」概念は、主体が言語行為による絶えざる構築過程にあるこ

とを示している。

この点、L. マクネイは、バトラーと問題関心を共有したうえで、バトラー理論への内在的な批判を行っている。とくに本論文において重要なのは、マクネイが、社会理論との接合を模索しながら、バトラーについて論じていることである。マクネイは、近年のフェミニズムにおけるM. フーコーやJ. ラカンの影響を「ネガティブ・パラダイム」と呼び批判する。そして、バトラー理論は、「ネガティブ・パラダイム」の典型とされる。マクネイによれば、バトラーにあっては、主体の言説的構築という「象徴的なもの」の次元のみが重視され、「物質的なもの」が適切に扱われていない。さらにマクネイは、社会の複雑性や行為の時間性に焦点を当てるべきだという。そして、それらがバトラーには欠けていると主張するのである。

しかし筆者は、バトラー理論のなかにこそ、かかる論点を考察するヒントが示されていると考える。本論文では、バトラー理論が社会学的に再構成されるとともに、性的主体化の機制が、近代的諸制度の物質的側面と関連づけて明らかにされる。すなわち本論文において、「パフォーマティヴィティ」概念自体の検討と、それに依拠した近代社会論の構築とは、表裏一体のものとなっている。

上記の目的を達成するため、本論文は大きく3部で構成される。

第I部「『主体』と『他者』」においては、バトラーのテキストを検討しつつ、主体化やそれにとまなう他者の構築／排除の機制を論じた。

第1章「ジェンダー理論における『主体』の問題化」では、ジェンダー研究の系譜のなかにバトラーを位置づけ、バトラーの「主体」観の特徴を確認した。ジェンダー概念の展開は、性別の社会性や、その背後にある権力関係の問題化の歴史だったといえる。そして、かかる視点を前面に押し出したのが、バトラーである。バトラーによれば、行為のまえに起源としての主体が存在するのではなく、個々の言説実践によって、遡及的に、主体が（あたかも起源であるかのように）設定されるのだ。とくに彼女が強調するのは、ジェンダー・カテゴリーが社会的に構築されているということである。バトラーは、こうしたカテゴリー化、すなわち主体化の暴力性を指摘する。さらに彼女は、ジェンダー・カテゴリーの産出と異性愛主義との関連を述べている。異性愛を規範化する社会にあっては、「男」は「女」を、「女」は「男」を性愛の対象とするのが「自然」とみなされるが、この異性愛規範が、逆にジェンダー規範（ジェンダー・カテゴリーの有意味性）を維持・強化するのだ。このような社会的権力こそが、フェミニストとしてのバトラーにとって、批判すべき対象となる。彼女はまた、パフォーマティヴィティの時間的契機を強調することで、既存の秩序の攪乱を理論化しようとするのである。

かくしてバトラーは、言語の外部を実体化するような思考を拒絶する。こうした立場から彼女は、J. ラカンの「現実界」概念を批判する。第2章「ふたつの『他者性』」では、「現実界」をめぐるバトラーとS. ジジエクの議論を考察した。バトラーにとって、ジェンダー・カテゴリーは、言語によって／の内部でのみ意味づけられる。しかし、ラカン派の概念装置では、言語の外部がすでに性化されてしまっているという。これに対して、ラカン派の批評家であるジジエクは、ラカン解釈の誤りとして、バトラーに反論する。ジジエクは、「現実界」という言語の「裂け目」があるからこそ、既存の言語秩序は変容するというのだ。バトラー／ジジエクの論争においては、ふたつの水準の「他者性」が混同されており、それゆえ、両者の議論はすれ違いをみせている。すなわち、ある言語体系の内部で周縁化される具体的他者と、言語活動に不可避な言語化の不可能性（それゆえの別様の可能性）である。本論文では、バトラー自身の用語を使って、それぞれを「(非)主体 (un) subject」および「批判的脱主体化

critical desubjectivation」と呼び、改めて、両者の関係を問い直した。

次に第Ⅱ部『(非)主体』と『社会空間』として、第Ⅰ部で区別したふたつの「他者性」のうち、「(非)主体」概念に着目し、性的主体化と制度の物質性の関係を検討した。

第3章「異性愛主義の物質性」では、「(非)主体」としての「同性愛者」について、社会空間上の位置／不在を論じた。マルクス主義フェミニズムの理論枠組みを参照するとき、「同性愛者」のおかれた不安定な位置が明らかになる。マルクス主義フェミニズムにおいて、公的領域は成人男性の空間とされるが、このことは、公的領域が異性愛男性のための空間であることをも示している。E. K. セジウィックが述べるように、男同士の連帯は、ミソジニーとホモフォビアとで構成されるからだ。したがって、性的に有徴化された「同性愛者」は、公的領域での居場所を与えられない。だが他方で、私的領域たる「家族」も、異性愛を前提としているのである。こうした存在のあり方が、「(非)主体」としての「同性愛者」だといえるだろう。

ただし、このことは、性差別（ジェンダー）と異性愛主義（セクシュアリティ）が別の水準の問題であることを意味しない。たしかに、「異性愛」の「男」「女」が、公的領域と私的領域にそれぞれ配置されるのに対して、「(非)主体」としての「同性愛者」は、公私に分離した社会空間において居場所を見出せない。しかし「同性愛者」は、異性愛「男」「女」の主体化を、その構成的外部として支えているという点で、社会空間の構造化に関わっているのである。すなわち、「(非)主体」としての「同性愛者」は、いわば否定的な形で社会空間と関係しているものであり、一見、社会経済構造に組み込まれていないことによって、社会経済構造に関わっているのである。

とはいえ、「(非)主体」を「同性愛者」に限定して解釈するのでは、「主体」と「(非)主体」の関係を固定的に捉えすぎていることになる。そこで第4章「マルクス主義フェミニズム理論の再構成」では、主体／(非)主体の相対的關係という観点を導入した。本論文では、「(非)主体」を、社会空間上の位置を与えられない存在とみなしている。一方、マルクス主義フェミニズムは、近代社会における性差別を、「男」「女」の社会空間上の配置として描いている。この図式にしたがえば、女性は社会空間に組み込まれていることになる。だが、女性の再生産労働は、労働市場のなかに位置づけられていないがゆえに、かつては「搾取」として問題化されることはなかった。しかし今日、私的領域たる「家族」が、「公的領域」の外部にありながら「公的領域」を支えていることが明らかとなっている。「女性」は、公的領域に組み込まれていないが、そのことによって逆説的に、公的領域の構成に関わっているのである。すなわち、私的領域における「女性」の再生産労働は、公的領域における「男性」の経済活動を背後から支えている。異性愛の「女性」もまた、「男性」との関係においては「(非)主体」なのだ。

マルクス主義フェミニズムにおいては、物質／文化という二元論が採用され、性支配が前者に還元されている。また、ジェンダー規範の「原因」として設定されたはずの家父長制の「物質的基盤」において、予め男／女という主体が前提とされてしまっているのである。この点、パトラーの「パフォーマンスィヴィティ」概念は、社会的位置のパフォーマンス的な構築を示すものでもあった。したがって、予め主体化された存在である「男」「女」が、社会空間上の公的領域と私的領域とに配置されるのではなく、公的領域を担う「男」と私的領域を担う「女」という主体のパフォーマンス的な構築を通じて、公私に分離した社会空間もまた産出すると考えるべきである。

つまり、象徴レベルでの言説的主体化は、社会の物質的側面と不可分なのだ。ようするに、さまざまな主体／(非)主体関係が、折り重なるように社会の内部／外部の境界を暫定的に定義しているのでは

る。そして、社会の内部／外部の境界画定不可能性は、差別・抑圧についての物質／象徴関係の相互還元不可能性を示している。

最後に第Ⅲ部『『批判的脱主体化』と『未来』』では、第Ⅰ部で区別したふたつの「他者性」のうち、「批判的脱主体化」を取り上げ、社会制度の変容／攪乱について考察した。

まず第5章『『パフォーマティヴィティ』の『時間性』』では、「批判的脱主体化」を「未来」への志向性と捉え、その理論的可能性を論じた。バトラーは「パフォーマティヴィティ」概念の「時間性」を重視するが、それは〈過去→現在→未来〉というクロノロジカルな因果関係を意味するものと考えべきではない。言語行為の瞬間において過去と未来が召還される。つまり、発話の状況や文脈自体が、時間的な非決定性を帯びているのだ。

たしかに、個々の言語行為は、既存のコンテキストとの関係において可能となる。言語行為は過去から切り離されたものではありえない。だが言語行為によって、新たなコンテキストへの接続がなされることになる。ここに脱主体化の契機がある。もちろん、主体化が言語的なものである以上、私たちは言語による被傷性から逃れられない。それゆえ、コンテキストを、(それらに依拠しながら) 絶えず脱文脈化していくしかない。しかし、既存のコンテキストとされるもの自体も、一義的には決定できない。既存のコンテキストは言語行為の結果としても立ち現れるのである。すなわち、ある「瞬間」における既存のコンテキストの発見は、それ自体が言語行為である。そして、既存のコンテキストを問題化するという新たなコンテキストがその「瞬間」に現れる。同時に、既存のコンテキストは、それが接続される新たなコンテキストとの関連においてのみ意味をもつ。言語行為は、コンテキストに規定されながらも、それが依拠するコンテキストや、新たなコンテキストを呼び起こす。未来の偶発性は現在を語ることのなかに存するのである。

そのうえで、こうした「批判的脱主体化」を社会空間の変容という側面から考察したのが、第6章「公私二元論の再検討」である。

第二波フェミニズムは、「親密」な関係における権力の存在を暴露した。だが一方で、フェミニズムの批判を受けた後に、「親密圏」あるいは「個人的な領域」をいかに捉え直すべきかという課題も浮上している。こうした問いに応えるため、D. コーネルの議論を参照した。コーネルは、リベラリズムにおける「主体」概念を再構築し、自分が何者であるかを自由に表象でき、かつ自由に再想像することのできる「道徳的空間」として、「イマジナリーな領域 imaginary domain」という概念を提示する。本論文では、「イマジナリーな領域」を、メトニミーを可能にする条件として位置づけ直し、さらに、ラクハウのいう「社会的なるもの the social」と接合した。私たちが何者であるのかを再想像する空間としての「イマジナリーな領域」を保護することは、別の社会の可能性に向けて「社会的なるもの」を開いておくことにはかならない。

したがって、本論文の立場から社会制度について述べるとすれば、特定の内容をもった社会空間のあり方に特権的な価値を与えるのではなく、むしろ、主体や空間のあり方を、つねに(潜在的に)他の可能性に開いておくことが必要なのである。

このように本論文は、バトラーの「パフォーマティヴィティ」概念を導きの糸として、主体化と排除、社会の偶発性との関係を検討するとともに、異性愛主義や性差別の物質性を考察してきた。

バトラーは、権力による主体の産出を指摘するが、それは、単なる社会(言語)決定論を意味しない。むしろ彼女は、固定的かつ一枚岩的な社会観を批判するのである。本論文では、「(非)主体」を

「社会的」にさまざまな位置を与えられたものと捉え、社会制度における物質的側面と文化的側面の関係が相対的なものであることを主張した。また、「批判的脱主体化」を「未来」の「偶発性」として理解した。ここでの「未来」「偶発性」は、あくまで現在の権力との関係においてのみ主題化されるべきものとなる。

もっともバトラーは、フェミニズムの立場から、政治的状況との緊張関係のなかで自らの言説を紡ぎ出している。そのため、「バトラー理論」といった統一的体系を想定すべきではないという見解もある。バトラー自身、哲学の制度的枠組みとしての「理論」は、制度外の実践によって常に「増殖／再二重化redouble」されるべきだと述べている。本論文も、「バトラー理論」なるものの全体像を示すものではない。本論文は、「社会学理論」としてバトラーを読むための、いわば「読み方」を模索したものと見える。それは、バトラーを介して社会学理論を「増殖／再二重化」させる実践でもあるだろう。

論文審査要旨

I 本論文の構成

本論文の目的は、J. バトラーにおける「パフォーマティヴィティ performativity」概念の再定位を通して、性的主体化と社会空間の関係を捉え直すことにある。とくに、主体の言説的構築を前提とする立場から、異性愛主義や性差別の物質性、および既存の空間的秩序に対する抵抗可能性を論じる。社会学理論としてバトラーを読み、そして越えようとする試みである。

本論文の構成は以下の通りである。大きく3部で構成されている。

序章 問題設定

1. 問題の所在
2. 本論文の構成

【第I部】「主体」と「他者」

第1章 ジェンダー理論における「主体」の問題化

1. はじめに
2. ジェンダー概念の展開
 - 2-1. 性役割と権力
 - 2-2. 性別二元論の問題化
3. バトラーの「主体」観
 - 3-1. 性別カテゴリーの言説的構築
 - 3-2. ジェンダーのパフォーマティヴィティ
4. おわりに

第2章 ふたつの「他者性」

1. はじめに
2. 主体構築のパフォーマティヴィティ
 - 2-1. 言語内的な主体の産出
 - 2-2. パフォーマティヴィティの理論と「現実界」
3. 「(非)主体」と「批判的脱主体化」
 - 3-1. 主体化にともなう否定性

3-2. 主体の非一貫性と未来

4. 主体と社会のパフォーマティヴィティ

4-1. パフォーマティヴィティにおける未来

4-2. 社会的領野の多元性と偶発性

5. おわりに

【第Ⅱ部】「(非)主体」と「社会空間」

第3章 異性愛主義の物質性

1. はじめに

2. 「(非)主体」としての「同性愛者」

2-1. ヘテロセクシュアリティの規範化

2-2. 「抹消」されるアイデンティティ

3. バトラー／フレイザー論争

3-1. 「分配の政治」と「承認の政治」

3-2. 社会制度と主体化

4. 公私二元論と異性愛主義

4-1. 「(非)主体」の空間的不在

4-2. 社会空間の構成的外部

5. おわりに

第4章 マルクス主義フェミニズム理論の再構成

1. はじめに

2. マルクス主義フェミニズムの理論構成

2-1. 「家父長制」の再発見

2-2. マルクス主義フェミニズム理論の陥穽

3. 公私二元論と性的主体化

3-1. 「(非)主体」としての女性

3-2. ジェンダーとセクシュアリティの交差

4. 「物質的基盤」再考

4-1. 家父長制と性的主体化

4-2. 社会制度における〈物質〉と〈象徴〉

5. おわりに

【第Ⅲ部】「批判的脱主体化」と「未来」

第5章 「パフォーマティヴィティ」の「時間性」

1. はじめに

2. 「形式主義」と「歴史主義」

2-1. 偶発性と言語の非完結性

2-2. 普遍性と現実界

3. 言語行為の歴史性

3-1. 言語行為による主体の(脱)主体化

3-2. 主体とコンテキストの問題

4. 「パフォーマティヴィティ」における「歴史」と「構造」

4-1. 「構造」の「時間性」

4-2. 社会批判としての言語行為（論）

5. おわりに

第6章 公私二元論の再検討

1. はじめに

2. フェミニズムとリベラリズムのあいだ

2-1. リベラリズムにおける公私二元論

2-2. 現代法哲学／政治哲学における公私の問い直し

3. 「イマジナリーな領域」概念の再構成

3-1. 「親密圏」から「イマジナリーな領域」へ

3-2. 「イマジナリーな領域」と「社会的なるもの」

4. DV政策と公私の再編

4-1. DVの社会問題化

4-2. 「脱＝(近代) 家族」という実践

5. おわりに

終章 総括と展望

1. 議論の総括

2. 課題と展望

引用・参考文献

II 本論文の概要

第I部『『主体』と『他者』』においては、バトラーのテキストを検討しつつ、主体化やそれにとまなう他者の構築／排除の機制を論じている。

第1章「ジェンダー理論における『主体』の問題化」では、ジェンダー研究の系譜のなかにバトラーを位置づけ、バトラーの「主体」観の特徴を明らかにする。ジェンダー概念の展開は、性別の社会性や、その背後にある権力関係の問題化の歴史だったといえる。バトラーによれば、行為のまえに起源としての主体が存在するのではなく、個々の言説実践によって、遡及的に、主体が（あたかも起源であるかのように）設定される。とくに彼女が強調するのは、ジェンダー・カテゴリーが社会的に構築されているということである。バトラーは、こうしたカテゴリー化、すなわち主体化の暴力性を指摘する。彼女によれば、異性愛規範が、ジェンダー規範（ジェンダー・カテゴリーの有意義性）を維持・強化する。このような社会的権力こそが、フェミニストとしてのバトラーにとって、批判すべき対象となる。さらに本論文は、バトラーが、パフォーマティヴィティの時間的契機を強調することで、既存の秩序の攪乱を理論化しようとしていると述べる。かくしてバトラーは、言語の外部を実体化するような思考を拒絶する。こうした立場から彼女は、J. ラカンの「現実界」概念を批判する。

第2章「ふたつの『他者性』」では、「現実界」をめぐるバトラーとS. ジジエクの議論を考察している。バトラーにとって、ジェンダー・カテゴリーは、言語によって／の内部でのみ意味づけられる。し

かし、ラカン派の概念装置では、言語の外部がすでに性化されてしまっているという。これに対して、ラカン派の批評家であるジジェクは、ラカン解釈の誤りとして、バトラーに反論する。ジジェクは、「現実界」という言語の「裂け目」があるからこそ、既存の言語秩序は変容するというのだ。バトラー／ジジェクの論争においては、ふたつの水準の「他者性」が混同されており、それゆえ、両者の議論はすれ違いをみせている。すなわち、ある言語体系の内部で周縁化される具体的他者と、言語活動に不可欠な言語化の不可能性（それゆえの別様の可能性）である。本論文では、バトラー自身の用語を使って、それぞれを「(非)主体(un) subject」および「批判的脱主体化critical desubjectivation」と呼び、改めて、両者の関係を問い直している。

次に第Ⅱ部『(非)主体』と『社会空間』として、第Ⅰ部で区別したふたつの「他者性」のうち、「(非)主体」概念に着目し、性的主体化と制度の物質性の関係を検討する。

第3章「異性愛主義の物質性」では、「(非)主体」としての「同性愛者」について、社会空間上の位置／不在を論じている。マルクス主義フェミニズムの理論枠組みを参照するとき、「同性愛者」のおかれた不安定な位置が明らかになる。マルクス主義フェミニズムにおいて、公的領域は成人男性の空間とされるが、このことは、公的領域が異性愛男性のための空間であることをも示している。E. K. セジウィックが述べるように、男同士の連帯は、ミソジニーとホモフォビアとで構成されるからである。したがって、性的に有徴化された「同性愛者」は、公的領域での居場所を与えられない。だが他方で、私的領域たる「家族」も、異性愛を前提としている。こうした存在のあり方が、「(非)主体」としての「同性愛者」だといえる、とする。

ただし、このことは、性差別（ジェンダー）と異性愛主義（セクシュアリティ）が別の水準の問題であることを意味しない。たしかに、「異性愛」の「男」「女」が、公的領域と私的領域にそれぞれ配置されるのに対して、「(非)主体」としての「同性愛者」は、公私に分離した社会空間において居場所を見出せない。しかし「同性愛者」は、異性愛「男」「女」の主体化を、その構成的外部として支えているという点で、社会空間の構造化に関わっているのである。すなわち、「(非)主体」としての「同性愛者」は、いわば否定的な形で社会空間と関係しているものであり、一見、社会経済構造に組み込まれていないことによって、社会経済構造に関わっているのである、と説明する。とはいえ、「(非)主体」を「同性愛者」に限定して解釈するのでは、「主体」と「(非)主体」の関係を固定的に捉えすぎていることになる。

そこで第4章「マルクス主義フェミニズム理論の再構成」では、主体／(非)主体の相対的關係という観点を導入する。本論文では、「(非)主体」を、社会空間上の位置を与えられない存在とみなしている。一方、マルクス主義フェミニズムは、近代社会における性差別を、「男」「女」の社会空間上の配置として描いている。この図式にしたがえば、女性は社会空間に組み込まれていることになる。だが、女性の再生産労働は、労働市場のなかに位置づけられていないがゆえに、かつては「搾取」として問題化されることはなかった。しかし今日、私的領域たる「家族」が、「公的領域」の外部にありながら「公的領域」を支えていることが明らかとなっている。「女性」は、公的領域に組み込まれていないが、そのことによって逆説的に、公的領域の構成に関わっているのである。すなわち、私的領域における「女性」の再生産労働は、公的領域における「男性」の経済活動を背後から支えている。異性愛の「女性」もまた、「男性」との関係においては「(非)主体」ということになる。

マルクス主義フェミニズムにおいては、物質／文化という二元論が採用され、性支配が前者に還元さ

れている。また、ジェンダー規範の「原因」として設定されたはずの家父長制の「物質的基盤」において、予め男／女という主体が前提とされてしまっている。この点、バトラーの「パフォーマティヴィティ」概念は、社会的位置のパフォーマティヴな構築を示すものでもあった。したがって、予め主体化された存在である「男」「女」が、社会空間上の公的領域と私的領域とに配置されるのではなく、公的領域を担う「男」と私的領域を担う「女」という主体のパフォーマティヴな構築を通じて、公私に分離した社会空間もまた産出すると考えるべきである、とされる。

つまり、象徴レベルでの言説的主体化は、社会の物質的側面と不可分なのである。さまざまな主体／(非)主体関係が、折り重なるように社会の内部／外部の境界を暫定的に定義しているのである。そして、社会の内部／外部の境界画定不可能性は、差別・抑圧についての物質／象徴関係の相互還元不可能性を示している。

最後に第Ⅲ部『批判的脱主体化』と『未来』では、第Ⅰ部で区別したふたつの「他者性」のうち、「批判的脱主体化」を取り上げ、社会制度の変容／攪乱について考察している。

まず第5章『「パフォーマティヴィティ」の『時間性』』では、「批判的脱主体化」を「未来」への志向性と捉え、その理論的可能性を論じている。バトラーは「パフォーマティヴィティ」概念の「時間性」を重視するが、それは〈過去→現在→未来〉というクロノロジカルな因果関係を意味するものと考えべきではない。言語行為の瞬間において過去と未来が召還される。つまり、発話の状況や文脈自体が、時間的な非決定性を帯びている。たしかに、個々の言語行為は、既存のコンテクストとの関係において可能となる。言語行為は過去から切り離されたものではありえない。だが言語行為によって、新たなコンテクストへの接続がなされることになる。ここに脱主体化の契機がある、とする。もちろん、主体化が言語的なものである以上、私たちは言語による被傷性から逃れられない。それゆえ、コンテクストを、(それらに依拠しながら)絶えず脱文脈化していくしかない。しかし、既存のコンテクストとされるもの自体も、一義的には決定できない。既存のコンテクストは言語行為の結果としても立ち現れるのである。すなわち、ある「瞬間」における既存のコンテクストの発見は、それ自体が言語行為である。そして、既存のコンテクストを問題化するという新たなコンテクストがその「瞬間」に現れる。同時に、既存のコンテクストは、それが接続されうる新たなコンテクストとの関連においてのみ意味をもつ。言語行為は、コンテクストに規定されながらも、それが依拠するコンテクストや、新たなコンテクストを呼び起こす。未来の偶発性は現在を語ることのなかに存するのである、とする。

そのうえで、こうした「批判的脱主体化」を社会空間の変容という側面から考察したのが、第6章「公私二元論の再検討」である。

第二波フェミニズムは、「親密」な関係における権力の存在を暴露した。だが一方で、フェミニズムの批判を受けた後に、「親密圏」あるいは「個人的な領域」をいかに捉え直すべきかという課題も浮上している。こうした問いに答えるため、D. コーネルの議論を参照している。コーネルは、リベラリズムにおける「主体」概念を再構築し、自分が何者であるかを自由に表象でき、かつ自由に再想像することのできる「道徳的空間」として、「イマジナリーな領域 imaginary domain」という概念を提示する。本論文では、「イマジナリーな領域」を、メトニミーを可能にする条件として位置づけ直し、さらに、E. ラクラウのいう「社会的なるもの the social」と接合している。私たちが何者であるのかを再想像する空間としての「イマジナリーな領域」を保護することは、別の社会の可能性に向けて「社会的なるもの」を開いておくことにほかならない。

したがって本論文は、社会制度について、特定の内容をもった社会空間のあり方に特権的な価値を与えるのではなく、むしろ、主体や空間のあり方を、つねに（潜在的に）他の可能性に開いておくことが必要なだと述べる。

このように本論文は、バトラーの「パフォーマティヴィティ」概念を導きの糸として、主体化と排除、社会の偶発性との関係を検討するとともに、異性愛主義や性差別の物質性を考察している。バトラーは、権力による主体の産出を指摘するが、それは、単なる社会（言語）決定論を意味しない。むしろ彼女は、固定的かつ一枚岩的な社会観を批判するのである。本論文では、「(非)主体」を「社会的」にさまざまな位置を与えられたものと捉え、社会制度における物質的側面と文化的側面の関係が相対的なものであることを主張している。また、「批判的脱主体化」を「未来」の「偶発性」として理解する。ここでの「未来」「偶発性」は、あくまで現在の権力との関係においてのみ主題化されるべきものとなる。筆者によれば、本論文は、「社会学理論」としてバトラーを読むための、いわば「読み方」を模索したものであった。それは、バトラーを介して社会学理論を「増殖／再二重化」させる実践でもある、と述べる。

Ⅲ 評価

本論文の評価しうる点は、第一に、バトラーの議論に内在した精緻な理論的研究という、これまであまり試みられることのなかった作業をおこなった点にある。バトラーの議論は、従来、言及・参照されることが非常に多いにもかかわらず、それ自体として理論的研究の対象とされることがさほど多くはなかった。本研究はこの欠落を埋めようとする野心的な試みである。

第二に、本論文は、バトラーの議論についての単なる理論的整理を行うにとどまらず、バトラーの議論から引き出されてくる知見をさらに展開・再構成することによって、より一般化された社会学理論の構図を描こうとしたものとして評価できる。バトラーの議論に内在する「(非)主体」と「批判的脱主体化」というふたつの他者性の様相に関する議論は、ジジエクやラクランなど他の理論家たちの議論との比較検討を経て、主体と社会空間の関係、主体と社会変容の関係をめぐりより射程のひろい社会学理論へと、大貫君の視点から再構成されており、理論の醍醐味が感じられる論文である。

そして第三に評価できる点としてあげられるのが、大貫君の論理の明晰性である。もちろん社会学の理論的研究において論理の明晰性が求められるのは当然のことではあるが、本論文は、多くの代表的な理論家たちが論争を繰り広げている複雑で微妙な論点を実にクリアに整理し、かつ、この種の論文としては特筆に値する明晰性をもって理論的な再構成をおこなっている。

他方で、本論文は果敢な挑戦ではあるが、それだけに問題や課題を指摘しうる。本論文は、バトラーと他の理論家たちとの「論争」的な議論を整理・記述するという論理の展開が中心である。それ自体はたいへん面白くよく書けていると評価されるが、基本的にバトラーの理論的再解釈と社会学理論としての彫琢が目的であれば、「論争」への注目以上に、バトラー自身の原典の読み込みや、バトラー自身の「言葉」に集中して議論を組み立て、解釈・分析を展開するというより一層「内在」的な論理構成が必要ではなかったか、という問題である。そうすることで、バトラーの「パフォーマティヴィティ」という概念の哲学的起源や含意をもっと探求することができたであろうし、また、現代社会学における公共性や親密圏に関わる議論、あるいはシュッツ・ルーマン・ギデンズなど行為概念を「時間性」において捉え彫琢しようとする重要な試みのなかでのバトラーの位置づけという作業にもつながりえたと思わ

れる。また、ふたつの他者性：「(非)主体」・「批判的脱主体化」について、その析出過程のより精緻な論理や、それら相互の関係性など更なる議論が必要になってくるだろう。

さらには、大貫君の理論研究が有する理論的含意を、実証的研究あるいは実践的活動のための指針として拡張し、理論と実証・実践を接続していくという作業が今後の課題としてあげられる。大貫君自身、刑事司法過程に関する社会学的な研究を、冤罪事件での精神鑑定やDV被害者の言説を題材としておこなっている。本論文においても「批判的脱主体化」についての理論を、DVに対する社会的対応に関する事例分析へと接続する試みがなされてはいるが、こうした方向でのより本格的かつ総合的な研究の展開を期待したい。そしてそれは、大貫君にとっては、バトラーを現代社会学に適切に位置づけることによって、可能になるのではなかろうか。

以上のような問題や今後の課題を指摘しうるのが、総合的に見て、高い評価は変わらない。

IV 審査結果

審査委員一同は、本論文が博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

博士（社会学）[平成25年5月15日]

乙 第4619号 松木 洋人

子育て支援を支える論理の社会学的記述：

「ケアの社会化」期における家族と福祉の交錯の探索的研究

審査担当者

主査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 教育学修士	渡辺 秀樹
副査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 文学修士	浜 日出夫
副査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 社会学修士	岡原 正幸
副査	早稲田大学人間科学学術院（人間科学部）教授 文学修士	池岡 義孝

学識確認担当者

慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 社会学修士	岡原 正幸
-------------------------------	-------

内容の要旨

1990年のいわゆる「1.57ショック」を契機に少子化が社会的に大きな注目を集めるようになったその後も、合計特殊出生率は低下を続け、現在に至るまで、顕著な「回復」傾向を示すには至っていない。このような日本の少子社会化を主要な文脈として、子育てを私的領域たる家族のみの問題とするのでは

なく、政府や地方自治体、地域社会などの公的領域が積極的に子育て支援に関与する必要性が主張され、実際に様々な水準での施策化も進展してきた。

しかし、子育て支援は、近年の日本社会におけるポリティカルな論点の一つともなっている。「育児の社会化」や子育て支援施策の拡充は、あるときには社会や家族で生じる問題を引き起こすものとされ、またあるときにはそれらを解決するために必要な手段として要請される。20世紀末以降の少子社会化した日本社会とは、子育てを支援することや社会化することをめぐって、様々な論者が、しばしば相反する内容も含んだ無数の言説を紡ぎ出し続けている社会であると言えるだろう。そして、社会学もこの子育て支援をめぐる言説のポリティクスに参入している。

本論文もまた社会学、とりわけ家族社会学の立場から、現代の日本社会において拡充が図られつつある子育て支援について、その考察を試みるものである。しかし、本論文の直接的な目的は、上述のような言説のポリティクスに参入して、現在の子育て支援施策の長所短所や「育児の社会化」の是非について論評を加えることにあるわけではない。本論文でまずもって目指されるのは、子育てを支援するという実践がどのように行われ、そして、その支援の実践が当の支援者たちにとってどのようなものとして経験されているのかをエンピリカルな題材に基づいたかたちで例証することである。

子育て支援施策が拡充することによってもたらされる帰結の一つは、子どもをそのメンバーとして抱える家族が、子どもへのケアとそれにまつわる各種のサポートの授受を通じて、家族成員以外の、多くは福祉領域に位置づけられる制度や組織、人々との関わりあいを深めていくという事態であるだろう。「育児の社会化」を要請する議論が盛んになり、子育て支援の理念が事業化されることによって、既に多くの親子が様々な子育て支援サービスと関わりながら、その生活を営んでいる。しかし、少子化やそれがもたらす事態の深刻さと、その対策として「育児の社会化」、子育て家庭の支援が必要であることを語る言説とそれに対抗する言説が相互に触発するかのよう増殖する一方で、むしろ部分的なものではあっても、子育てが社会化されたその宛て先において、子育ての支援がどのように行われ、支援の提供に従事する者と提供を受ける者がどのような関係性を形成し、そこでどのような経験をしているのかといったことがエンピリカルな調査研究によって充分に明らかにされているとは言えない。

しかし、今後、子育て支援施策の拡充がますます図られ、子育て支援を支える支援提供者の果たす役割がますます重要となることが予測されるうえで、子育て支援が実践される多様な領域について、その担い手が支援の提供という経験をどのように理解しているのかを把握することは、支援提供者のウェルビーイングや担い手の継続的な「供給」、さらには、支援の「質」の確保といった観点からも不可欠となっていると思われる。

つまり、現在、求められているのは、子育て支援を提供者と受け手との社会的相互行為によって構成されるものと捉える社会的な視点から、子育て支援に関わる当事者たちがその支援をどのように実践し、経験しているのかをエンピリカルな具体例に則したかたちで明らかにすることであるだろう。本論文の取り組みは、まず何よりもこの欠如を埋めようとするものである。

そして、本論文は、この課題に取り組むにあたり、子育て支援者たちの技巧的な実践や経験が置かれている重要な社会的条件の一つとして、子育てとそれを支援することをめぐる言説のポリティクスの存在に注目するものでもある。次世代育成支援対策推進法、認定こども園設置法、2000年の改正少年法など、近年の子どもに関する法律の審議過程では、しばしば子育ての家庭回帰を求める言説が発せられており、「子育てとは誰が行うのか」というテーマが通奏低音となっていることが指摘されている。本

論文は、このような言説のポリティクスのただなかに置かれた子育てを支援するという実践や経験のありようを見定める試みである。言い換えれば、支援者が日々の支援の営みを実践するうえでこのポリティクスがどのような位置を占めているのか、あるいは、このポリティクスが社会的条件として存在することが支援の実践や経験とどのように関連しているのかを見定める試みでもあるということになる。

この目的を達成するために、本論文では、様々な状況で子育て支援に従事している支援者を対象として、筆者が数年間にわたって実施してきたインタビュー調査から得られた語りを読み解くことを行った。そして、社会福祉領域における子育て支援者の経験についての考察に基づいて、子育てを制度的に支援することが現代家族とそれをめぐる議論にとってどのような含意を有するのかについても議論を行った。先述のように、子育て支援に携わる人々の経験にとって、子どもへのケアを通じた家族領域との関わりのありようは一つの鍵となるものと思われる。それと同時に、現代の家族のありかたを語るにあたって、その子育て支援との関わりのありようは、重要な論点となる可能性を持っている。

以上のような問題意識にしたがって、本論文では、主として社会福祉領域において収集されたエンピリカルな題材の分析を通じて、それと交錯する家族領域の現在の位相、あるいは、その交錯のありかたについて指摘を行うことを試みた。

本論文は以下のような構成をとっている。まず第1章では、近年の子育て支援施策の展開を概観しつつ、それにともなって家族と子育てをめぐる規範的論理の二重化と呼びうる状況が生じてきたことを指摘する。そして、この状況が社会学研究にとって有するインプリケーションについて論じたうえで、本論文の問題関心が家族変動や家族規範という家族社会学的な概念と関連づけられる。1990年代以降の子育て支援施策の展開は、「支援の論理」という「家族」や「子育て」について理解するに際しての概念間の新たな連関に支えられると同時に、その社会成員にとっての利用可能性を高めていくものでもあったと考えられる。そして実際に各種の子育て支援サービスが提供されることを通じて、家族は子どものケアを通じた福祉領域との関わりを深めていく。このような支援が提供される個々の状況は、支援の論理を前提に成立している「育児の社会化」を体現する状況の一つである。現代の日本社会における子育て支援が提供される機会の増大は、このような意味で、社会空間のなかに家族領域と福祉領域が接する新たなフィールドを切り拓くものであり、そこでは「子育て」を「支援する／される」という新たな実践や経験が生み出され、「子育て」や「家族」が経験されるそのありかたもこれまでとは異なるものになる。

続いて第2章では、家族規範概念の家族社会学研究のなかでの位置づけを理論的に検討することを通じて、本論文がどのような視点から家族規範および家族変動にアプローチしようとするのかが示される。家族規範を社会生活の理解やそのなかでの様々な行為を可能にする概念間の論理的関係として捉え直すこと、そして、相互行為における実際の使用に即してそれを把握していくアプローチを提示することを試みた。家族規範の変化とは、「家族」という成員カテゴリー化装置の使用のされかたの変化である。「家族」というカテゴリー集合がどのような成員カテゴリーを含むのか、その成員カテゴリー間にはいかなる関係が期待されるのか、どのような述部が家族に関する成員カテゴリーとどのように結びついているのかという概念の論理的な関係の変化が、家族規範の変化として家族変動の重要な一部を構成している。そして、この変容は人々が社会生活において、どのような家族規範を様々な方法で用いたりあるいは用いなかったりしながら、自らの経験と実践を組み立てているのかという問いの探求を通じて把握されるべきものであり、たとえ「新奇な」現象であっても、それがはたして現代社会に特有の家族

規範によって組み立てられているのかどうかということは、それ自体、経験的な題材を用いた概念の使用の解明を通じて検討される必要がある。つまり、家族規範が弛緩したり相対化されたりしつつあることを結論するにあたっては、それを人々による具体的な文脈における使用のなかに差し戻したかたちで問うことが要求されるのである。

また、この観点からすれば、家族と子育てをめぐる規範的論理の二重化状況とは、以下のような事態に他ならない。すなわちそれは、「家族」というカテゴリー集合のなかに属する「母親」と「父親」などの成員カテゴリーが、「子ども」という成員カテゴリーや「子育て」という述部との間に有する義務や責任を通じた特別な結びつきが維持されている一方で、「子ども」や「子育て」と「家族」との排他的な結びつきが部分的にはほどかれて、別様の結びつきを利用することも可能になっているという状況である。第4章から第6章では、子育て支援者たちがその語りにおいて、実際にいかなる概念や論理をどのように用いているのかを記述していく。この記述を通じて、彼女たちの実践と経験を理解するとともに、近代的な公的領域と私的領域の区分の再編による帰結とも捉えられる「子育て支援」という領域における実践と経験が、「家族」と「子育て」をめぐる概念間の新しい連関と非連関によって支えられているそのありようが検討される。

第3章では、本論文が基づいている子育て支援の提供者へのインタビュー調査の概要を説明するとともに、インタビュー調査で得られた語りの取り扱いについてその方針を確認する。筆者による子育て支援の提供者へのインタビュー調査は、その対象者が提供している支援のタイプによって、①施設型支援、②家庭型支援、③ひろば型支援の3つに分類される。また、対象者による子育て支援をめぐる語り、語りの対象となっている子育て支援を提供するという実践と経験のありようと同時に、それらの実践と経験についての語りが意味あるものとなることを支えている規範的論理のありようへのアクセスを可能にするものと捉えられることを確認する。

第4章から第6章までは、子育て支援の提供に携わる人々による語りを題材にして、支援提供者の経験と実践を記述するとともに、それらがどのような「家族」や「子育て」に関わる規範を通じて成立しているのかを検討する。そこで繰り返し示されるのは、「育児の社会化」の一部をなし、支援の論理を前提に成立している子育て支援の提供という出来事が、子育ての責任を家族に帰属する子育て私事論、抑制の論理の参照を通じて実践、経験されているということである。

第4章では、子ども家庭支援センターのスタッフの語りと育児サークルの主催者の語りを比較することで、子育て支援の提供者が直面しうるジレンマおよびそれが解かれるための方法や条件について考察を行う。育児責任を家族に帰属する論理から子育てを支援することのジレンマが支援提供者に生じうること、そして、そのジレンマへの解法として、自らの支援の実践を家族によるケア提供への代替ではなく、家族関係への支援として定義することで、子育て私事論を支援の論理によって包摂するという方法があることを論じた。

第5章は「保育ママ」の語りに焦点を当てる。育児責任を家族に帰属する論理が、「保育ママ」たちによって与えられる職業選択の動機やケアを提供している子どもやその親との関係性についての説明の前提にあること、また、自分が子どもに提供するケアを子どもが家庭で提供されるそれに近づけたり、母親による育児責任の遂行というストーリーを提示することによってその責任の放棄を防ごうとしたりなど、第4章で見出されたのとはまた異なるかたちで子育て私事論の支援の論理による包摂が行われていることを論じた。

第6章では、子どもへの直接的なケア提供がなされる状況ではなく、子育て中の親が子どもを連れて集まる子育て広場のスタッフによる語りの検討を行う。家族支援、親支援に特化した子育て広場において子育て支援を提供する経験と実践の特徴が、支援者の当事者性および専門性という観点から記述される。同時に子どもへの直接的なケア提供を目的としない子育て広場のスタッフにとっても、自分と利用者が子育てに関する知識や能力において非対称的であると含意するような関わりを避けることによって、利用者が責任ある母親であることに配慮するというかたちで、「家族」と「子育て」の規範的な結びつきが考慮の対象となっていることが示された。

終章では、これまでの議論でもたらされた知見を家族社会学や「支援・ケアの社会学」、子育て支援論の文脈、そしてそれらが交差するケアの社会的配分およびケアの単位としての家族概念の再考をめぐる議論の文脈に置き直しながら、本論文の意義について改めて検討を行っている。

まず、1990年代以降の子育て支援施策の展開およびそれにともない生じた家族と子育てをめぐる規範的論理の二重化状況は、「子育て」をめぐる実践や経験が支援の論理の使用を通じて理解されるものになったという意味においては、家族の理解可能性の水準における「多様性」の増大をもたらしつつある。ただし、少なくとも現時点において、支援提供者の実践を支えている論理に注目したとき、この支援の論理と子育て私事論の二重化は、あくまで前者が後者を前提にするかたちで成立しているものであり、家族に育児責任を帰属する規範の弛緩として単純に捉えることのできるものではない。

また、むしろ本論文で対象者たちの語りに即して記述されてきたような、子育て支援に関わる人々が家族の育児責任についての理想と現実の調停を求められる場面が広範に出現しつつあるということ自体を、近年の子育て支援施策の展開がもたらしている現代家族、ひいては現代社会をめぐる新たな局面として捉え直すことができる。現代家族における子育てとは、2つの相反する規範的論理が利用可能なものとして共在しているという条件のなかで、それらをその都度の場面に合わせたかたちで参照しながら実践されざるをえないものになりつつあると考えられる。

また、「支援・ケアの社会学」としては、家族と子育てをめぐる規範的論理の二重化状況に注目することの重要性が示された。これまで「支援・ケアの社会学」においては、主に高齢者介護や障害者の介助について、ケアを家族から外部化することの困難がしばしば指摘され、それを外部化するための方途や条件についても議論がなされてきた。本論文における語りの検討は、この困難が子育てというケアにも存在しているのはもちろんのこと、子育てというケアを外部化することの困難をもたらしているような家族と子育てをめぐる規範的論理が、その外部化の宛て先に位置する人々にも様々な方法で使用されていることを示すとともに、この困難を解消するためにどのような方途がありうるのか、いかなる条件がそれを支えているのかについて、支援提供者の実践に即したかたちで論じるものでもあった。

さらに、本論文の知見が従来の子育て支援論にとって持っている意義もこの観点から理解することができる。第5章と第6章においては、「保育ママ」が家庭性、ひろば型支援の提供者が当事者性をそれぞれの特徴とされつつ、いずれについても専門性の必要が一つの論点となるなかで、それらが彼女たちの語りにおいてどのような位置を与えられているのかを検討した。そこで示されたのは、それぞれの専門性は、「保育ママ」であれば、家庭性の論理を現実化することの専門性、ひろば型支援の提供者であれば、「素人」であることの専門性という位相を含んでいることであった。彼女たちの専門性をこのように把握することには、2つの含意がある。第1に、しばしば行われているように、「保育ママ」が子どもに提供するケアおよび子どもとその家族との間に形成する関係の家庭性や、ひろば型支援の提供者たち

の当事者性を所与のものとし、その効用を強調することは、それらが「保育ママ」たちによる家庭性を現実化するための工夫、ひろば型支援の提供者たちによる利用者と対称的な関係を維持するための工夫を看過しているという意味において危ういものである。支援の家庭性や当事者性は、これらの実践上の工夫によって初めて達成されるものであるにもかかわらず、従来の子育て支援論のように家庭性や当事者性が前提されてしまったとき、その工夫の内実が記述の対象となることはない。第2に、これらの子育て支援における専門性は、いずれもそれぞれの状況に応じたしかたで、支援提供の対象となる人々の家族としての育児責任について配慮を行うこと、あるいは、その配慮を行うための技法を含んでいるということである。規範的論理の二重化状況のもとで、支援の論理に沿った実践を行う立場にある人々は、ときとして、子育て私事論を考慮に入れながら支援の提供を行う。このようないわば実践的な「育児の再家族化」は、家族の育児責任について2つの規範的論理が共存する状況において、彼女たちが自らの支援実践を自他にとって抵抗の少ないかたちで続けていくための工夫の重要な一部となっていると考えられる。したがって、今後、子育て支援における専門性に関わる議論がなされるとき、すなわち、支援に必要な知識や技能が論点になるときは、この家族の育児責任についての配慮の技法という位相にも焦点が当てられる必要があるだろう。

最後に、近年、ケアの社会的配分をどのように構想するかという問題から、これまでその主要な宛先となってきた「家族」という概念を問い直す議論が盛んである。ケアの脱家族化の主張であれ、これまで通常は「家族」と呼ばれることがなかった新たなケアの単位を「家族」に含める家族概念の拡張であれ、「家族」に求められているケアを含めた複数のニーズを区別する家族概念の分節化であれ、そこで共通して問題化されているのは、伝統的な意味での「家族」とケアの単位を同一視することである。

これに対して本論文では、子育て支援の実践についての語りという題材を用いて、概念間の連関としての家族規範の用法に注目しながら、子どもへのケアが脱家族化されたときにどのような事態が生じるかを検討した。つまるところ、「家族」という概念の意味は人々によるその用法のなかにあるとすれば、ケアの社会的配分をめぐる問題から家族概念を問い直すという試みも、ケアが家族によって提供されない場合や、あるいは、家族成員以外の者によってケアが提供される場合において、「家族」に関わる概念およびそのケアとの連関がどのように用いられるのかを見定めることから始められてよいはずである。このような観点からすれば、本論文の第4章と第5章による語りの検討は、「家族」と「子育て」というケアとの偶発的でアプリオリな結びつきが、家族成員以外の者が子どもへのケアを提供する実践と経験の重要な構成要素となっていることを明らかにするものであった。

同時に、子育てを支援する実践と経験の記述は、家族概念の拡張や分節化を唱える議論とは異なる視角から、ケアの単位としての「家族」を再考する機会を提供する可能性がある。試行的な分析は、「家族」が「子育て」と結びついているのだとしても、「家族」という概念は「子育て」という概念の様々な位相のうち、親がケアを提供することだけではなく、家族外部の育児資源をコーディネートすることなどによって子どもをサポートすることとも結びつきうる。このような意味で、「家族」が「子育て」をすること、すなわち、「親であること」には多元的な可能性があり、したがって、「家族」が子育ての単位であるということの意味も多元的なものでありうることを示している。家族成員以外の者によって子どもへのケアが提供されるという事態の広がりのもとで、なお家族によるケアの規範的優先性が維持され続けるとしても、「家族」と「子育て」というケアとの結びつきは様々なかたちをとりうる。そして、このような多元的な可能性の存在やそれが具体的にいかなるかたちをとるのかという問題は、家族

概念の拡張や分節化を唱える議論ともその関心をおそらくは部分的に共有しつつも、まずはケアが問題化される状況における家族規範の用法の経験的な記述によって答えが与えられるものである。ケアの単位としての「家族」の再考は、このように様々なかたちでの「家族」と「ケア」との結びつきを人々の実践と経験における使用に即したかたちで解明するという作業を通じて行うことができる。本論文で行った検討はその作業のための端緒となりうるものである。

論文審査要旨

I 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序章 本論文の目的と構成

第1節 本論文の目的

第2節 本論文の構成

第1章 子育て支援の論理と現代家族の変容

第1節 少子化問題の構築と子育て支援施策の展開

第2節 子育て支援施策の展開と規範的論理の二重化

第3節 二重化状況の社会的インプリケーション

第4節 家族変動論と「ケアの社会化」

第2章 家族規範の用法と家族変動

第1節 家族規範概念をめぐって

第2節 家族の標準理論と家族規範

第3節 標準理論批判と家族規範

第4節 家族／社会生活の構成要素としての家族規範

第5節 相互行為における家族規範の使用の特定

第6節 家族変動と概念の用法の変化

第3章 インタビュー調査の概要

第1節 子育て支援の3類型

第2節 施設型支援の調査

第3節 家庭型支援の調査

第4節 ひろば型支援の調査

第5節 調査で得られた語りの取り扱いと本調査の限界

第4章 子育てを支援することのジレンマとその解法

第1節 成員カテゴリーとしての「子ども」とその二重性

第2節 家族支援としての子育て支援

第3節 小括：支援の論理による子育て私事論の包摂

第5章 「保育ママ」であるとはいかなることか：家庭性と専門性の間で

第1節 問題設定

第2節 「保育ママ」であることと家庭性の論理

第3節 専門性の論理とその再定義

第4節 「保育ママ」にとっての家庭性と専門性

第5節 小括：「保育ママ」と子育てを支援することのジレンマ

第6章 ひろば型支援における当事者性と専門性：対称性を確保するための非対称な工夫

第1節 問題設定

第2節 専門性への両義的な態度

第3節 「素人」であることの専門性

第4節 対称性を確保するための非対称な工夫

第5節 小括：ひろば型支援における当事者性と専門性

終章 子育て支援と現代家族

第1節 本論文の知見の確認

第2節 子育て支援と現代家族

第3節 「育児の社会化」の条件と「親であること」の多元性

あとがき

参考文献

II 本論文の概要

1990年のいわゆる「1.57ショック」を契機に少子化が社会的に大きな注目を集めるようになった。その後も、合計特殊出生率は低下を続け、現在に至るまで、顕著な「回復」傾向を示すには至っていない。このような日本の少子社会化を主要な文脈として、子育てを私的領域たる家族のみの問題とするのではなく、政府や地方自治体、地域社会などの公的領域が積極的に子育て支援に関与する必要性が主張され、実際に様々な水準での施策化が進展してきた。

本論文は社会学、とりわけ家族社会学の立場から、現代の日本社会において拡充が図られつつある子育て支援について、その考察を試みるものである。本論文で目指されるのは、子育てを支援するという実践がどのように行われ、そして、その支援の実践が当の支援者たちにとってどのようなものとして経験されているのかをエンピリカルな題材に基づいたかたちで例証することである。

「育児の社会化」を要請する議論が盛んになり、子育て支援の理念が事業化されることによって、既に多くの親子が様々な子育て支援サービスと関わりながら、その生活を営んでいる。しかし、少子化やそれがもたらす事態の深刻さと、その対策として「育児の社会化」、子育て家庭の支援が必要であることを語る言説とそれに対抗する言説が相互に触発するかのよう増殖する一方で、むしろ部分的なものではあっても、子育てが社会化されたその宛て先において、子育ての支援がどのように行われ、支援の提供に従事する者と提供を受ける者がどのような関係性を形成し、そこでどのような経験をしているのかといったことがエンピリカルな調査研究によって十分に明らかにされているとは言えない。

今後、子育て支援施策の拡充がますます図られ、子育て支援を支える支援提供者の果たす役割がますます重要となることが予測されるうえで、子育て支援が実践される多様な領域について、その担い手が支援の提供という経験をどのように理解しているのかを把握することは、支援提供者のウェルビーイングや担い手の継続的な「供給」、さらには、支援の「質」の確保といった観点からも不可欠となるとする。

つまり、現在、求められているのは、子育て支援を提供者と受け手との社会的相互行為によって構成

されるものと捉える社会学的な視点から、子育て支援に関わる当事者たちがその支援をどのように実践し、経験しているのかをエンピリカルな具体例に則したかたちで明らかにすることであるだろう。本論文の取り組みは、まず何よりもこの欠如を埋めようとするものである。

そして、本論文は、この課題に取り組むにあたり、子育て支援者たちの技巧的な実践や経験が置かれている重要な社会的条件の一つとして、子育てとそれを支援することをめぐる言説のポリティクスの存在に注目するものでもある。次世代育成支援対策推進法、認定こども園設置法、2000年の改正少年法など、近年の子どもに関する法律の審議過程では、しばしば子育ての家庭回帰を求める言説が発せられており、「子育てとは誰が行うのか」というテーマが通奏低音となっていることが指摘されている。本論文は、このような言説のポリティクスのただなかに置かれた子育てを支援するという実践や経験のありようを見定める試みである。言い換えれば、支援者が日々の支援の営みを実践するうえでこのポリティクスがどのような位置を占めているのか、あるいは、このポリティクスが社会的条件として存在することが支援の実践や経験とどのように関連しているのかを見定める試みでもあるということになる。

この目的を達成するために、本論文では、様々な状況で子育て支援に従事している支援者を対象として、筆者が数年間にわたって実施してきたインタビュー調査から得られた語りを読み解くことを行っている。そして、社会福祉領域における子育て支援者の経験についての考察に基づいて、子育てを制度的に支援することが現代家族とそれをめぐる議論にとってどのような含意を有するのかについても議論を行っている。先述のように、子育て支援に携わる人々の経験にとって、子どもへのケアを通じた家族領域との関わりのありようは一つの鍵となるものと思われる。それと同時に、現代の家族のありかたを語るにあたって、その子育て支援との関わりのありようは、重要な論点となる可能性を持っている。

まず第1章では、近年の子育て支援施策の展開を概観しつつ、それにともなって家族と子育てをめぐる規範的論理の二重化と呼びうる状況が生じてきたことを指摘する。そして、この状況が社会学研究にとって有するインプリケーションについて論じたうえで、本論文の問題関心が家族変動や家族規範という家族社会学的な概念と関連づけられる。1990年代以降の子育て支援施策の展開は、「支援の論理」という「家族」や「子育て」について理解するに際しての概念間の新たな連関に支えられると同時に、その社会成員にとっての利用可能性を高めていくものでもあったと考えられる。そして実際に各種の子育て支援サービスが提供されることを通じて、家族は子どものケアを通じた福祉領域との関わりを深めていく。このような支援が提供される個々の状況は、支援の論理を前提に成立している「育児の社会化」を体現する状況の一つである。現代の日本社会における子育て支援が提供される機会の増大は、このような意味で、社会空間のなかに家族領域と福祉領域が接する新たなフィールドを切り拓くものであり、そこでは「子育て」を「支援する／される」という新たな実践や経験が生み出され、「子育て」や「家族」が経験されるそのありかたもこれまでとは異なるものになる。

続いて第2章では、家族規範概念の家族社会学研究のなかでの位置づけを理論的に検討することを通じて、本論文がどのような視点から家族規範および家族変動にアプローチしようとするのかを示される。家族規範を社会生活の理解やそのなかでの様々な行為を可能にする概念間の論理的関係として捉え直すこと、そして、相互行為における実際の使用に即してそれを把握していくアプローチを提示することを試みている。家族規範の変化とは、「家族」という成員カテゴリー化装置の使用のされかたの変化である。「家族」というカテゴリー集合がどのような成員カテゴリーを含むのか、その成員カテゴリー間にいかなる関係が期待されるのか、どのような述部が家族に関する成員カテゴリーとどのように結

びついているのかという概念の論理的な関係の変化が、家族規範の変化として家族変動の重要な一部を構成している。そして、この変容は人々が社会生活において、どのような家族規範を様々な方法で用いたりあるいは用いなかったりしながら、自らの経験と実践を組み立てているのかという問いの探求を通じて把握されるべきものであり、たとえ「新奇な」現象であっても、それがはたして現代社会に特有の家族規範によって組み立てられているのかどうかということは、それ自体、経験的な題材を用いた概念の使用の解明を通じて検討される必要がある。つまり、家族規範が弛緩したり相対化されたりしつつあることを結論するにあたっては、それを人々による具体的な文脈における使用のなかに差し戻したかたちで問うことが要求されるとしている。

また、この観点からすれば、家族と子育てをめぐる規範的論理の二重化状況とは、以下のような事態を指すことになる。すなわちそれは、「家族」というカテゴリー集合のなかに属する「母親」と「父親」などの成員カテゴリーが、「子ども」という成員カテゴリーや「子育て」という述部との間に有する義務や責任を通じた特別な結びつきが維持されている一方で、「子ども」や「子育て」と「家族」との排他的な結びつきが部分的にはほどかれて、別様の結びつきを利用することも可能になっているという状況である。第4章から第6章では、子育て支援者たちがその語りにおいて、実際にいかなる概念や論理をどのように用いているのかを記述していく。この記述を通じて、彼女たちの実践と経験を理解するとともに、近代的な公的領域と私的領域の区分の再編による帰結とも捉えられる「子育て支援」という領域における実践と経験が、「家族」と「子育て」をめぐる概念間の新しい連関と非連関によって支えられているそのありようが検討される。

第3章では、本論文が基づいている子育て支援の提供者へのインタビュー調査の概要を説明するとともに、インタビュー調査で得られた語りの取り扱いについてその方針を確認している。筆者による子育て支援の提供者へのインタビュー調査は、その対象者が提供している支援のタイプによって、①施設型支援、②家庭型支援、③ひろば型支援の3つに分類される。また、対象者による子育て支援をめぐる語りが、語りの対象となっている子育て支援を提供するという実践と経験のありようと同時に、それらの実践と経験についての語りが意味あるものとなることを支えている規範的論理のありようへのアクセスを可能にするものと捉えられることを確認する。

第4章から第6章までは、子育て支援の提供に携わる人々による語りを題材にして、支援提供者の経験と実践を記述するとともに、それらがどのような「家族」や「子育て」に関わる規範を通じて成立しているのかを検討する。そこで繰り返し示されるのは、「育児の社会化」の一部をなし、支援の論理を前提に成立している子育て支援の提供という出来事が、子育ての責任を家族に帰属する子育て私事論、抑制の論理の参照を通じて実践、経験されているということである。

第4章では、子ども家庭支援センターのスタッフの語りと育児サークルの主催者の語りを比較することで、子育て支援の提供者が直面しうるジレンマおよびそれが解かれるための方法や条件について考察を行う。育児責任を家族に帰属する論理から子育てを支援することのジレンマが支援提供者に生じうること、そして、そのジレンマへの解法として、自らの支援の実践を家族によるケア提供への代替ではなく、家族関係への支援として定義することで、子育て私事論を支援の論理によって包摂するという方法があることを論じている。

第5章は「保育ママ」の語りに焦点を当てる。育児責任を家族に帰属する論理が、「保育ママ」たちによって与えられる職業選択の動機やケアを提供している子どもやその親との関係性についての説明の

前提にあること、また、自分が子どもに提供するケアを子どもが家庭で提供されるそれに近づけたり、母親による育児責任の遂行というストーリーを提示することによってその責任の放棄を防ごうとしたりなど、第4章で見出されたのとはまた異なるかたちで子育て私事論の支援の論理による包摂が行われていることが論じられる。

第6章では、子どもへの直接的なケア提供がなされる状況ではなく、子育て中の親が子どもを連れて集まる子育て広場のスタッフによる語りの検討を行う。家族支援、親支援に特化した子育て広場において子育て支援を提供する経験と実践の特徴が、支援者の当事者性および専門性という観点から記述される。同時に子どもへの直接的なケア提供を目的としない子育て広場のスタッフにとっても、自分と利用者が子育てに関する知識や能力において非対称的であると含意するような関わりを避けることによって、利用者が責任ある母親であることに配慮するというかたちで、「家族」と「子育て」の規範的な結びつきが考慮の対象となっていることを示している。

終章では、これまでの議論でもたらされた知見を家族社会学や「支援・ケアの社会学」、子育て支援論の文脈、そしてそれらが交差するケアの社会的配分およびケアの単位としての家族概念の再考をめぐる議論の文脈に置き直しながら、本論文の意義について改めて検討を行っている。

まず、1990年代以降の子育て支援施策の展開およびそれにともない生じた家族と子育てをめぐる規範的論理の二重化状況は、「子育て」をめぐる実践や経験が支援の論理の使用を通じて理解されうるものになったという意味においては、家族の理解可能性の水準における「多様性」の増大をもたらしつつある。ただし、少なくとも現時点において、支援提供者の実践を支えている論理に注目したとき、この支援の論理と子育て私事論の二重化は、あくまで前者が後者を前提にするかたちで成立しているものであり、家族に育児責任を帰属する規範の弛緩として単純に捉えることのできるものではないとする。

また、むしろ本論文で対象者たちの語りに即して記述されてきたような、子育て支援に関わる人々が家族の育児責任についての理想と現実の調停を求められる場面が広範に出現しつつあるということ自体を、近年の子育て支援施策の展開がもたらしている現代家族、ひいては現代社会をめぐる新たな局面として捉え直すことができる。現代家族における子育てとは、2つの相反する規範的論理が利用可能なものとして共在しているという条件のなかで、それらをその都度の場面に合わせたかたちで参照しながら実践されざるをえないものになりつつあるのである。

また、「支援・ケアの社会学」としては、家族と子育てをめぐる規範的論理の二重化状況に注目することの重要性が示された。これまで「支援・ケアの社会学」においては、主に高齢者介護や障害者の介助について、ケアを家族から外部化することの困難がしばしば指摘され、それを外部化するための方途や条件についても議論がなされてきた。本論文における語りの検討は、この困難が子育てというケアにも存在しているのはもちろんのこと、子育てというケアを外部化することの困難をもたらしているような家族と子育てをめぐる規範的論理が、その外部化の宛て先に位置する人々にも様々な方法で使用されていることを示すとともに、この困難を解消するためにどのような方途がありうるのか、いかなる条件がそれを支えているのかについて、支援提供者の実践に即したかたちで論じるものとなっている。

さらに、本論文の知見が従来の子育て支援論にとって持つ意義もこの観点から理解することができる。第5章と第6章においては、「保育ママ」が家庭性、ひろば型支援の提供者が当事者性をそれぞれの特徴とされつつ、いずれについても専門性の必要が一つの論点となるなかで、それらが彼女たちの語りにおいてどのような位置を与えられているのかが検討されている。そこで示されたのは、それぞれの専

門性は、「保育ママ」であれば、家庭性の論理を現実化することの専門性、ひろば型支援の提供者であれば、「素人」であることの専門性という位相を含んでいることであった。彼女たちの専門性をこのように把握することには、2つの含意がある。第1に、しばしば行われているように、「保育ママ」が子どもに提供するケアおよび子どもとその家族との間に形成する関係の家庭性や、ひろば型支援の提供者たちの当事者性を所与のものに見なし、その効用を強調することは、それらが「保育ママ」たちによる家庭性を現実化するための工夫、ひろば型支援の提供者たちによる利用者と対称的な関係を維持するための工夫を看過しているという意味において危ういものである。支援の家庭性や当事者性は、これらの実践上の工夫によって初めて達成されるものであるにもかかわらず、従来の子育て支援論のように家庭性や当事者性が前提されてしまったとき、その工夫の内実が記述の対象となることはない。第2に、これらの子育て支援における専門性は、いずれもそれぞれの状況に応じたしかたで、支援提供の対象となる人々の家族としての育児責任について配慮を行うこと、あるいは、その配慮を行うための技法を含んでいるということである。規範的論理の二重化状況のもとで、支援の論理に沿った実践を行う立場にある人々は、ときとして、子育て私事論を考慮に入れながら支援の提供を行う。このようないわば実践的な「育児の再家族化」は、家族の育児責任について2つの規範的論理が共存する状況において、彼女たちが自らの支援実践を自他にとって抵抗の少ないかたちで続けていくための工夫の重要な一部となっていると考えられる。したがって、今後、子育て支援における専門性に関わる議論がなされるとき、すなわち、支援に必要な知識や技能が論点になるときは、この家族の育児責任についての配慮の技法という位相にも焦点が当てられる必要があるだろう。

最後に、近年、ケアの社会的配分をどのように構想するかという問題から、これまでその主要な宛先となってきた「家族」という概念を問い直す議論が盛んである。ケアの脱家族化の主張であれ、これまで通常は「家族」と呼ばれることがなかった新たなケアの単位を「家族」に含める家族概念の拡張であれ、「家族」に求められているケアを含めた複数のニーズを区別する家族概念の分節化であれ、そこで共通して問題化されているのは、伝統的な意味での「家族」とケアの単位を同一視することである。

これに対して本論文では、子育て支援の実践についての語りという題材を用いて、概念間の連関としての家族規範の用法に注目しながら、子どもへのケアが脱家族化されたときにどのような事態が生じるかを検討するものであった。「家族」という概念の意味は人々によるその用法のなかにあるとすれば、「家族」に関わる概念およびそのケアとの連関がどのように用いられるのかを見定めることから始められてよいということである。このような観点からすれば、本論文の第4章と第5章による語りの検討は、「家族」と「子育て」というケアとの偶発的でアプリオリな結びつきが、家族成員以外の者が子どもへのケアを提供する実践と経験の重要な構成要素となっていることを明らかにするものであった。

同時に、子育てを支援する実践と経験の記述は、ケアの単位としての「家族」を再考する機会を提供する可能性がある。「家族」が「子育て」と結びついているのだとしても、「家族」という概念は「子育て」という概念の様々な位相のうち、親がケアを提供することだけではなく、家族外部の育児資源をコーディネートすることなどによって子どもをサポートすることとも結びつきうる。このような意味で、「家族」が「子育て」をすること、すなわち、「親であること」には多元的な可能性があり、したがって、「家族」が子育ての単位であるということの意味も多元的なものでありうることを示している。家族成員以外の者によって子どもへのケアが提供されるという事態の広がりのもとで、なお家族によるケアの規範的優先性が維持され続けるとしても、「家族」と「子育て」というケアとの結びつきは様々な

かたちをとりうる。そして、このような多面的な可能性の存在やそれが具体的にいかなるかたちをとるのかという問題は、まずはケアが問題化される状況における家族規範の用法の経験的な記述によって答えが与えられるものである。ケアの単位としての「家族」の再考は、このように様々なかたちでの「家族」と「ケア」との結びつきを人々の実践と経験における使用に即したかたちで解明するという作業を通じて行うことができるのであり、本論文はその端緒となる試みであるといえるだろう。

Ⅲ 評価

本論文は、現代日本の重要な課題である「子育て支援」をテーマにして、それを実践している人びとを対象にしたインタビュー調査を行い、その質的な分析から子育て支援の実践を支えている論理を明らかにしたものである。ケア支援者、ケア労働者への聞き取りから得られたファインディングスは、当事者の経験を詳細に描きとることに成功しており、個々の当事者が育児ケア場面でいかなる問題を経験し、またそれらの問題に対していかに対処しようとしているのかを、具体性をもって、明らかにしている。このファインディングス自体が、社会化された育児支援の現場を勘案するに際して新たな視点を提供しうるものと期待される。つまり本論文の射程範囲を超えて、問題関心を同じくする諸々の研究者にとっても、今後の研究プロジェクトを惹起しうるオリジナルな資料として、それらは非常に貴重である。

本論文はサックスの論文を下敷きとして、「赤ちゃんが泣いたの、保育ママさんが赤ちゃんを抱き上げたの」という語りに含まれる二重の規範的論理を分析したものである。

「赤ちゃん」を「人生段階」という成員カテゴリー化装置に属するものととらえれば、「大人」である「保育ママ」が「赤ちゃんを抱き上げる」ことは当然行うべきこととして理解される。しかし、「赤ちゃん」を「家族」という成員カテゴリー化装置に属するものとして聞くと、「その赤ちゃんのお母さんではなく、保育ママが赤ちゃんを抱き上げる」ことを問題としてとらえることもできる。そして、本論文はこの「赤ちゃん」というカテゴリーの二重性に対応して、「子育ての社会化」を支持する言説と「子育ての社会化」を非難する家族主義的言説とがそれぞれ成り立っていることを明らかにしている。

また、本論文はふたつの規範的論理が交差する地点でじっさいに子育て支援に従事しているケア提供者が、このふたつの規範的論理のジレンマを実践的にどのように解決しているのかを、ケア提供者の語りから明らかにしている。これにより「子育ての社会化」をめぐるマスコミ・知識人・社会学者の言説が、「赤ちゃん」というカテゴリーにかかわる自然言語的理解を資源として成り立っていると同時に、これらの言説がふたたび現場のケア提供者が自らの実践を理解するさいの資源として用いられる、という「ループ効果」(ハッキング)を鮮やかに描き出している。

本論文は、サックスの古典的研究を現代的課題に適用して、それを鮮やかによみがえらせている点、「子育ての社会化」をめぐる言説の布置状況を成員カテゴリー化装置に注目した論理文法分析により解明している点、それらの言説と現場のケア提供者の語りの間のループ効果を見事に取り出している点において、家族社会学・ケアの社会学としてだけでなく、エスノメソドロロジーの論文としても成功している。

家族社会学から見れば、家族変動(変容)を規範の錯綜する変化として捉え、それをケアの現場におけるジレンマとその解決の具体的な語りに即して論じている点において、家族変動論への豊かな示唆を提供するものとなっている。

以下、今後の課題を指摘したい。

第1に、本論文ではアメリカにおける研究も参照されているが、英語という自然言語の論理文法と日

本語という自然言語の論理文法の違いについては言及がない。日本の「家族主義」の特殊性を明らかにするためには、今後、日本語と英語の論理文法の違いについての研究が求められる。

第2に、本論文では「性別」という成員カテゴリー化装置を用いた分析はなされていない。しかし、父親の育児参加が求められ、また子育て支援に男性がかかわることが増えてきている今日、「赤ちゃんが泣いたの、お父さんが赤ちゃんを抱き上げた」に含まれる規範的論理の分析を行うなら、今後大きな成果が期待できる。

第3に、支援する側の論理だけでなく支援される側の論理を扱うことが必要と思われる。

第4に、社会学方法論との関連で、インタビューというリサーチ行為について、更なる方法的検討を期待したい。

以上、今後の課題をいくつか指摘しうが、本論文が、家族とケア、およびその社会化という現代の喫緊の問題に新たな視点で迫るものであり、その探求を通して家族社会学とケアの社会学の新たな展開を促すものとなっており、総じて高く評価することができる。

IV 審査結果

審査委員一同は、本論文が博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

博士（社会学）[平成25年6月12日]

甲 第3927号 村山 陽

現代社会における高齢者と子どもの関係の再構築 —高齢者世代と子ども世代の世代間交流を契機とした地域コミュニティの再生—

審査担当者

主 査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 教育学修士	渡辺 秀樹
副 査	慶應義塾大学法学部教授・社会学研究科委員 博士（社会学）	有末 賢
副 査	慶應義塾大学名誉教授・元社会学研究科委員 文学博士	三井 宏隆
副 査	立教女学院短期大学特任教授・慶應義塾大学名誉教授・元社会学研究科委員 文学博士	萩原 滋

内容の要旨

研究の目的と意義

「世代間交流」とは、世代の異なる人どうしの相互互惠的な人間関係のことであり、具体的には現代社会において注目されている地域の高齢者と子どもとの交流のことである。そして、こうした世代間交流を目的として実施されるプログラムは「世代間交流事業」と称される。本研究では、今日の世代間交

流事業の実態を明らかにした上で、世代間交流の現状を的確に反映したモデルを構築する。すなわち、本研究の目的は、現代社会における高齢者と子どもの世代間交流の実態を明らかにした上で、質的調査および量的調査により新たな世代間交流モデルの作成とその検証を行うことである。具体的に新たな世代間交流モデルを作成するにあたり、次の3つの理論に注目した。

第一に、「ネットワーク」の視点から、世代間交流を規定する要因として、地域にある多世代間のネットワークを仮定した。第二に、世代間交流がもたらす効果について、「発達」の視点から、子どもの社会的発達および高齢者の生涯発達を仮定した。第三に、「対人関係」の視点から、世代間交流効果を媒介する要因として、認知過程（異世代に対するイメージ）および情意過程（交流プログラムに対する関心、親密な対人関係）を仮定した。

従来の世代間交流研究では、高齢者と子どもの世代間交流は、自然な状態で交流が生じるとともに、交流を通して両世代にポジティブな効果があることが前提にされてきた。言い換えれば、世代間交流による単純接触効果を前提としており、世代間交流を独立変数とし、従属変数は各学問領域の理論にもとづく要因が想定されていた。ただし、現実の世代間交流事業を見ると、自然状態では高齢者と子どもの交流が生じない上に、短期的な交流では親密な対人関係が構築されにくいのが実情である。すなわち、従来の世代間交流モデルと現実の世代間交流の間には、大きな乖離がある可能性が考えられる。そこで、本研究では、従来の世代間交流モデル（ベースモデル）を見直すとともに、新たな世代間交流モデル（媒介モデル）を作成し、現実に即した世代間交流モデルを構築する。

現代日本社会では、家族における世代間交流の機会が減少している現状に憂慮して、政府主導のもとに自治体レベルで様々な世代間交流プログラムが検討されるようになってきている。こうした官民あげでの努力にもかかわらず、世代間交流が遅々として進展しないことが報告されており、改めて当該領域を主導する統合的な理論構築と実践例の再検討が求められる。そこで、本研究では、新たな世代間交流のモデルの作成とその検証を行うことで、現代の世代間交流事業の問題点を明らかにするとともに、その解決策と今後の世代間交流事業の方向性を提示する。

理論と仮説

本研究の中心となる世代間交流の媒介モデルの中心となる理論として、①ネットワーク、②発達、③対人関係、の諸論があげられる。世代間交流を巡ってはそれぞれの学問分野からアプローチされてきたが、それらは相互に独立した形で多数の実践例を積み上げてきた。

世代間交流を規定する要因として、高齢者と子どもの世代間交流を、ネットワーク概念である推移性（transitivity）から再考する必要がある。推移性とは、社会的ネットワークの重要な概念であり、「社会的関係の連続性と集団の凝集性に関わるとされ、関係が推移的であると集団の結合はより強固なものとなる」とされている（金光、2003）。

①ネットワーク理論における「推移性」の概念を組み入れた研究として、社会心理学領域では、Heider (1958) のP-O-Xシステムという態度変化のバランス理論、Newcomb (1953) のバランス理論を現実の社会的相互作用に広げたA-B-X理論が提唱されており、三者関係の安定したバランスが論じられてきた。社会学領域では、Granovetter (1973) の「禁じられた三者関係」、Burt (2001) の「構造的隙間論」(structural hole) が提唱されており、分離した部分間にある構造的隙間を仲介することで、ネットワークが広がる可能性が示唆されている。

世代間交流の効果として高齢者と子どもの「社会的発達」が検討されている。高齢者については、

Eriksonの発達段階理論をもとに、世代間交流を通した高齢者の世代継承性の獲得とそれによるアイデンティティの確立につながることを示されている。子どもについても、社会的学習理論の枠組みから、高齢者との交流が、子どもの社会性の発達を促進することが指摘されている（Bryant, 1985; Bryant, 1987; 村山, 2009）。

また、世代間交流の効果を媒介する要因として、「対人接触に焦点をあてた理論」における諸研究を参照した。本研究では、①ネットワーク理論、②発達理論、③対人関係論の3つの理論に注目した上で、質的研究の知見をあわせて、「認知過程」（異世代イメージ）と「情意過程」（親密さ、交流プログラム内容への関心）を提唱した。

以上の理論的背景に加えて本研究での質的調査および量的調査の結果をもとにして、本研究では、世代間交流の媒介モデルを導いた。このモデルは、具体的に、世代間交流に先行する要件として、地域における多世代のネットワークが関連することを想定し、その効果として、高齢者においては「世代継承性」、子どもにおいては社会的学習理論にもとづく「社会性の発達」を仮定している。さらに、世代間交流効果の媒介要因として異世代に対する認知（高齢者イメージ、子どもイメージ）を想定している。

研究方法と分析方法

本研究は、大きく四つの研究から構成されている（図1）。第一に、地域における世代間交流事業の実態を把握するために新聞記事の内容分析および世代間交流事業主催者に対する質問紙調査を実施した。内容分析については、コレスポネンス分析により年代と世代間交流に関する新聞記事との関連を明らかにした。質問紙調査については、単純集計により世代間交流事業の実態を明らかにした上で多変量解析により世代間交流事業頻度とその課題との関連を明らかにした。

第二に、世代間交流の従来の世代間交流モデル（ベースモデル）と新たな世代間交流モデル（媒介モデル）の比較検討を行うために、千葉県B市内の児童と高齢者を対象にした大規模な質問紙調査を行った。分析においては、共分散構造分析を実施し、その適合度の比較によりモデルの検証を行った。

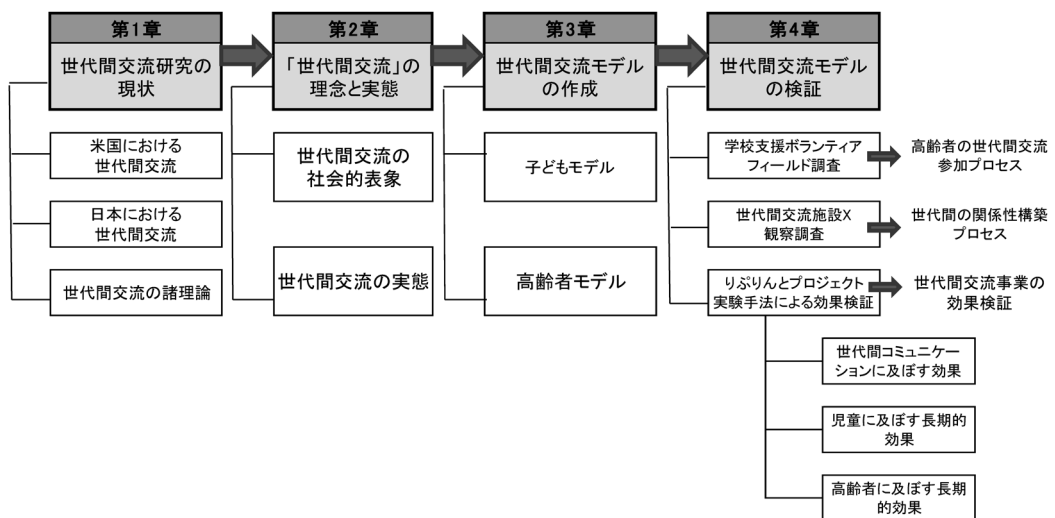


図1 本研究の流れ

第三に、先の研究で認められた世代間交流の媒介モデルを検証しさらに精緻化するために、群馬県A市および千葉県B市の世代間交流事業の関係者（シニアボランティア、教員、行政職員）を対象に、インタビュー調査を実施した。分析においては、M-GTA法によりカテゴリー化を行った上でそれらの関係性を整理した。さらに、東京C区の世代間交流施設Xにおいて観察調査を実施した。観察データについては、フィールドノートに記述したデータについて、エピソード分析を実施した。

第四に、シニアの絵本読み聞かせボランティア「りぷりんと」プロジェクトについてフィールド・スタディを行った。具体的に、①川崎市のA小学校で実施されている交流授業を対象に、世代間交流のコミュニケーション構築プロセスについて会話・行動分析を行った。分析にあたり、Newman et al. (1999)の世代間交流観察尺度（ECIA）を改良して独自の尺度を作成し、それをもとにシニアボランティアと児童の会話と行動の変化を検討した。②川崎市のA小学校の交流授業に参加する児童を対象に不等価統制群事前事後テストデザイン（nonequivalent control group design）による質問紙調査を実施した。効果検証にあたり、社会性の発達（共感性、地域活動参加意識）を従属変数、期間（交流授業前、交流授業後）と介入の有無（介入群、対照群）を独立変数とした2元配置分散分析を行った。また、共分散構造分析により情意過程（親密な対人関係、交流プログラムへの関心）と社会性の発達（共感性、地域活動参加意識）との関連性を検討した。③交流授業における世代間交流効果が中学入学後に維持されるかを検証する目的で、川崎市立A小学校の卒業生が通う同市立B中学校の1年生を調査対象とした。B中学校の校区内には3校の小学校があるが、その中で「りぷりんと」が学校ボランティアとして活動しているのはA小学校のみである。よって、A小学校出身者を「交流体験あり群」、その他の小学校出身者を「交流体験なし群」として長期的効果の検証を行った。分析には、交流授業体験を独立変数、情意過程（対人関係の親密さ、交流プログラムへの関心）および認知過程（高齢者イメージ）を媒介変数、地域活動参加意識を従属変数とするパス解析を行った。④東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム（代表 藤原佳典）では、2004年度よりシニア読み聞かせボランティア「りぷりんと」を対象にしてランダム化統制群事前事後テストデザインによる介入研究を行っており、本研究では世代継承性と類似した概念であるストレス処理能力（SOC: sense of comprehensibility）の下位概念である「有意味感」の縦断的变化に注目した。分析においては、期間（ベースライン、1年目、2年目、3年目）と介入の有無（介入群、対照群）を独立変数とし反復測定分散分析および潜在曲線モデルによる切片と傾きに対する介入の影響を検討した。

分析結果

本研究では、先ず新聞記事に見られる世代間交流事業と実際の世代間交流事業の現状には、大きな差異があることが示された。具体的に、新聞記事では、世代間交流自体にポジティブなイメージが付与されているとともに、少子高齢化を背景にした社会政策や教育システムが反映されていることが示された。一方で現実の世代間交流事業は不定期かつイベントのように単発的なものがほとんどであり、交流実施にあたり心理社会的な課題があることが認められた。こうした結果から、従来の世代間交流モデルに見られるように単純接触による効果を前提にした世代間交流モデルを再考する必要性が示唆された。

次いで、新たな世代間交流モデルとして媒介モデルが提示された。最終的に採用された媒介モデルについては、次のような特徴が示された。第一に、世代間交流事業の開催には、地域における多世代ネットワークが規定要因として寄与することが示された。具体的に、世代間交流事業を通して行政・学校・

ボランティア間をつなげる人物・集団の存在、交流現場で高齢者と子どもをつなげる人物・集団の存在が明らかにされた。こうした結果から、世代間交流事業が行われる前提として、現役世代を含めた幅広い多世代ネットワークの活用が重要であることが見出された。

第二に、世代間交流効果として、高齢者と子どもの「発達」が見出された。高齢者については、交流授業への参加を通して「世代継承性」および「地域活動参加意識」が高まることが示された。子どもについてみると、「共感性」および「地域活動参加意識」が高まることが明らかにされた。さらに、本研究では縦断調査により世代間交流による「発達」への影響は、持続することが見出された。こうした結果から、「発達」の視点から世代間交流は高齢者と子どもに相互互惠的なものであることが示唆された。

第三に、世代間交流効果の媒介要因として、「認知過程」（異世代イメージ）、「情意過程」（親密な対人関係、交流プログラムへの関心）がそれぞれ影響することが明らかにされた。具体的に、両過程においてポジティブな影響が認められた場合に、世代間交流効果である「発達」に影響することが認められた。こうした結果から、世代間交流効果は単純接触によるものではなく、「認知過程」と「情意過程」を媒介することで生じると考えられる。言い換えれば、世代間交流事業の計画において、この両過程の向上を意識する必要性を示唆している。

インプリケーション

本研究からは、次のようなインプリケーションが導かれた。理論的側面から見ると、これまでの世代間交流研究では解明されてこなかった現実の世代間交流に即した新たな世代間交流モデル（媒介モデル）が見出された。具体的に、世代間交流効果の規定要因として「多世代ネットワーク」、交流効果として「発達」、世代間交流効果の媒介要因として「認知過程」「情意過程」をそれぞれ明らかにしたことである。従来の世代間交流研究は、世代間交流を実施することで高齢者と子どもに何らかの効果があるとした単純接触効果を前提としたモデル（ベースモデル）に基づいていた。しかしながら、本研究では、世代間交流が実施される背景として多世代ネットワークがあり、「認知過程」（異世代イメージ）「情意過程」（親密な対人関係、交流プログラムへの関心）を媒介要因として、高齢者の生涯発達および子どもの社会性の発達にそれぞれ影響するモデルが認められた。

今日の社会心理学領域の社会構築主義からの批判である「現実と理論の乖離」という課題に対して、以下の点が指摘できる。先行調査およびフィールド調査を基に既存の理論を組み合わせることで、社会・対人関係・個人をつなげることが可能になり、それによりある程度の現実と理論の乖離を埋めることが可能になる。具体的に、本研究では、既存の理論として「ネットワーク論」「発達論」「対人関係論」をそれぞれ参照するとともに、質的調査および量的調査の知見を積み重ねることが、世代間交流の媒介モデルを提示することにつながった。

方法論的側面から見ると、世代間交流研究においてアクションリサーチ（action research）が適していることが示唆された。そもそも世代間交流研究は、地域における世代の断絶という社会問題に対する世代間交流型の事業の効果を検証することを目的に誕生している。すなわち、実用的な視点を見失うことなく、しかもアカデミックな観点から世代間交流を捉えるアクションリサーチにより世代間交流事業の課題とその解決策を見いだすことが重要になる

本研究の主題である「世代間交流」について言えば、1990年代から子どもや高齢者を取り巻く諸問題を背景に「世代間交流」を掲げる事業やプログラムは急激に増えている。しかしながら、実際の「世

代間交流」の現場では世代間交流が遅々として進展しない実情が指摘されている。こうした「世代間交流」の課題と解決策を見いだすには、実験室実験のように研究者と対象者を固定的な立場で捉えるのではなく、研究者と対象者が共同して目標状態の実現に寄与する姿勢が必要になる。本研究では、群馬県A市、千葉県B市、東京都C区の世代間交流施設、東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チームのシニア読み聞かせボランティア「りぶりんと」をそれぞれフィールドとして、著者自らが研究フィールドに第三者として入ることで、行政・学校・シニアボランティアそれぞれの視点から世代間交流モデルを検証することが可能になった。政策の側面から考えると、本研究からは、第一に高齢者と子どもをつなげる地域の「コーディネーター」の重要性が示された。世代間交流事業の計画段階では、行政・学校・地域住民間の連携が求められる、実施段階では高齢者と子どもの交流を促す第三者的な個人・集団の役割が求められる。そもそも自然発生的に世代間交流が生じることは稀であり、そのために高齢者と子どもをつなげる役割を導入することが求められる。すなわち、世代間交流事業は、高齢者と子どもの「二者・二集団関係」として見るのではなく、二者の媒介となる個人・集団を含めた「多世代のネットワーク」として捉えることが必要である。ただし、地域内で「コーディネーター」的な存在や団体を見出すことは易しいことではなく、実際に多くの自治体では「コーディネーター」不足が問題となっている。そのために、多様な地域交流活動を通して子どもの地域に関わる意識を育成することや、様々な講座を通して退職者が地域で活動する意識を啓発するといった長期的な視点に立った政策が求められよう。また、世代間交流プログラムを考案するにあたっては、交流事業に参加する両世代の関心および興味を高めるとともに、親密な関係性が構築できる内容を提示することが求められる。そのためには、高齢者と子どもの視点を考慮できる専門スタッフやボランティアの養成および世代間交流事業の定期的な開催が必要になる。

論文審査要旨

1. 本論文の構成

本研究の目的は、現代の日本社会における地域の高齢者と子どもの世代間交流の実態を明らかにした上で、質的調査および量的調査により現実に即した世代間交流モデルを構築して検証することである。具体的に、各地で実施されている世代間交流事業に焦点をあて、①世代間交流を規定する「多世代ネットワーク」、②世代間交流効果として高齢者の「生涯発達」および子どもの「社会性の発達」、③世代間交流効果の媒介要因としての当事者の「認知過程」および「情意過程」という要因を組み入れ、それら諸要因相互の関連を解明することを目的としている。

目次構成は、以下の通りである。

序章. 研究の目的と意義

- I. 研究の目的
- II. 研究の構成
- III. 研究の意義

第1章. 世代間交流研究の現状と課題

- I. 世代間交流とは何か
- II. 学問としての世代間交流学の確立
- III. 世代間交流に関する諸理論

- (1) 個人の発達に焦点をあてた理論
- (2) 対人接触に焦点をあてた理論
- (3) 集団葛藤に焦点をあてた理論
- (4) ネットワークに焦点をあてた理論

第2章. 世代間交流の社会的表象と実態

- I. 世代間交流事業に関する新聞記事分析
- II. 世代間交流事業主催者に対する質問紙調査
- III. 従来の世代間交流モデルの再考

第3章. 児童と高齢者の世代間交流モデルの作成

- I. 児童を対象とした世代間交流に関する質問紙調査
- II. 高齢者を対象とした世代間交流に関する質問紙調査
- III. 新たな世代間交流モデルの作成

第4章. 世代間交流の媒介モデルの検証

- I. A市とB市における世代間交流事業のフィールド調査
- II. 都内C区の児童高齢者施設Xでの観察調査
- III. フィールド・スタディとしての「りぷりんと」プロジェクト

研究1-1. 世代間交流行動尺度ECIAの作成

研究1-2. 日本版世代間交流行動尺度およびインタビュー調査による世代間コミュニケーションの検証

研究2-1. 交流授業が児童の発達に及ぼす影響

研究2-2. 中学入学後の効果検証

研究3. 高齢者の発達に及ぼす影響

- IV. モデルの検証結果の考察

第5章. 今後の世代間交流への提言

- I. 学問としての世代間交流学の可能性
- II. アクションリサーチとしての世代間交流学
- III. 高齢者と児童をつなぐ「仕掛け人」(コーディネーター)
- IV. 児童が主体となる世代間交流

結論: 世代間交流モデルの精緻化

謝辞

付属資料

文献

2. 本論文の概要

まず、第1章において、世代間交流学の確立に向けて、これまでの研究史および関連諸研究を整理し、それが踏まえるべき論点を提示したうえで、以下にあげる3つの研究が展開される。すなわち、研究1. 現代日本社会における世代間交流事業の把握(第2章)、研究2. 新たな世代間交流モデルの作成(第3章)、研究3. 新たな世代間交流モデルの検証(第4章)、である。各研究の概要は以下の通りとなる。

研究1. 現代日本社会における世代間交流事業の把握

地域における世代間交流事業の実態を把握するために新聞記事の内容分析および世代間交流事業主催者に対する質問紙調査を実施している。90年代後半から世代間交流事業の記事数が増えて行くこと、記事内容が、年代によって変化していることが明らかにされる。すなわち、「世代間交流事業」に対する社会的関心は、「社会福祉」や「学校教育」の政策と連動して高まっていることが示される。事業主催者68事例に対する質問紙調査においては、短期・不定期型の事業が多いことを明らかにした上で、「世代間ギャップの問題」、「運営の問題」、「交流プログラムの問題」、「参加者確保の問題」など、現場では多様な課題を抱えていることを示している。

研究2. 新たな世代間交流モデルの作成

従来の世代間交流モデル（ベースモデル）と新たな世代間交流モデル（媒介モデル）の比較検討を行うために、千葉県B市内の児童と高齢者を対象にした大規模な質問紙調査を実施している。まず、児童調査は、B市内14校中8校の小学5、6年生を対象にしている（回収数：974）。主な項目は、「交流の度合い」、「高齢者イメージ」、「多世代ネットワーク」、「共感性」、「地域活動参加意識」である。この分析から認知過程と情意過程を取り込んだ媒介モデルが提示される。高齢者を対象とする調査は、同じくB市内の公民館の利用者（65歳以上）に対して実施された（回収数：246）。「交流の度合い」、「子どもイメージ」、「多世代ネットワーク」、「世代継承性」、「地域活動参加意識」が主な項目である。この分析でも同じく、媒介モデルが提示される。

研究3. 新たな世代間交流モデルの検証

次に、研究2で作成された新たな世代間交流モデル（媒介モデル）を検証するとともに、さらに精緻化するために、質的調査および量的調査をおこなっている。質的調査として、群馬県A市および千葉県B市の世代間交流事業の関係者（シニアボランティア、教員、行政職員）を対象に、インタビュー調査を実施している。その結果、世代間交流事業が持続している地域では、幅広いネットワークを持つ人物が、行政・学校・地域高齢者をつなげるコーディネーターとしての役割を担っていることを見出している。さらに、東京C区の世代間交流施設Xにおいて観察調査を実施し、空間と時間を共有していても、それだけでは高齢者と児童との世代間交流は生じず、コーディネーターとして施設スタッフが介入することで、高齢者と子どもとの交流が成立する過程を見出している。

次いで、シニアの絵本読み聞かせボランティア「りぷりんと」プロジェクトについてフィールド・スタディを行っている。具体的に、①川崎市のA小学校で実施されている交流授業を対象に、世代間交流の会話・行動分析を行っている。分析にあたり、Newman et al. (1999) の世代間交流観察尺度 (ECIA) を改良して独自の尺度を作成し、それをもとにシニアボランティアと児童の会話と行動の変化を検討している。継続的な交流を通して、シニアボランティアと児童の世代間コミュニケーションが成立・進展するプロセスを観察している（ビデオデータの分析：顔の表情の変化／顔の向きの変化／発言率の変化）。②同じく、川崎市のA小学校の交流授業に参加する児童を対象に質問紙調査を3回に亘り実施し、その効果を検討している。社会性の発達（共感性、地域活動参加意識）を従属変数、期間（交流授業前、交流授業後）と介入の有無（介入群、待機群）を独立変数とし、情意過程（親密な対人関係、交流内容への関心）との関連性を検討している。その結果、交流授業前と後では参加意識が変化

し、その媒介要因としてシニアボランティアに対する親密感と交流内容への関心（情意過程）があることを示している。この短期効果の検討に続き、長期効果の検討のため、③交流授業における世代間交流効果が中学入学後に維持されるかを検証する目的で、川崎市立A小学校の卒業生が通う同市立B中学校の1年生を対象とする調査をおこなっている。B中学校の校区内には3校の小学校があるが、その中で“りぷりんと”が学校ボランティアとして活動しているのはA小学校のみである。よって、A小学校出身者を「交流体験あり群」、その他の小学校出身者を「交流体験なし群」として長期的効果の検証を行う、としている。分析には、交流授業体験を独立変数、情意過程（対人関係の親密さ、交流内容への関心）および認知過程（高齢者イメージ）を媒介変数、地域活動参加意識を従属変数とするパス解析を行って、情意過程やイメージを考慮すべきことが示される。

④高齢者への効果を分析するため、村山君の参加している、東京都健康長寿医療センター研究所「社会参加と地域保健研究チーム」（代表 藤原佳典）の調査データを分析している。2004年度よりシニア読み聞かせボランティア“りぷりんと”を対象にしてランダム化統制群事前事後テストデザインによる介入研究を行っており、本研究では世代継承性と類似した概念であるストレス処理能力（SOC: sense of coherence）の下位概念である「有意味感」の縦断的变化に注目して分析する。その結果、継続的な世代間交流事業への参加が高齢者ボランティアの世代継承性の向上に寄与する可能性が示唆される。

第5章では、以上の研究結果をもとに、現代日本社会における世代間交流事業の課題を明らかにするとともにその解決策を提示し、世代間交流学の可能性を提起している。

3. 本論文の評価

本論文は、世代間交流事業に対する社会的関心の推移を明らかにするための新聞記事の内容分析、世代間交流事業の実態を把握するための事業者に対する質問紙調査、児童と高齢者の双方にとっての世代間交流の効果に関する媒介モデルの策定、そのモデルを検証するための児童及び高齢者を対象とした質問紙調査、首都圏の2つの都市で実施されている世代間交流事業の参加者へのインタビュー、都内の児童高齢者交流施設での参与観察、高齢者による絵本の読み聞かせ活動事業（りぷりんと）の行動観察並びに質問紙による効果測定など、村山君が取り上げた研究対象は広範囲に及んでおり、インタビューや参与観察など質的なものから質問紙調査結果の多変数解析まで分析手法も多岐にわたっている。

世代間交流事業の実施には、高齢者と子どもだけでなく、その間をつなぐ多世代ネットワークの構築が重要という認識に基づき、異世代に対する認知（高齢者イメージ、子どもイメージ）を媒介要因として、高齢者にとっては「世代継承性」、子どもにとっては「社会性」の発達をもたらされるという「世代間交流モデル」を村山君は提唱し、それを裏付ける調査結果を報告している。調査対象が広範囲に及ぶ包括的な研究であり、学際的な世代間交流学の構築を目指す意欲に満ちた研究である。本論文で報告された多種多様な研究の相互の結びつきをより体系化するさらなる作業が必要であり、実践的関心と学術的関心の融合の試みは今後の課題でもあるが、多様な手法を駆使して未開拓な分野に挑戦した力量を評価したい。

他にも評価しうる点としては、以下が挙げられる。第一に世代間交流研究の先行研究の欠点を踏まえて、新たな世代間交流モデル（媒介モデル）を積極的に構築して、提示していること、である。第二には、社会心理学、社会学の理論と仮説においても、(1) ネットワーク論、(2) 発達論、(3) 対人関係論のそれぞれの先行研究を子細に検討して、より適切なモデルを目指しており、実証研究として理論や方

法論に寄与している論文である点が指摘できる。第三に、量的調査（内容分析、質問紙調査）、質的調査（インタビュー調査、観察、参与観察など）、アクションリサーチなど調査方法としても様々な調査法を駆使し、フィールドとしての「世代間交流事業」を描き出した業績は高く評価できる。第四に、尺度の改良やデータの解析、分析結果、結論の導出など論理的にも無理がなく、理解しやすい論文になっていることも指摘できよう。さらに第五に、政策（行政）提言や実践的課題に対しても目配りされた、新たな世代間交流事業のモデルとなる政策提言型の研究でもあることである。

このように多くの評価すべき点があるが、今後の課題として以下の諸点も指摘できよう。第一に、世代間交流研究や世代間交流学の学問的枠組みが「老年学（Gerontology）」だとすると、最近の高齢者研究やradical agingの研究動向やアプローチからも見る必要があったのではないだろうか。例えば、世代間ギャップや交流における「経験」の問題や多文化主義、ジェンダー問題などの視点である。第二には、社会的には、地域の特性や居住環境と世代間交流は、密接に関係しているように思われる。「伝統のお祭り」などの地域密着行事を持っているところと、公民館や学校などの近代行政型の居住地域と、農山村、漁村などの過疎地域では必ず「世代間交流」にも違いがある。群馬県A市、千葉県B市、東京都C区、川崎市A小学校では、「近代行政型」の居住地域と言う意味では同種で、東北地方の東日本大震災被災地区とか沖縄とか中国地方の「限界集落」とか、「世代間交流」の意味が異なってくる地域で比較すると、また異なった様相が出てくるかもしれない、という点である。第三に、家族社会学の三世同居家族の研究や「子育て」支援などの社会的アプローチを取り入れる可能性の追求である。例えば、「子育て」支援における近隣の高齢者活動や、シルバー人材などの動き、介護ヘルパーにおける世代間交流の経験など、いわゆる行政の「世代間交流事業」にはなっていないとしても実質的に世代間交流「経験」になっているものは数多くある。そうした「意図しない」世代間交流モデルの方が「媒介モデル」を形成しやすいのではないだろうか。第四に「多世代ネットワーク」の中心となる人物や「コーディネーター」の存在などは、「ネットワーク論」ですでに研究の蓄積がある。移民研究やエスニック・ビジネス、多文化主義プログラムなどにおいても、コーディネーターや介在する人（キーパーソン）の存在は指摘されている。こうした研究も、「世代研究」の先行研究に入れて、世代間交流モデルを構築する必要があると思われる。

「世代間交流学」という新しい領域への挑戦は、こうした多くの課題を有するが、本論文で示された村山君の広範囲に及ぶ分析の力量は、高く評価できるものである。

4. 審査結果

以上より、審査委員一同は、本論文が博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

博士（社会学）[平成25年7月10日]

乙 第4629号 藤田 智子

Familiar Manifestations: Australian Family Policy since the 1970s

審査担当者

主 査

慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員

社会学博士

関根 政美

副査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
	教育学修士
	渡辺 秀樹
	大阪大学大学院文学部・文学研究科（文化形態論専攻）教授
	文学修士・MA
	藤川 隆男
	オーストラリア・ラトローブ大学客員研究員・元社会科学部准教授
	Ph.D
	K. Reiger

内容の要旨

In Australia, the need for “a national family policy” was first discussed in the 1970s and has continuously been part of political agendas. Since the very beginning of the 1980s, both major political parties have implemented the “family” as a key element of their political campaigns, announcing a set of broad programs as policy for families with (young) children. Through those steps, the family has been designated as a “fundamental social institution,” especially in the light of its caregiving. This logic has principally supported the development of family policy, including the whole process of family policy discussion and implementation.

This dissertation analysed debates on family policies in Australia, aiming to identify the “interpretive and conceptual schemas” (Bacchi 2005), or discourses, which determine the arrangement of the discursive space and the policies themselves. It covered not only family income support policies (family payments), but also maternity leave and maternity payments, sole parent pensions, family support services policies, and a policy which aimed at controlling spending of those family (and welfare) payments by the certain recipients. Focusing on the discursive construction of policy problems and the politics of categories in the debates, this study scrutinised power relations in Australian society. In particular, it attempted to examine politics of family and inclusion/exclusion through the development of family policy. Politics of family, in this study, indicated (re)construction of family categories, role allocations within the family as well as social norms functioning in those processes. The latter, on the other hand, demarcated “deserving” and “undeserving” of state/social support.

To meet these objectives, this dissertation particularly focused on problem representations and politics of categories. Through a methodological review of policy research, Chapter 1 suggested the effectiveness of the social constructionist approach and analysis of family policy as discourses. Drawing from social constructionism, discourse analysis, the sociology of social problems (or social problems theory) and feminism, Carol Lee Bacchi (1999, 2009) has introduced an approach of looking at “problem representation” to capture “how problems are described, implied causations and the implications which follow.” Reflecting on her theoretical works as well as social constructionist theory, this study took the approach of analysing “institutionally supported and culturally influenced interpretive and conceptual schemas (discourses) that produce particular understandings of issues and events” within the text (Bacchi 2005: 199), as well as politics of categories. The politics of categories, in this study, included construction of categories, imputation of meanings and distribution of attributions to those cat-

egories, correlation of those categories with other concepts and categories, exclusion from those categorisations, as well as their reconstruction, redefinition, and relocation. Considering that the increased attention to family policy since the 1970s derived from family changes and coincided with criticisms of the standard analytical unit on the basis of the conventional family, the social constructionist approach and analysis of discourses seem appropriate to analyse family policy. Analysis of discourses, as a methodological pillar of social constructionism (Akagawa 2006), enables policy studies to reflect on whole process of knowledge production, illustrating historical development of the debates and the hegemonic discourses on family policy and (re)construction of gender relations.

Although there have been some previous studies on Australian family policy which have explicitly labelled themselves as discourse analysis (e.g. Pinkney 1995; Stewart 1999), most of those studies basically remain historical analyses of the changing “family” definition in Australian politics. An analysis of family definitions is significant and can be conducted as a part of the policy analysis, but it cannot be the whole analysis since it does not explain the comprehensive development process of Australian family policy.

Chapters 2 and 3 examined debates on family income support and work-family balance policies in Australia. The debates on family income support policies or family payments since the 1970s have been battles over problem constructions: the issue of gender equity encountering the issue of “balancing” between single and double income families. Since the 1970s, feminist scholars in Australia have problematised the Australian welfare state for the “institutionalisation” of the male breadwinner model of family. As gender studies of social policies began to become an active area of research, cash social benefits delivered to the “primary carers,” typified by family allowances, were constructed as progressive measures which reflected gender equity, awarding women’s unpaid work. Feminists have continuously lobbied for the cash benefits as a means of achieving the intra-family equity or gender equity and the Hawke-Keating Labor Government in particular proactively engaged feminists, including Anne Summers and Bettina Cass, in the review and development of social policy, leading family payments to be directed to the primary caregivers on a regular basis.

On the other hand, since the 1980s, especially after John Howard became the leader of the Liberal Party, the Liberal-National Coalition Party has argued that single income families are being discriminated against in taxation and social security policies. This has led to a series of new policy initiatives. For instance, John Howard insisted on a system of income-splitting, which allows a shift of taxable income from the higher income earner, usually the father, to the lower (or no) income earner, usually the mother, in order to reduce the overall income tax imposed on the family (cf. Howard 1994). After taking power, the Howard Liberal-National Coalition Government introduced a Family Tax Benefit which consisted of Part A and B. The Family Tax Benefit Part B provided extra payments for single income families, moving closer to a system of income-splitting. The Family Tax Benefit (and the Howard Government) was subject to particularly bitter criticisms that it had reinstated the male-breadwinner model and favoured families based on the “traditional gender-based divisions of labour” (Yeend 2008: 94–95) because its payments were assessed on the basis of the “secondary earner’s in-

come,” creating substantial disincentives for women to return to work. Despite the criticisms, the succeeding Rudd and Gillard Labor Governments have continuously upheld this regime while finally phasing out the Dependent Spouse Tax Offset (Rebate) for couples without children.

The debates on family payments have been continuously constructed as a matter of gender relations. Although the Howard Government stressed the gender-neutrality of their family policy, using the “secondary earner” as a category cannot be “gender-neutral” since it is coupled with the “primary earner” category, and by the reference to Australian gender norms, the latter category would be soon linked with male breadwinner, which makes the “secondary earner” mothers. The category of “primary carer” is consistently linked with mothers as well, which made the system actually reflect “gender equity” or “inter-family equity,” defined as the provision of “child income support to mothers” (Cass 1986: 3). Family policy debates in Australia have never been free from the norm of motherhood.

Gender relations in Australian society became more explicit in the analysis of the work-family balance policies in Chapter 2. Australia’s first Paid Parental Leave scheme was introduced in January 2011. Under this scheme, “working parents,” usually the mothers, on leave or not working after becoming the primary caregivers of newborn or recently adopted children, are eligible for an 18-week government-funded Parental Leave Pay. At the other end of the leave, there is another scheme called a Baby Bonus which is paid to parents following the birth or adoption of children. The Baby Bonus, or formerly called Maternity Payment, had been launched in 2004, long before the Parental Leave Pay.

Paid parental leave and the baby bonus have been assumed to be mutually exclusive in contemporary Australian politics due to the categorisation of mothers as well as the dichotomous family types which has regularised and dominated the whole debate on measures to address the issues of work-family balance and child care. Debates on these schemes were based on the categorisation of mothers as working mothers or stay-at-home mothers. Under that categorisation, paid parental leave and the baby bonus were connected as a set of alternative policies, distributing payments to each category of women. At the same time, the categorisation of mothers was associated with the two related categories of families, namely single income families and double income families. Recent debates on paid paternity payment or the Dad and Partner Pay, which will start from January 2013, were still based on the assumption of the women’s role as primary caregivers, although its introduction would likely to encourage eligible persons, basically fathers, to actively take the caregiving role. It is also worth noting that this socially constructed “motherhood” (based on working or not working) is affecting women by taking deep root in their self-identifications (Pocock 2003).

The pillar of the debates on Australian family policy has been the “social value” of children and family as a social institution providing care and raising them. This logic has been shared irrespective of an individual’s position on the political spectrum. At the same time, two related family categories linked with categories of mothers revealed that the notion of “family” has been grounded on two-heterosexual-parent families with young children, in which mothers are assumed to fulfil parental responsibilities of caregiving, whether they work or not. As David Cheal (2008) suggested, “[t]o be recog-

nized as living in a family is to have one's lifestyle socially validated and socially supported." The notion of family constructed in the debates on Australian family policy entails risks that those families/individuals which do not fit it will be excluded from the sufficient provision of support, although they tend to be the ones who actually need it the most.

While stereotyped gender role allocations and a certain notion of the family were reinforced, social arrangements which differ from that notion, including women-headed sole parent families and other "disadvantaged" or "vulnerable" families, have been exempted from the category of "deserving." Especially since the 1980s, welfare dependency has been problematised as the Australian welfare state experienced a significant transformation from a unique model called the "wage earners' welfare state" to a liberal regime taking what Gøsta Esping-Andersen (1996) called "the neo-liberal route," and state support for marginal families has been rolled back, as well as becoming more conditional, through the techniques of contractual arrangements (typically labelled as "mutual obligation"), "place-based" welfare, and payment systems linked to specific personal behaviour.

Sole parent families, especially those headed by single mothers, have been the major target of those welfare reforms; based on a close examination of the debates on the income support system for sole parents, Chapter 4 suggested that single motherhood has been the primary factor dictating their eligibility. Through the debates, single motherhood along with mothers' support system, have been constantly represented as "problems." Before the introduction of the Supporting Mother's Benefit, unmarried mothers along with those who had left the relationship themselves were excluded from state assistance, while widows had the Widows Pensions. Although they came under governmental assistance with the introduction of the Supporting Mother's Benefit in 1973 following the advocacy of a single mothers' self-help group, it was continuously identified with the negative image of single mothers, something which did not change despite a name change and extension of the target to include supporting fathers in 1977. Even after the integration of a two-tier system for widows and supporting parents in 1989 and the removal of the term "sole parent" from the name of the payment in 1999, sole parent pensioners have been continuously subject to normative evaluation in terms of motherhood. With the problematisation of welfare dependency, the concept of "jobless families" has been easily connected again with single mothers. This concept enabled the governments to question single mothers' parental responsibility and effects of joblessness on their children. Categorized as "jobless," single parents were assumed to be failing to fulfil the parental obligation of employment and of having negative impacts on their children, while the choice to stay at home which allegedly must be given to parents was rejected. "Motherhood" in relation to sole parents has not been determined solely by the existence of children but also by their "failure" in the "normal" life event, marriage, and the latter factor has been more effective and a greater defining feature of their "motherhood."

As was apparent in the scrutiny of debates on sole parent pensions, problematisation of welfare dependency has justified welfare reforms which emphasise the obligations and responsibilities of welfare recipients to cut welfare costs. This shift from entitlement to obligation expanded under the Howard, Rudd and Gillard Governments, and as its prime example along with some focus on family support

services policies, Chapter 5 analysed the development of the Stronger Families and Communities Strategy (“The Strategy”) under the Howard Government as well as further developments to its initiatives under the Rudd-Gillard Government.

As a means of promoting welfare reform under the name of mutual obligation, the Howard Government had connected the concepts of “families” and “communities” in the context of social coalition, expecting them to be self-reliant. Social coalition meant a partnership of individuals, families, business, government, and welfare and charitable organisations. The Government was attempting to manage social welfare based on self-reliance of families and communities supported by partnerships with social institutions. A symbolic measure was introduced in 2000 and renewed in 2004, called the Stronger Families and Communities Strategy. It was explained as “a major shift from more traditional social policy,” rearranging the public and private provision of welfare. Targeting “disadvantaged” families and communities in particular as a place-based measure, the Strategy aimed at helping them to be stronger and to “have less need for crisis services and welfare support” (Emerson 2000: 66–8), or more precisely, less dependence on welfare. The Strategy was a part of the Howard Government’s neo-liberal welfare reform, strengthening “families” to be self-reliant. Its key notion of mutual obligation applied to those who were identified as “disadvantaged” through the Strategy. The analysis of interviews related to organisations funded by the (renewed) Strategy in the Melbourne area also revealed the problems of the limited and project-based funding, which may result in difficulties in achieving sustainability and maintaining the quality of the services. The continuation of the main initiative of the Strategy as “a key plank” of the Labor Government which inherited the core principles of “prevention and early intervention” and social coalition (although the Government does not use that specific term) may represent the continuation of further welfare reforms under the current Government, as becomes more apparent with the analysis of income management.

Chapter 6 focused on a recent development of “income management,” a measure which aims at controlling over recipients of certain family and welfare payments by quarantining those payments and restricting their usage only for the “priority needs” including foods, clothing, housing, and education. Through this measure, Aboriginal parents in specific Indigenous communities and other non-Indigenous “bad parents” have been partly excluded from the category of “deserving.”

Since at least 2007, Australia has linked welfare and family payments with “socially responsible behaviour” of parents, particularly through income management. First introduced as a part of the Northern Territory Emergency Response (NTER) under the Howard Coalition Government, it was extended beyond the NT Intervention and was even represented as “a key tool” in the Rudd-Gillard Labor Government welfare reforms, indicating the importance of analysing it not just with respect to Indigenous Affairs but also in the context of welfare and family policies. Through the examinations of debates on income management measures, Chapter 6 illustrated the process through which governmental management of welfare payments has become a prominent feature of welfare reforms and revealed that parenthood has been the core element by connecting normative parental behaviour with provision of welfare and family payments. Much like the repetitive disputes over welfare reforms

since the 1980s, the development of income management has been a process of problematising welfare dependency, and then constructing and justifying income management as the requisite response. The Howard measure introduced as a part of the NTER was actually a scheme to advance the Government's welfare reform based on the principle of "mutual obligation" by urging parents' responsibility for the care and education of children. While supporting the NTER and echoing the Howard Government's arguments on parental responsibilities, the Rudd and Gillard Governments have more obviously referred to income management as a significant welfare reform scheme and attempted its broader application, not only to the Aboriginal communities but also to non-Indigenous Australians. Unconditional income support without any responsibilities has been identified as a problem which leads to welfare dependency and an intergenerational cycle. "Jobless" parents depending on welfare are assumed to be lacking responsibility, namely with respect to parental responsibilities, and in general, being high risks with respect to the spending of welfare and family payments on undesirable things, failing to send their children to schools, or even neglecting or abusing their children. People depending on welfare are referred to as "bad parents" who behave "against normal community standards," raising social costs by generating the risk of future welfare dependents. Income management is a further extension of the obligation-based welfare reforms, or "conditional welfare" in the words of Terry Carney (2012), with more emphasis on parental responsibilities. At the same time, as illustrated in the recent change in the Family Tax Benefit Part A Supplement to require certain income support recipients with a child turning 4 years old to take him/her for a health check, the technique of linking normative parental behaviour with welfare and family payments is expanding beyond income management.

The current trend of conditional and place-based welfare has been underpinned by the problematisation of (passive) welfare dependency with particular references to parenthood (or motherhood). Responsibilities of recipients, especially parents, were often mentioned to justify the welfare reforms, labelling them as irresponsible parents falling outside "normal community standards" or ideal parenthood and allowing the government to roll back the payments or make them conditional. To be called welfare dependent leads to the assumption of being irresponsible parents and to being excluded from sufficient state support. At the same time, the vagueness of the term "welfare dependency" itself as well as the ambiguity of those notions used for welfare reform justification must have actually made them extremely useful for the governments.

Furthermore, the close examination of the sole parent pensions and income management in particular revealed the possible importance of attributes such as family, gender, ethnicity, and class strata for the welfare dependency label. Reforms targeting specific welfare payments seem to result in calling the particular groups of people who receive those payments "welfare dependent."

This dissertation examined the hegemonic discourses on family and family policy to understand dynamics of power/gender relations in Australia, covering a range of policies for Australian families: family payments, maternity leave and maternity payments, sole parent pensions, family support services policies, and a policy in an attempt to control those family and welfare payments after they

were given. Broadening the family policy debates beyond gender and incorporating “men’s role as care givers into existing policy frameworks and initiatives” (HREOC 2007: 27) are significant to change current family policy discourses as well as the policies themselves. Furthermore, although conditional welfare can be found in other states categorised as having “liberal regimes,” including Great Britain and the United States, the trend of the welfare reforms does not have to be unidirectional especially if we take special notice of the results of this dissertation; certain groups of people are unfairly labelled welfare dependent, and conditional welfare tends to hit those groups actually most in need. This comprehensive examination of Australian family policy focusing on policy discourses, which has rarely been undertaken before, contributes to the sociological study of the Australian family and social policies, as well as to policy developments themselves in Australia. Furthermore, by revealing the reproduction of the asymmetrical power relations, this dissertation may serve as a step forward for a change.

References

- Akagawa, Manabu, 2006, *Kōchikusyugi wo saikōchiku suru*, Tokyo: Kēsōshobō.
- Bacchi, Carol Lee, 1999, *Women, Policy and Politics: The Construction of Policy Problems*, London: Sage Publications Ltd.
- Bacchi, Carol Lee, 2005, “Discourse, Discourse Everywhere: Subject “‘Agency’ in Feminist Discourse Methodology,” *Nordic Journal of Women’s Studies*, 13(3): 198–209.
- Bacchi, Carol Lee, 2009, *Analysing Policy: What’s the Problem Represented to Be?* Frenchs Forest: Pearson Education.
- Carney, Terry, 2012, *Social Security Law: What Does the Politics of “Conditional Welfare” Mean for Review and Client Representation?* Legal Studies Research Paper, 12/24, Sydney: Sydney Law School, University of Sydney, (Retrieved 1 November 2012, <http://ssrn.com/abstract=2041086>).
- Cass, Bettina, 1986, *Income Support for Families with Children*, Social Security Review Issue Paper, 1, Canberra: Australian Government Publishing Service.
- Cheal, David, 2008, *Families in Today’s World: Comparative Approach*, Abingdon: Routledge.
- Emerson, Lee, 2000, “Stronger Families and Communities Strategy,” *Family Matters*, 57: 66–71.
- Esping-Andersen, Gøsta, 1996, “After the Golden Age? Welfare State Dilemmas in a Global Economy,” Gøsta Esping-Andersen ed., *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, London: SAGE Publications, 1–31.
- Howard, John, 1994, “Child-Care: Parents Must be Allowed the Choice,” *Sydney Morning Herald*, 28 March: 15.
- Human Rights and Equal Opportunity Commission (HREOC), 2007, *It’s About Time: Women, Men, Work and Family, Final Paper 2007*, Sydney: HREOC, (Retrieved 18 October 2010, http://humanrights.gov.au/sex_discrimination/its_about_time/docs/its_about_time_2007.pdf).
- Pinkney, Sarah, 1995, “Fights Over ‘Family’: Competing Discourses in the Two Decades Before the International Year of The Family,” *Just Policy*, 2: 17–25.
- Pocock, Barbara, 2003, *The Work/Life Collision*, Sydney: The Federation Press.
- Stewart, Miranda, 1999, “Domesticating Tax Reform: The Family in Australian Tax and Transfer Law,” *Sydney Law Review*, 21(3): 453–483.
- Yeend, Peter, 2008, “Social Issues: Welfare,” Roxanne Missingham ed., *Budget Review 2008–09*, Research Paper, 31, Canberra: Parliamentary Library, Parliament of Australia, Department of Parliamentary Services, 90–7.

論文審査要旨

〔I〕論文の構成

本学位請求論文 (Familiar Manifestations: Australian Family Policy since the 1970s) の日本語訳は「ありふれた表明／表象——1970年代以降のオーストラリア家族政策」である。連邦主要政党の家族政策の変遷を追うと、保守および革新政党の政策の違いが鮮明となる。しかし、各党の家族政策関連文書やメディア報道文書、メディアインタビューあるいは議会議事録・論争の言説分析を行うと、両陣営がもつ家族像が思った以上に近似しており、オーストラリアは保守的な家族イメージを維持しているという事実が浮かび上がる。保守政党は、稼ぎ手の夫と主婦である妻を中核とした近代核家族を称揚し、労働党は共稼ぎ夫婦を中心とする近代核家族を称揚する。専業主婦家族を称揚するのか、あるいは共稼ぎ夫婦家族を称揚するのかの違いはあるが、また、双方とも家族政策のレベルではそれ以外の多様な（シングルマザー家族含む）家族類型の存在を認め支援するとはいうものの、言説分析を応用して政策に関連する各種の文章を注意深く分析すると、意外な事実、双方とも近代核家族を重視し、それ以外の家族を近代核家族からの変異として周辺化する傾向が明らかになる。と同時に、近年は双方とも新自由主義政策に基づく福祉改革に基盤を置き、保守的な家族カテゴリーの維持を念頭に、その維持のためには問題家族の生活への介入すらも必要だと考えていることも判明する。

本学位請求論文の構成 (Table of Contents) は以下の通りである。

Table of Contents	i
INTRODUCTION: Family That Matters	1
CHAPTER 1 Analysing Family Policy as Discourses: Beyond the Definition Issues	26
Introduction.....	26
1.1 Defining Family Policy	28
1.2 Analysing Family Policy as Discourse	32
1.3 Analysing Australian Family Policy as Discourses	43
Conclusion	46
CHAPTER 2 Familial Tactics: Battles over Problem Representations	47
Introduction	47
2.1 Family Allowance	48
2.2 Social Security Review and Reform of Family Payments	55
2.3 Family Policy Reform under the Howard Coalition Government	65
2.4 Phasing out the Dependent Spouse Rebate	76
2.5 Politics of Australian Family Policy	79
Conclusion	84
CHAPTER 3 The Flip Side of the Coin: Construction of Motherhood in Debates on Work-Family Balance	86
Introduction	86
3.1 Construction of Work-Family Balance as a Social Issue	88
3.2 Different Child Care Schemes for Different Families	90

3.3	Paid Maternity Leave and Baby Bonuses	95
3.4	Construction of Motherhood through the Debates on Work-Family Balance	112
	Conclusion	117
CHAPTER 4 Income Support for Sole Parents Deviation from Motherhood		120
	Introduction	120
4.1	Introduction of Supporting Mother's Benefit	122
4.2	Problematisation of the Expenditure on Supporting Mother's Benefit	131
4.3	Social Security Review and Work Incentives	139
4.4	Logic of Mutual Obligation and Income Support for Sole Parents	147
4.5	Sole Parent Pensions and Sole Parenthood	159
	Conclusion	160
CHAPTER 5 Servicing Families and Communities: Beyond the Implied Policy Perspectives		162
	Introduction	162
5.1	"Families" and "Communities" as Institutions of Social Support	164
5.2	Launch of Stronger Families and Communities Strategy	170
5.3	Melbourne Area Projects Funded by the Renewed Stronger Families and Communities Strategy	179
5.4	Continuation of CFC Initiative under the Labor Government	194
	Conclusion	196
CHAPTER 6 In the Best Interest of Australian Children: The Australian Government's Income Management Schemes and Its Logic		198
	Introduction	198
6.1	Welfare Dependency and Income Management	200
6.2	Income Management under the Labor Government	212
6.3	Welfare Dependency and Social Exclusion	223
	Conclusion	226
CONCLUSION: Beyond the Hegemonic Family Discourses		227
REFERENCES		239

本学位請求論文は、A4用紙英文ダブルスペースにて、273頁（参考文献含む）の分量をもつものであり、博士学位請求論文としては質量十分なものである。

[論文の概要]

本博士学位請求論文では、「家族をめぐる政治」に焦点が与えられる。すなわち、家族カテゴリーの構築と、家族内における役割の配分、そしてその過程において黙示的に作用する社会規範を明らかにするとともに、その結果、生じる包摂と排除の過程に注目する。とくに、家族に関して、社会的な援助に値い「する」家族と「しない」家族がどのように決まるのかという点に注目する。そのために、家族給付のみならず、出産・育児休暇手当や出産手当、ひとり親家族への給付金、家族支援サービスに関する

政策、さらには一部の受給者の家族給付や福祉給付の利用状況を管理するための家計への介入政策に注目する。以下では、言説分析の結果を中心に言及し、報告する。

第1章で筆者はまず、1960年代以降の家族理論・家族研究の流れを概観する。オーストラリアの家族政策に関する先行研究のなかには、自らを言説分析と位置づける研究が散見されるが、それらは、オーストラリア政治における「家族」定義の歴史的变化を分析する研究に留まっていたことを明らかにする。家族定義の分析は重要であり、本研究でも定義分析は行なうが、家族の何が問題なのか、すなわち「問題の表象」とカテゴリーの政治に注目し、オーストラリア家族政策の形成過程について、より包括的な分析を目指したいとする。その際、テキストのなかで「問題や出来事に対する特定の理解を生み出す、制度に裏付けられ、文化が反映された解釈／概念スキーマ（言説）」や、カテゴリーの政治に注目することを明示する。ここでいうカテゴリーの政治とは、カテゴリーの構築とそれらのカテゴリーへの意味の付与や属性の配分、カテゴリーからの排除、およびそれらの再構築、再定義、再配置が含まれている。本章ではオーストラリアのフェミニストの立場に立つ政治学者Carol Bacchiの研究に多くを依存することが明らかにされる。

第2章で筆者は、オーストラリアの「家族所得支援（family income support）」政策の展開を追う。1970年代のオーストラリアの家族政策論争は、「家族問題」をどのように構築するかをめぐる戦い、すなわち、単一収入家族と共稼ぎ夫婦における女性配偶者への政府支援を均衡させるための戦いであった。フェミニスト家族研究者の多くは、「男性稼ぎ手中心の家族（the male breadwinner model of family）」がオーストラリア福祉国家の中心に鎮座していることを問題視すると同時に、ジェンダー研究者は、女性の無償家事労働がオーストラリアで異常に称揚されている事実を批判し始めていた。フェミニストたちは、家族間平等あるいはジェンダー平等達成のために現金給付による支援拡大を求めた。これらの研究者は、ホーク（1983-1991年）およびキーティング（1991-1996年）両労働党政権との協働に熱心で、社会保障問題に関する報告書や評価書の作成活動にしばしば参加し、育児担当者への直接的な家族手当の支給を実現していった。

次に本章では、1980年代の自由党と国民党による保守連合野党が、とくにジョン・ハワードがリーダーとなって以降、単一収入家族は税制においても、社会保障においても逆差別されていると批判し始めた動きを扱う。ハワード野党連合リーダーは、「所得分割制度（a system of income-splitting）」の導入を提案し、1996年に政権を獲得した後（1996-2007年）、ABの二種類に分けられる家族税制優遇制度を導入している。すべての家族への支援を対象とした政策を扱うパートAに対し、パートBは、単一収入家族への家族手当に関するものであり、所得分割制度に似ている。しかし、パートBと、その提案をしたハワード政権は厳しく批判された。それは同制度が、伝統的な男女役割分業に基づいた男親稼ぎ手家族の復権を促すという理由からだ。パートBは第2所得者の収入の多寡に従って支払われるものなので、第2所得者である女性は、収入を増やすために再就職するという選択肢を選びにくい状況に置かれやすくなる。こうした批判にもかかわらず、ラッド（2007-2010年）およびギラード労働党政権（2010-13年）は、ハワードが導入した政策を維持したことも明らかにされる。

本章の最後では、家族手当に関する議論は、ジェンダー関係との関連で議論が続いていたことが明らかにされる。ハワード政府は、自らの家族政策をジェンダー中立なものだと主張していたが、それは伝統的なジェンダー規範に基づいていることは隠しようもなかった。そして、家族の第1家事担当者は母親であり、家族類型間の平等やジェンダー中立をいかに標榜しようとも、家族政策は育児する母親を対

象としたものであることは明白だった。家族政策に関する議論は、母親規範から自由になったことは一度もなかったのである。

第3章で筆者は、「ワークファミリーバランス政策 (work-family balance policies)」に関する議論と政策の歴史的展開を追うが、そこでは、オーストラリアで初めて育児休暇手当 (Parental Leave Pay) が導入されたのは2011年1月であることが明らかにされる。この制度は、働く親 (普通は母親) で育児のために休職中の者、あるいは最初の子供あるいは、新生児や最近迎えた養子の世話のために離職した親は、18週を限度として連邦政府の育児手当を受給できるというものである。育児手当としては、オーストラリアには「ベビーボーナス (Baby Bonus)」がある。子供の出産、養子縁組をした親に与えられる手当である。正式には「母親手当 (Maternity Payment)」と呼ばれるベビーボーナスは、育児休暇手当導入以前の2004年に導入された。

育児手当とベビーボーナスは、オーストラリアの政治では、相互に排他的な制度として認識され、そのように議論されてきた。支給対象は常に母親が想定され、男子稼ぎ手と専業主婦家族が望ましい支給対象家族として類型化される傾向が強くなり、育児やワークファミリーバランス問題は働く母親への支援として議論されてきたからである。常に、議論の対象となったのは働く母親か、専業主婦であった。2013年1月より導入された「父親・パートナー育児休暇手当 (Dad and Partner Pay)」にしても、女性が母親として育児の責任担当者であるとの仮定に基づいている。ただ、父親の育児参加を促すことが本制度に含まれているとはいえ、育児休暇手当を考察する際には、共稼ぎ兼業主婦であれ専業主婦であれ、社会的に構築されてきた「母性 (motherhood)」観念が、オーストラリアでも女性のアイデンティティの重要な一部分として深く根付いていることを忘れてはならないと、筆者は指摘する。

本章後半では、オーストラリアの家族政策論は、子供と家族は社会の中心的な価値とされるだけでなく、家族は子供の育児・成長を担うものと位置づけられて来た歴史抜きには語れないことが指摘される。この伝統的価値観は、オーストラリア人に共通する。と同時に、母親類型を考えると、オーストラリア人の念頭には、異性の両親と子供たちという家族類型があり、その家族では、母親が働いていようがまいが、基本的な育児責任を引き受けるものと仮定されている。このようにステレオタイプ化された役割分担にある特定の家族類型が強調されると、こうした類型とは異なる家族類型、例えば、「シングルマザー家庭 (women-headed sole parent families)」を含む不利益家族や不安定家族は、社会的に「望ましい」家族とはみなされにくくなる。

実際、1980年代になると、福祉依存が問題視され始めた。それは、かつてエスピン＝アンダーセンによって類型化された「賃労働者中心福祉国家 (the “wage earners’ welfare state)”としてのオーストラリアの福祉政策の独自性が失われ始め、いわゆる「新自由主義福祉社会」オーストラリアへと歩み始める時期であった。その過程で、周辺的な家族への国家支援は削減されるか、より支給条件が厳しくなるだけでなく、支援される者たちは支援する国家に対して「相互義務 (mutual obligations)」を負うという「双務的契約関係」が強調され始める。結果として、国民の個人的なライフスタイルへの介入・規制が強まって行くことが論じられる。

第4章では、福祉依存との関連で問題視され始めたシングルマザー家庭を含むひとり親家庭に関する論争が扱われる。問題とされたのは、そもそもシングルマザー家庭を支援すべきものかと考えるか否かであった。改正論議のたびに、シングルマザー家庭は望ましい家族ではないと首尾一貫して表象されていた。さらに、1990年代より福祉依存と「失業家族 (jobless families)」が問題視され始めた際に、失業

家族はシングルマザー家族の代名詞となった。さらに、シングルマザー家族は生活維持と育児に対する親としての義務を果たすことができない、問題家族だとみなされるようになったことを明らかにする。主婦としての母親の存在が困難になりつつあるだけでなく、離婚も増加している現代でのシングルマザー家族非難は大いに問題がある。それはひとり親家族に対して扶養家族をもつな、あるいは子どものために離婚をするな、というのと同じ効果をもっているのである。

ひとり親家族への手当をめぐる前章の議論から明らかになったように、福祉依存が問題視され始めると、支援を受けた分だけ義務や責任を果たすべきだという議論が強まった。第5章ではこの動きに注目する。後のラッドおよびギラード労働党政権にも継承された、ハワード政権の「家族とコミュニティの強化戦略 (Stronger Families and Communities Strategy)」をめぐる言説分析がまず行なわれる。ハワード保守連合政権は、前述の相互義務概念を標榜して、家族とコミュニティの相互の連携を強めて家族の自立を促進しようとした。「社会的連携 (social coalition)」とは、個人、家族、政府、福祉団体や慈善団体などの間の協力のネットワークである。連邦政府は家族とコミュニティが、その他の組織・団体と連携して、家族の自助努力を促すことを期待して、連邦福祉政策の大きな改革の目玉にしようとした。

「戦略」が導入されたのは、2000年であり、2004年に改正されているが、いずれにおいても新しい家族政策を構築することが強調されていた。地域ごとに不利益家族や不利益コミュニティを策定し、家族やコミュニティの自助努力を促進し、事後的な緊急支援を減らすとともに、予防活動を充実させて家族支援政策予算と福祉依存を削減させることが謳われた。「戦略」はハワード政権の新自由主義経済政策の一部をなし、自助努力を家族に求めていたが、その「戦略」の採用による社会的帰結を確かめるために、筆者はメルボルンの家族支援団体で、「戦略」のもとで活動している支援団体役員をインタビュー調査している。そして、「戦略」のもと支援額そのものが削減されているだけでなく、支援は短期的で単発的なものに限られており、持続的で質の高い支援プログラムの継続的实施が難しくなっていることを確認している。

第6章では、家族手当収入の用途管理への政府介入に焦点が当てられる。それは、受給対象家族の消費活動を管理しようとするものであり、必要性の高い食品、衣服、住宅、教育に支出が向けられるようにし、家族手当などを含む福祉手当の無駄遣いを防止するものである。その代表が、2007年の「北部準州緊急対応策 (Northern Territory Emergency Response: NTER)」の一部としてハワード保守連立政権が導入した緊急介入政策である。それは、北部準州の先住民族の問題家族を対象としていたが、政府介入はラッドおよびギラード両労働党政権により、非先住民国民の「望ましくない」家族に対しても適用されるようになっていくのである。本章は、政府介入政策がオーストラリアの家族福祉政策の基盤となっていくことを明らかにすると同時に、福祉・家族手当の支給を通じてオーストラリアにおける規範的に望ましい家族と、両親の責任が明らかになる過程を明らかにする。

ラッドおよびギラード労働党政権によっても、無条件で家族支援を行うことは親の責任を問わないことになるので、福祉依存を拡大するだけでなく、後の世代にもよくない影響を与えるとみなされるようになった。さらに、失業中の親に家族手当などを無条件に与えることも望ましくないとの主張も強まっていった。その結果、福祉に依存し福祉を要求する親は、世間の目から見ると「望ましくない親 (bad parents)」とされていった。所得支出管理政策は、相互義務精神に基づく福祉改革の応用であり、親の責任を問う条件付き福祉政策だと論じられるようになった。福祉依存の親 (あるいは母親) は受け身の

消極的市民であるとして、さらに問題視されるようになった。受給者である親が責任を果たさない家族は、家族規範からの逸脱だと言及されて、福祉改革が正当化された。福祉依存者を、親の責任を果たさない人間であるとみなし、支援の対象から外そうとすることは、福祉依存という概念そのものが曖昧であることから、政府にとっては福祉改革にとり都合のよい条件となっていると、筆者は指摘する。

最後に、ひとり親家族支援や所得管理などを子細に検討した結果、家族、ジェンダー、エスニシティそして階級などが、福祉依存者たちを特定化する上で重要な要素になっていること（すなわち、シングルマザー家族で非英語系国民、そして労働者階級の家族がターゲットになりがちであること）に言及したうえで、保守連合と労働党の家族政策が新自由主義的な福祉改革と、「古典的」近代家族像に基づいている点を再度論じて本論が閉じられる。

[評価]

本博士学位請求論文は、家族政策に関する言説分析を通して、オーストラリアの権力・ジェンダー関係の動態を明らかにしようとしてきた。その結果、オーストラリアの家族政策にも、保守連合・労働党を問わず、新自由主義経済政策を採用する英国や米国などと同様な動きがあることを明らかにしただけでなく、労働党の望ましい家族像が驚くほど保守と近似していることを明らかにした。まず、評価すべき点を列挙したい。

評価すべき点は、日本ではオーストラリア研究の伝統が浅いこともあり、本学位請求論文に匹敵するような、日本人による体系的な家族政策研究は今まで無かったということを考えると、本研究は快挙だといってよい。また、オーストラリアにおいても同様な研究は多くないことを考えると、速やかに英文での公刊が望まれる。この点は副査の元ラトロープ大学准教授のライガー先生も同じ意見である（筆者の英語力についての先生の評価も高い）。オーストラリアの家族支援政策に関する言説の体系的な分析は、今までオーストラリアでも十分行われてきたとは思えないので、本研究は、オーストラリアの家族や家族政策の社会学の発展や、今後の家族政策の策定に対して大きく貢献するものと思われる。とくに、男性稼ぎ手家族に重きが置かれるオーストラリアの家族政策が、伝統的で非対称的な権力関係を再生産していることを明らかにしたことは重要であろう。

次に評価すべき点は、本審査報告書要旨冒頭で述べたように、従来、保守連合と労働党の家族政策は相対立するものとみなされる傾向が、日本でもオーストラリアでも強かった。しかし、本研究により近年では、①双方の政策に共通の側面が強くなっていること、すなわち、新自由主義政策に基づく福祉政策改革の一環として家族政策が位置づけられるようになり、保革双方の政策の共通性が大きくなっていること、そして、②その背景にはオーストラリア国民の保守的な家族観があり、保守連合も労働党もそれを忠実に反映しているということが明らかになり、従来の常識を再考するよう促したことである。オーストラリアの家族政策研究者も、近年ではハワード政権の政策を継承しているラッドおよびギラード労働党政権の保守性について懸念を示すものが増えているが、その点を体系的に明らかにしたことは高く評価できる。

第3は、言説分析の効用を実践して明示した点である。おそらく、従来のやり方に従って、保守連合と労働党の家族政策・家族定義の変遷を、双方の政策・定義のみを中心に比較し分析していたのでは、双方の違いが目立つ結果となり、近年の政策面における収斂傾向を見逃すことになったであろう。筆者は、オーストラリアの家族政策の背後に潜む「望ましい家族」イメージを、家族政策において問題とさ

れる家族とはどのような家族なのか、それらが問題視される過程を言説分析により析出しただけでなく、「望ましい家族」像が、保革双方互いに思っていた以上に近似していることを明らかにしたのである。さらに、労働党の望ましい家族像が、新自由主義的な観点と強く結びついていることも明らかにした。政策分析のみからでは発見できなかった論点をより明確に提示できたといつてよい。

第4は、言説分析を主眼とした本研究ではあるが、ハワード政権の新自由主義型福祉政策に基づく家族政策である「家族とコミュニティの強化戦略」が、実際にどのような社会的影響をもたらしているのかについて、メルボルンにおいて実証研究を行うことでより明確にしている。ハワード政策の影響を実際に確かめ、研究に厚みを加えていることが評価できる。

以上のような評価すべき点があるとはいえ課題もある。課題としては、言説分析の効用を実践して確かめた点は確かに評価できるが、政策および関連文書や言説に関心を集中したために、オーストラリア統計局や社会福祉研究に従事する各種研究所が提供する統計的資料への言及が少なくなり、オーストラリアの家族類型やその割合、推移の過程などの具体的な家族変動状況の把握が難しくなったことが問題である。そのため、言説分析の効果が多少削がれているといつてよい。もともと、政策分析研究としての性格上、仕方がないのかもしれないが、オーストラリアの家族とその問題に精通しているものが少ない日本での本研究の刊行や、オーストラリア人以外が読む可能性の高い英文での公刊を考えると、今後より具体的な家族変動研究を付加する必要があるだろう。それは、最後に言及される問題家族とされる家族類型の統計的資料が不足していることにも当てはまる。

第2は、連邦政党の政策とその関連文書・論争などの言説分析により、近年のオーストラリアの家族政策の背景に新自由主義型の福祉改革や伝統的な家族観が存在していることを明かにしているが、保守連合や労働党の家族政策形成に大きな役割を果たした、フェミニストを含む福祉政策・家族政策研究者の議論の言説分析が不足し、オーストラリア家族政策への研究者による影響・貢献における問題点の指摘が不十分になったことが問題である。博士課程入学時の計画では、研究者の議論の政治的影響・利用などにも注目することが含まれていたが、この点は課題として残った（オーストラリアの政治的に影響力のある家族研究者の多くが保守的な家族像をもっていることが明らかになったはずである）。

第3は、保革両陣営の家族政策に深く影響を与えている近代家族像の重要性が本研究より明らかになったが、今後は、近代家族像が伝統として確立していく過程と、深くオーストラリア国民に支持されるようになっていく歴史過程の研究も、今後の課題として残された。さらに、家族政策に関係する議員の言説分析ばかりでなく、実際にインタビューすることによりさらに説得力のもつ研究になった可能性があること、また、本研究の言説分析はC. Bacchiに多くを依存しているが、他のオーストラリア人研究者の言説分析に基づく先行研究への言及が少ないのではないかと、という懸念も挙げられる。

〔IV〕 結論

本学位請求論文には肯定的に評価できる側面が多いが、以上の考察から課題も確かにあることが明らかになった。しかし、日本における体系的なオーストラリア家族政策の研究としては、大変貴重なものであることに違いはない。さらに、英語で論文を書き、オーストラリアのみならず英語圏に打って出ようとするその気概は高く評価できる。課題として指摘されたものは今後十分克服することが可能なものが多い。本研究は、日本およびオーストラリア両国の家族政策研究の発展だけでなく、両国の家族社会学の発展にも大きく貢献すると思われる。本研究は筆者の研究力量を十分に明らかにするだけでな

く、本論文が残した課題を乗り越えていくことで、新しい学問的展望を切り開く大きな可能性を秘めていることを示す研究成果である。よって審査員一同は、藤田智子君の提出した本博士学位請求論文は、博士（社会学）（慶應義塾）の学位を授けるに十分ふさわしい内容であると判定し、ここにその旨報告する。

以上。

博士（社会学）〔平成25年9月20日〕

甲 第3958号 濱 雄亮

病いをめぐる理念と実践：1型糖尿病を中心に

審査担当者

主 査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 文学博士	鈴木 正崇
副 査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 教育学修士	宮坂 敬造
副 査	慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員 社会学博士	有末 賢

内容の要旨

1. 全体を通して

人は、心身の不調を認識すると、まずは自ら対処しようとする。いよいよそれでは押し寄せる不調を手なづけられないと観念すると、専門職のもとを訪れ、あるいは／同時に、同様の苦悩（suffering）の中にいる人々のもとに集う。しかる後に、自分自身の、さらには自らの病いやそれに端を発する苦悩を位置づけ直し、新たな生に踏み出す。その振れ幅に大小はあれども、一人の人の生においても多くの人の生においても、この営み——病いをめぐる理念と実践——は不断に繰り返される。

本論文では、こうした営み、特にそこでの人と人の紐帯の特徴を、異なる方向性をもついくつかの先行研究群の成果を消化しながら、患者会に集う1型糖尿病の人々の例をもとにして検討する。そこには、「病縁」と呼ぶしかないものが見いだせる。

ここでいう「病縁」とは、いわば病いを機縁にして成立する人と人のつながりである。厳密な意味で地域や血統を共有していない者に対して地縁や血縁が開かれることもあるように、病縁も、必ずしも同じ疾病の共有を求めるばかりではない。その境界や範囲は、他の共同性との間でどのような異同があるのだろうか。「生活習慣病」概念の普及など、政策的に構築されたものであれ、慢性の病いをもちながら生きている人は増えている。そうであれば、その経験を理解するための新しいモデルが要求される。本論文では、その回答の一つとして「病縁」モデルを提唱するものである。

病い及び病縁の周辺は単純な理解を許さない。それを理解するための手がかりとして、専門職支配論や病いの語り研究や患者会研究・当事者論といった議論がある。しかし、拡大するように見える「患者の権利」や、当事者間の多様性が明らかになった現在においては、専門職と当事者の非対称性や当事者

性の優越のみを前提にしたモデルでは、もはや捉えきくことは難しい状況になっているといわざるをえない。

「患者は、医師やシステムの影響を被りやすい非対称なポジションに置かれている」という視点は、かつての医療人類学でよく用いられてきた。これは、医療の社会システムとしての側面を浮かび上がらせた点で有益な視点であった。しかしそれに加えて逆方向の影響関係、すなわち患者の実践が医師やシステムに対してもたらす影響についても無視すべきではない。分野を問わず科学と文化・社会の境界は流動化しているが、医学・医療はその最たるものであろう。例えば小児ぜんそくの場合、患者会の有志らが、以前は医師が作っていた患者向けガイドラインの編集に携わるという現象が起きている¹⁾。そのため、非対称性モデルに収まりきれない医療における民俗知識の実態と、まだ意識化されていないその意味を探究する必要がある。科学的モデルは、自らを厳密に定義し、それがもつ意味を検討している。それと十分比較できる豊かな意味をもつ経験論的なモデルは、いったいどのような姿をしているのだろうか。

こうした課題に対して本研究では、聞き取り調査を主としたフィールドワークによって、様々な当事者——本人を第一としつつ家族も含む——や医療専門職の理念と実践を手がかりとしながら慢性の病いと生きる経験についての知見を深めてゆく。

2. 研究の視点：「病い」への注目

本研究では、医療人類学の見地に基づいて病いには3つの側面があることを想定する。まず、日本においては近代生物医療の枠内で専門職によって定義される異常である「疾病 disease」²⁾、すなわち科学的・制度的側面である。次に、日常の中で個々の生活者が心身の不調に起因して直面する苦痛や違和感である「病い illness」、すなわち個人的・経験的側面である。さらに、専門職であるか生活者であるかを問わず特定の社会・文化のなかで共有された基準に沿って認定される不調である「病気 sickness」、すなわち社会的側面である。本研究では、社会・文化的コンテクストに埋め込まれた個人の経験に焦点を当てるため、主に注目するのは「病い illness」となる。

ただしこれらはいくまで理念的なものであり、1つの事象においてそれぞれの側面は必ずしも相互排他的なものではない。現代日本の生活者の日常的な思考において、生物学や統計学に基づく近代生物医療の考え方は、少なくとも部分的には民俗知識と比べてよいほど浸透している。テレビやウェブ上の薬品のCMは、近代生物医療に一定以上の信頼を寄せる多くの消費者の存在無しにはビジネスとして成立しえない。また、自らの心身の苦しさを近代生物医療のイディオムを使って解釈することは、決して珍しくない。一方で、近代生物医療的には疾病とみなしうる状態であったとしても、受診してそれを言い渡されない限りは病いとして経験され得ない。言い渡されたとしても、その人がそれを小さくしか評価しなければ同様である。

このように、病いの最も根源的な部分である「病い illness」をめぐる理念と実践に分け入り、病いによって周囲との関係が途切れ（あるいはそもそも関係が成立しないか）見え丸裸にされたかのごとき状態から、病いを經由して人格の再構築を行う様が見て取れる。本研究は、その様相を具体例に基づいて描写するものである。

3. 先行研究の検討

本研究は、健康と病いに関する諸現象を対象とした文化人類学・社会学の研究に連なるものである。以下では、関連する先行研究を三つの方向性に分けて概観する。

専門職論

医療領域には、医師をはじめとした多くの専門職（professional）がいる。ここでいう「専門職」とは、理論的知識・職務の独占・公的資格による認定・同業者集団の形成とそれによる自律といった特徴をもつ。その中でも医師は専門職の典型であり、医療専門職に対する批判的分析としての「専門職論・専門職支配論」は、この議論の最初期から存在しており、専門職者と病いをもつ者のコンフリクトについての研究には一定の層の厚みをもっている。

まず専門職の権力性の存在が指摘され、次第に、専門職システムの伸張と軌を一にしてその営為の動態性も理解されるようになった。また近年では、本来は病者の苦悩をケアする存在であるはずであるのに、ともすれば苦悩を増大させかねない存在として批判の対象とされてきた専門職自身が構造的に抱える苦悩の存在も明るみに出され検討対象となり始めている。この動向は、慢性の疾病の「増加」や高齢化によって医療行為のニーズが高まることに伴い、医療行為を専門職のみによって遂行することが難しくなっているという布置の変化とも合わせて考える必要がある。このように、「専門職研究」という方向性は、専門職者の姿を外在的に描く試みであった。今後の課題は、医療専門職の視点と病者のその融合あるいは相互理解、によって両者の齟齬やずれを乗り越えていく契機を示すことである。

病いの語り研究

この方向性は、アメリカの精神科医であり医療について的人类学的研究を行っているアーサー・クラインマン（1996 [1988]）によって、1988年に「明示」された。

この分野の研究は、生活世界全体における病いという視点の提供、つながりや関係性の意味への注目といった点で有効である。しかし、「個人」としての「専門職と患者」の関係が前提とされる個人主義的傾向も存在する。これは必ずしも生活者のリアリティを描き出しきれない。生活者は人間関係の網の目に埋め込まれて日々を生活している。ここに、個人を起点にしつつもその病いに意味を与える人間関係全体を俯瞰する視点の構築という次なる課題が現れる。

セルフヘルプ・グループ研究と当事者論

前項で検討した病いの語りは、あくまで調査者の口を介しての語りであった。これに対して「セルフヘルプ・グループ研究と当事者論」は、専門職論で指摘されてきた専門職と当事者の間の齟齬を当事者側から乗り越えようとする試み、当事者による語りと分析を含んでいる点で独創的である。

セルフヘルプ・グループ（以下、SHG）とは、「何らかの問題・課題を抱えている本人や家族自身のグループである」ということである。そこでの支援が専門職によってではなく仲間によってなされるという点も重要な特徴である。

起源と展開としては、まず19世紀イギリスの下級労働者の相互扶助組織があり、次に1930年代にアルコール依存症者の団体の設立・発展があり、ITの発展と普及に伴うオンラインSHGの誕生と展開がある。日本においては、1950年前後に結核やハンセン病をもつ人々が待遇改善を要求して結成したものにはじまり、公害病の被害者団体や多くの疾病・障害・依存症の団体が生まれた。

SHGは以上のような歴史的変遷を辿ってきたが、私見によればその研究は、組織論と批評論に大別できる。

組織論は、いくつもの団体を網羅的に扱い、SHG一般の組織運営上の特徴や社会システムにおける役割について考察するものである。組織論はマクロな視点で当該社会における患者会一般の意義や位置づけを明らかにした (e.g. 的場 2001)。

批評論は、単一もしくは少数の団体をインテンシブに扱い問題提起をするものである。批評論で取り上げられることが多いのは、身体イメージの変更を伴う乳がんやスティグマ化されやすいエイズなどである。批評論はミクロな視点でSHGに集う人——集わざるを得ない人——の姿を明らかにした。

そこでは、苦悩に直面した人間が結果として提起する様々な形態のオルタナティブな実践が報告されており、人間の適応力の高さを知ることができる。これは、SHGには当該社会の抱える矛盾が集中しやすいことに起因しており、その論調は批評性・運動性を増すことになる。

そうした運動性を頼強調した営みが、イギリスに淵源をもつ「障害学」であり日本で展開している「当事者研究」である。「当事者研究」とは、北海道浦河市の精神疾患をもつ当事者の地域活動拠点・「浦河べてるの家」において2001年に始められた営みである。自分自身の「症状」を客体化する「研究」は、精神疾患をもつ——あるいはそう名指される——人の増加にともない、また、「自分探し」に代表されるような「自己の客体化」を部分的にであれ容認する風潮にも親和的であるためか、徐々に広がりを見せている。その成果 (e.g. 熊谷 2009) においては、当事者の視点から専門職と当事者の関係を俯瞰的に描き出して伝えようとしている。告発調では「ない」その論調の研究が想定する受け手は、当事者にとどまらず専門職や社会全体も含まれている。こうした両者のズレへの架橋の試みの誕生は、一つの成熟である。

先行研究全体の問題点

先行研究全体の問題点とは、「個人主義的傾向」と「患者会・の特権化」である。

「個人主義的傾向」とは、専門職であれ病者・当事者であれ、個人にフォーカスする傾向のことである。

「患者会の特権化」とは、現代医療の人類学・社会学が、患者会を社会的存在として研究しつつも、「患者会それ自体としてしか」研究してこなかった状況のことである。地域の歴史・民俗に根ざした医療の調査の際には、医療と宗教生活の連続性や関係が問われてきた。一方で、現代医療やそこに軸足を置く患者会についての研究においては、宗教的世界との比較を行ったり (非) 連続性を問うという試みは、なされてこなかった。しかし、同時代において苦しみ、そして集っている人たちの集まり、苦悩の共同体——サファリング・コミュニティ——に共通性がないと考える方が不自然であり、患者会以外の団体・共同体との比較によって患者会をより深く理解することが要請される。それによって、患者会を／で研究する医療人類学・社会学を、より豊穡にすることが出来る。そこに本研究の意義がある。

なお、現代日本における糖尿病患者を対象とした人文・社会科学研究においては、一見無味乾燥で「科学」の産物でしかないように見える「数値」がもつ意味やそれが媒介・改変する社会・人間関係の図式に焦点が当てられることが多い。

4. 本論文各章の要旨

第1章

第1章では、医療専門職による糖尿病に対する理念と実践の歴史を跡づけた。その結果、まず、同一の現象に対して同じ学問的背景を持つ者から複数の視線が寄せられており、そうした複数の視線から一つの疾患概念が成立しかつ常に再構築されていくものであることを明らかにした。次に、専門職内には複数の視線が存在すること、法律・政策やビジネスといった様々な領域で糖尿病が主題化され、生活の医療化ならぬ「糖尿病の社会化」というべき現象が起きていることを明らかにした。今後の課題として、医学論文の本文や書誌情報のウェブ上での公開が病者の認識に与える影響について留意する必要があることを指摘した。

第2章

第2章では、まず、エスノグラフィ・質的研究の新たな手法である「自己エスノグラフィ」は、隣接する諸領域の作品と比較した結果、「学術性・当事者性・批判性」を兼ね備えていることが弁別的な特徴であることを明らかにした。次に、著者自身の病いの経験の一般化と他者を通じた自省を自己エスノグラフィによって示すことで、日本における自己エスノグラフィに貴重な一例を加えることができた。そこでは、低血糖症状をめぐっての医療専門職と申請者の表現方法とそこにおける考え方のズレを明らかにした。自己エスノグラフィが明らかにするようなこうした問題に対して、医療人類学・文化人類学は、異なる学問をつなぐメディアイーターとしての実践的な役割を果たすべきであると結論づけた。

第3章

第3章では、小学生から高校生の糖尿病をもつ子を対象にした患者会主催のサマーキャンプに参加経験のある人たちへのインタビューに基づいて、共同性に基づく構図の再編成を描き出した。特に、自分以外の子が自己注射をする様子を見ることで自らの病いを客体化することで初めて自己注射を行えるようになることや、糖尿病に対する姿勢の変化が頻繁に言及された。ただし、自己注射の呈示に関する選択と構図の多様性に如実に表れているように、キャンプに参加することで共通の糖尿病観をもつようになるわけではない。しかし互いの経験を参照し合うことが可能であることから、そこには非同一的な共同性が成立していることを指摘した。また、このような糖尿病に直結する事柄のみならず、日常生活においては稀な、幅広い年齢の人同士の交流の場ともなっている一面があることも明らかにした。なお聞き取りの中では「普通」という表現が頻繁に用いられるが、この語には「理想としての普通」と「凡庸としての普通」という多義性が当事者の実践には見られることも明らかにした。

第4章

患者会研究に、同時代の他の集団との比較という新しい視角を提案することを目指して、患者会で発表される体験談を「自己物語」とみなし、新宗教教団やアルコール依存症者の会で発表される体験談との比較を行った。共通点は、自らを十全な存在とはみなさず、むしろその至らなさが反省され、それをなんとか立て直した、あるいは目標をもって立て直しつつある現状が報告される傾向である。すなわち、理念と実践の表明である。差異は、自他の位置づけ方である。新宗教教団やアルコール依存症者の会では、教義や12のステップは示唆をもたらす存在として自らに外在しつつ重なる可能性を秘めた存在として言及されやすいことと対比的に、患者会においては自らの手で操作することの出来ない現代医療はほとんど言及されずに前提条件として後景化する傾向があることを明らかにした。しかしこのように「大きなもの」が必ずしも自明ではないことこそが、「資源としての病い」という思考の形式を可能にし

ている可能性があることを指摘した。

第5章

第5章では、「クライアントにとって身近で、対等な立場にいる人によって行われるカウンセリング」である「ピアカウンセリング」の特徴と成立要件について、病気・障害をもつ子どもを育てている母親であるピアカウンセラーへの調査に基づいて論じた。そこでは、共通性と個別性が重要な役割を果たしていることを明らかにした。共通性は、疾患や障害をもつ子どもを育てつつ、日常生活世界においては共感を剥奪されていたという点である。個別性は、共通性をもつ自分たちも具体的には異なる部分があるということの発見である。この個別性を意識化しているために、自分の経験と相手のそれを同一視して押し付けてしまう誘惑を払いのける根拠となる。すなわち、子どもがもつ病気や障害は異なっていようとも、病気や障害に起因する苦悩の経験には相似性があるがゆえに共同性が生まれる余地があるということである。ここから、プロフェッショナルである医療専門職に対する「アマチュアリズム」の強みであり、そこにとどまり続けることが、ピアカウンセラーの専門性であり理念の正当な実践のあり方であることを明らかにした。

第6章

第6章では、医療専門職教育の方法と課題について論じた。まず、医療について批判的な分析を行う医療人類学は、医療の現状に変化を求めるとすれば直接的に「教育」という方法で変化を促していく必要があることを確認した。これまでの医療専門職向けの医療人類学教育の研究においては、病いや健康を総合的にとらえることや文化・社会という視点を教育することが必要／有効であることが明らかにされており、申請者自身もその点に留意して医学生・看護学生への教育行ったが、その実践例を提示した。これは、貴重な授業実践記録としての価値がある。具体的には、患者会での交流のあり方、血糖値をはじめとした数値と身体の意識のし方、著者自身の内視鏡検査に伴う病いの経験を分析した自己エスノグラフィをトピックとし、「医療専門職の視点」と「患者の視点」の意識化と両立を図った。この意図はおおむね達成できた。また、授業終了時に課した小レポートの記述から、具体例や実情に対する興味の旺盛さと、予期的社会化に基づくシミュレーションを行う姿勢が存在することを明らかにした。今後の課題として、実習に出たり臨床に従事するようになってから人類学の知見を生かすための方法が不在であることや、こうした教育に従事する教員・研究者同士の情報交換などがあることを指摘した。

このように、糖尿病患者たちは、病いを契機として、日常生活上の周囲の人や医療専門職との関係において実際にあるいは予期的に苦しんでいた。しかし同時に、自分自身や糖尿病というものを客体化して位置づけ直すという営みを不断に続けていることが理解できる。そこにおいては、発病という否応なく迫ってきた事柄に出発点をもつ人と人とのつながりが大きな役割を果たしていることが明らかとなった。

終章

終章では、病いをめぐる理念と実践をよりよく理解するためのモデルとして「病縁」概念を提唱した。なぜ「病縁」という概念が必要か。その特徴・意義・範囲はどのようなものであるか。

「病縁」とは、「病いを軸にして発生する人間関係」である。このことを理解するための試みがこれまでになされなかったわけではない。しかしそれら既存の研究には、序章で明らかにしたように、「個人主義的傾向」と「患者会の特権化」という問題点があることも明らかになった。

「個人主義的傾向」とは、専門職であれ患者・当事者であれ、個人にフォーカスする傾向のことであ

る。語りに耳を傾けるという調査手法上、この傾向を完全に排除することはできないものの、人や道具や概念の相互関係についての考察を深める際には問題として前景化する。

「患者会の特権化」とは、患者会研究が、患者会を社会的存在として研究しつつも、「患者会それ自体としてしか」研究してこなかった状況のことである。例えば、地域の歴史・民俗に根ざした医療の調査の際には、医療と宗教生活の連続性や関係が問われてきた。一方で、現代医療やそこに軸足を置く患者会についての研究においては、宗教的世界との比較を行ったり（非）連続性を問うたりすることでその特徴を明らかにしようという試みは、なされてこなかった。しかし、同時代において苦しみ、そして集っている人たちの集まり、苦悩の共同体相互を比較してこそ患者会をより深く理解することが可能になる。それは、患者会を対象としてだけにとどまらず方法論としても昇華させることでもある。また、現代日本の患者会という時間・空間の条件を意識に上らせることで、日本文化論を豊饒にすることもできる。これは、医療を切り口にして文化を論じる医療人類学の本旨への回帰でもあり、何ら奇異な取り組みではない。

また、医学生・看護学生からのリアクションにおいても、「患者会における交流・キャンプ」に関して、同じ疾病をもつ仲間同士の交流がもつ力はもとより、非同一的な共同性に対して新鮮なものとして興味をもつ学生は少なくなかった。これは逆に言えば、同じ疾病をもつ人の思考は一枚岩的なものとしてイメージされがちであることの現れでもある。臨床経験が無い学年であることに鑑みれば無理のないことともいえるが、教育上も、他の人間関係との（非）連続性を説明できる概念は必要である。

なお、本研究で頻繁に引用した佐藤（2002；2008）の「非同一的な共同体」論は画期的ではあるものの、病いを共有していない相手との関係についての言及はない。本研究はそこを補うこともできる。すなわち「病縁」概念は、医療専門職や家族や級友との関係を理解する一助にもなるのである。また、「病縁」の錯綜性は、実践コミュニティ論で想定されているような直線的な軌跡を前提には捉えきれない。本調査において明らかになったのは、先行者との差異を詰めようとするのではなく、差異に基づいて——差異があるからこそ——相互に参照しあう関係である。

これまでの「〇〇縁」論で最もよく言及されるのは、「血縁」と「地縁」である。「血縁」は親子・家族認識を軸にした紐帯、「地縁」は地域的な同一性・近接性を軸にした紐帯である。これらは一般用語としても定着しているが、そこから着想を得た第三の概念としても、いくつかの「〇〇縁」が提唱されてきた。その背景には、血縁や地縁では説明し尽くせない人間関係の比重が増してきたという高度成長期という時代背景に基づく認識があった（米山 1966）。しかしその議論はいずれも単発で終わることが多く、「〇〇縁」相互の関係がさほど明確にはなっていない。そもそも現代日本人がもつほぼ全ての「縁」は「社縁」であり、もはや「社縁」を2つのカテゴリーとして維持していても分析上の鋭さを維持することは容易ではない。これが、新たなカテゴリーを提示する必要性であり本研究の意義の一つである。

次に、「病縁」概念でカバーすることのできる範囲を呈示する（図）。

1型糖尿病を軸にした病縁関係を、出会う相手によって分類している。横軸は、「出会う相手は（1型糖尿病という）共通性があるかどうか」、縦軸は、「その相手との関係は否応なく設定された選択度の低いものであったか、意識的になされた選択度の高いものであったか」、に基づいている。

第一象限は、選択度が高く共通性が高い場合である。患者会で出会う、同じ疾病をもつ友人が当てはまる。患者会に意識的に参加しないと出会えない相手である。第二象限は、選択度が高く共通性は低い

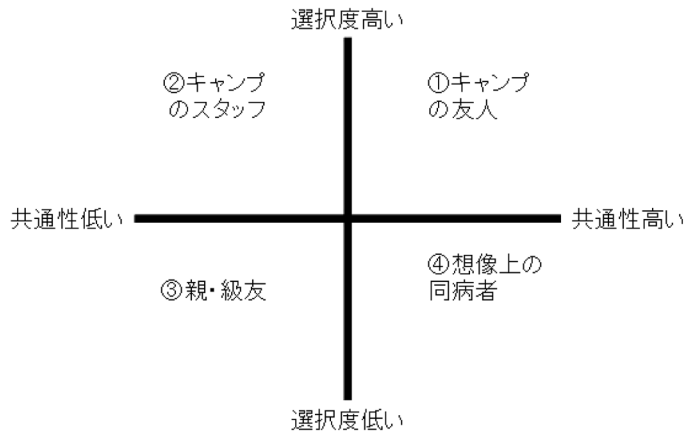


図: 「病縁」の諸相

場合である。患者会のボランティアスタッフのように、同じ疾病をもってはいないが患者会で出会う人たちであり、患者会に意識的に参加しないと出会えない相手である。第三象限は、選択度・共通性ともに低い場合である。親や級友のように、日常生活世界において出会う相手であり、同じ疾病をもたず、また意識的に選ぶことのできない相手である。第四象限は、選択度が低いが共通性は高い相手である「想像上の同病者」である。これは、有病率の低さ故に通常同じ疾病をもつ人と出会うことはないため、患者会に参加するまで多く人は自分と同じ疾病を持つ人に会わない。そこで、想像の中で、病弱そうなイメージの「同じ病気の人」を作り上げてしまうことがあることは、石田さんの言葉からも明らかになった。もっともこれは、患者会のイベントに参加して氷解することになる。なお、自分より後に糖尿病になった人の見本でありたい、ということ語る人もいる。この人が想定しているのは、「一般化された他者」ならぬ「一般化された同病者」であるが、まだ見ぬ同病者とのつながりを感じていることが分かる。

「病縁」という考え方を導入することの効用は、こうした様々な関係性を同一平面上で論じることができるという点である。同一平面上にどのようにそれぞれが配置されるかを比較することができれば、病いの経験の比較研究に大きな飛躍をもたらす。また、他者との比較だけではなく一人の人のなかで病いの経験がどのように変化していったのかを理解する一助にもなる。さらには、他の病いをもつ人との比較も視野に入れることもできる。このように、人類学研究上のメリットのみならず、医療専門職や当事者との協働に際して、相互の視点の共通性や差異を可視化する有効なツールとなる。

さらに、その他の「〇〇縁」と比較した際の病縁の特徴について考える。「社縁」の例として、明瞭なメンバーシップを有する「会社」と、それよりも柔軟性に富む「女縁」を採用している。

まず「参加資格」であるが、特定の土地に生まれることや特定の家系に生まれることは、生まれてくる者には選ぶことができない。特定の疾病をもつことや女性に生まれることも同様である。これらは、「選択」の余地など無く、「非選択的」である。もちろん特定の会社に入ることに関しては、選択の自由が存するので、会社の場合は「選択的」であろう。

次に「参加決定」である。「資格」はあっても「参加」するか否かは必ずしも一義的に決定されるわけではない。とはいえ、特定の地域・家系・会社に属していれば、その一員とみなされることから逃れ

表:「縁」の比較

	地縁	血縁	社縁①: 会社	社縁②: 女縁	病縁
参加資格	非選択的	非選択的	選択的	非選択的	非選択的
参加決定	非選択的	非選択的	非選択的	選択的	半選択的
立ち位置	本質的	本質的	本質的	構築的	構築的

ることはできない。そのため、地縁・血縁・社縁①はいずれも「非選択的」ということになる。一方社縁②の「女縁」は、ここでも選択の自由がある。病縁も一見同様である。患者会やキャンプやSNS上のコミュニティには、気が向かなければ入らなければ良いのである。もっとも、子どもの頃に発病する場合、例えば患者会への参加を決定するのは親であるので本人からすれば「非選択的」な側面が強く印象づけられる。また、通っている病医院の医師から会への参加を勧められることもあるが、その医師が患者会活動に肯定的であるか否かによってこの紹介ルートの有無が決定される³⁾。いずれにせよ、その他の「縁」と比べて「偶然性」の比重が最も大きいといえる。

以上のようにいくつかの偶然性の「関門」を乗り越えて「病縁」を獲得した後も、仲間たちの中で自らの「立ち位置」が本質的なものとして与えられるわけではない。同じ病いをもたない人との「大きな差異」と、同じ病いをもつ者同士の「小さな差異」を日々感じながら、自分にとっての、ある意味で個人化された病いを構築してゆくことになる。とはいえ、集団で「自己物語」を共有したり時としてぶつけ合う場もあるので、徹頭徹尾個人的なものとはいえない。また、仲の良い友人に糖尿病のことを知らせないことに戸惑いを感じていた人の例からも分かるように、人格の一部に根付いているといえる。「多少の手術して治りますってなくても、治さないとと思うよ、多分。」と語る人さえいる⁴⁾。これに対して、例えば血縁ではそこに統合されることで役割を与えられ本質的で安定的な位置を占めることになる。地縁においても社縁①の会社においても同様であろう。

以上のように「病縁」は、その他の「縁」と比較した際には偶然性と構築性に満ちているもの妥当ことが明らかになった。さらに、比較によってではなく「病縁」のいくつかの特徴を挙げる。

まず、その基盤に「身体」が介在することである。「身体」から始まり「身体」に終わる「縁」は、「病縁」のみである。これが、ある意味で境界が不明瞭で不確かさに満ちた「想像の共同体」である「病縁」に、確からしさをもたらしている。

また、「継承性と創造性」が存在する。実践コミュニティ論で前提とされていたような知識の段階的・単線的習得ではないものの、他の人の行為を見て言葉を交わすことが自分を客体化するきっかけとなり、自らの行為や考えを変えていく場合があることが第3章では明らかとなった。もっとも、変えない場合も大いにありうるし、ただ継承するのではなく自らの個性がすり込まれた新しい方法をとることもありうるし、それがまた他の人に伝播することもある。このように、上位世代の行為や考えを継承しつつも新たな形に作り替えるというプロセスが常に駆動している。そのようにして一次的な知識が受け継がれかつ新たに作り出されている⁵⁾。これは、第5章で論じた「アマチュアリズム」と同様に、知識や経験の具体的内容そのものの経験の仕方の双方に価値が置かれることによっている。

以上のように、「病縁」は偶然性・構築性・身体性・継承性・創造性を備えた人間関係である。

病いに代表されるような苦悩への対処は、そもそも共同性を不可避的に胚胎した営みである（ター

ナー 1996 [1969]; 上田 1990)。それがもつ偶然性・構築性・身体性・継承性・創造性を理解するために、「病縁」概念を提示する次第である。

注

- 1) ぜんそくの診療ガイドライン作成に患者が初期段階から関わった例がある(朝日新聞 2004)。
- 2) 当該社会における公的制度内に位置づけられる医療によって定義される異常を疾病とみなすならば、近代生物医療以外にも公的制度内に位置づけを与える国における医療が規定する以上もこのカテゴリーに入れられるであろう。例えばタイでは、一定の要件を満たした「伝統医療」の従事者は、近代生物医療の医師等々は別に公的な免許状を獲得することができる(飯田 2006)。ただし本論文が対象とする現代日本においてはそうした事象はない。例えば「漢方」薬を保険制度に基づいて「処方」するには、近代生物医療を修めたことを証明する医師免許と保険医であることの証明が必要であり、「漢方」単独の学習によってそれを「処方」することはできない。フィールドのこうした状況に鑑み、ここでは近代生物医療によって規定される異常のみを「疾病」とみなす。
- 3) 1型糖尿病と同程度の有病率を共通の疾病とする人同士が顔をつきあわせてつながることができるのは、大都市圏に限られる。
- 4) 1980年代生まれの男性の発言である。
- 5) 血糖が上がりにくい食べ物とそうでない食べ物の話題は頻出する。世間における低カロリー志向の高まりとともに、低血糖時に速やかに血糖を上げることができるブドウ糖をふんだんに含んだ清涼飲料が相対的に減っており、低血糖時には死活問題である。特に、人工甘味料を使用したものは糖分の吸収を抑えたり緩やかにしたりするのでいっそうの注意が必要であるが、低血糖時にはそうした判断力は下がるが多く、切実な問題であるので情報交換がなされる。また、お酒の飲み方や飲み会における食事の食べ方と注射の仕方(タイミング)も同様に頻出する話題である。

引用文献

- 上田紀行, 1990, 『スリランカの悪魔払い: イメージと癒やしのコスモロジー』 徳間書店.
- 熊谷晋一郎, 2009, 『リハビリの夜』 医学書院.
- クラインマン, アーサー, 1996 [1988], 『病いの語り: 慢性の病いをめぐる臨床人類学』 江口重幸・五木田紳・上野豪志 [訳], 誠信書房.
- 佐藤知久, 2002, 「共通性と共同性: HIVとともに生きる人のサポートグループにおける相互支援と当事者性をめぐって」『民族学研究』 日本民族学会, 67(1): 79-98.
- , 2008 「セルフヘルプ・グループ: 非同一的なコミュニティとしての」『人類学で世界をみる: 医療・生活・政治・経済』 春日直樹 [編], ミネルヴァ書房, pp. 21-38.
- ターナー・ヴィクター, 1996 [1969], 『儀礼の過程』 新装版, 富倉光雄 [訳], 新思索社.
- 的場智子, 2001, 『現代日本における患者団体の社会学的研究』 奈良女子大学2000年度博士論文.
- 米山俊直, 1966, 『集団の生態』 日本放送出版協会.

論文審査要旨

本論文は、1型糖尿病を事例として、病いをめぐって患者と医療専門職と健常者が生成する社会関係の機能や実践を、社会学や人類学の立場から研究している。1型糖尿病とは自己免疫疾患で、膵臓のβ細胞が破壊されてインスリンが出ないために血糖値が下がらなくなる病気で発症時は幼児や若年である。過食・肥満・ストレスなど生活習慣によって発症する2型糖尿病とは全く異なる。治療法も1型糖尿病は患者が注射薬のインスリンを常に携帯して毎日注射する必要があるが、食事療法や運動療法は効果がないとされる。本論文は患者である本人自身が病いと共に生活してきた体験に基づいて、現代医療の

在り方について考察した貴重な成果で、目次は以下の通りである。

序章

第1節：目的と意義

第2節：先行研究の概観

第3節：対象と方法

第4節：本論文の構成

第1章：糖尿病臨床の歴史：現代日本を中心に

第1節：医学的定義と対処法

第2節：各地における最初期の記録：「civilization」以前

第3節：インスリン注射への足跡：「civilization」の過程

第4節：闘病体制のセットアップ：組織とマニュアルの誕生を中心に

第5節：ツールの充実と法の不実

第6節：糖尿病の社会化

第7節：まとめ

第2章：自己エスノグラフィの実践と医療人類学における活用

第1節：はじめに

第2節：自己エスノグラフィの位置づけ

第3節：当事者としての生活史と感覚：自己エスノグラフィの実例として

第4節：方法としての自己エスノグラフィの可能性と課題

第3章：共同性に基づく構図の再編成：サマーキャンプにおける糖尿病と自己注射の（再）領有をめぐって

第1節：はじめに

第2節：キャンプという舞台

第3節：自己注射の呈示をめぐる逡巡と戦略

第4節：再編成される構図：自己注射の（再）領有

第5節：キャンプの緊張感と多様性

第6節：サマーキャンプにおける共同性

第4章：「自己物語」の共同構築：新宗教・AAとの比較の観点から

第1節：問題の所在

第2節：患者会と患者会研究

第3節：患者会における語り

第4節：新宗教とAAにおける語り

第5節：考察と結論：語りの内容と形式

第5章：制度と実践の相互作用：当事者間ケアの一例から

第1節：はじめに

第2節：「病気の子どもピアカウンセリング事業」の概要

第3節：ピアカウンセラーの活動

第4節：ピアカウンセリングにおけるアマチュアリズム

第5節：おわりに

第6章：医療人類学教育の実践

第1節：本章の課題

第2節：医療系学生に向けた医療人類学・文化人類学教育の現状と課題

第3節：医療人類学教育の実践（1）：医学生を対象として

第4節：医療人類学教育の実践（2）：看護学生を対象として

第5節：医学生による医療人類学教育へのリアクション

第6節：看護学生による医療人類学教育へのリアクション

第7節：人類学的医療者教育の今後の課題と展望

結論

第1章は、糖尿病を文化的社会的な文脈の中で構築される「病い」(illness)としてとらえる視点を示す。特に医療専門職が生物学的に定義してきた歴史を追い、治療技術の発達を通じて、治療体制の組織化やマニュアルの整備を通して、徐々に近代生物医療の枠内で専門職によって定義される「疾病」(disease)に作り上げられていく過程を探求した。糖尿病という一つの病状に関して、医者・研究者・生活者が複数の視線を持っており、相互の交渉を通じて徐々に「疾病」として確定し再構築されていく状況が明らかになった。その場合に、医療の内部に留まらず、外部要因としての法律・政治・経済の影響が大きい点も考慮される。インスリンの発見以後、注射によって注入することで糖尿病は完全な治癒は望めないとしても、生命を維持し続けることは可能であり、「病い」の日常化の状況を生きることになる。1型糖尿病を「慢性的な病い」として生活する患者は、病院との関係を通して「医療化」に対応すると共に、長年にわたる病いと共生で醸成される「糖尿病の社会化」の現象が起きているという。今後は医学論文や書誌情報のウェブ上での公開が患者の認識を変えて、関係性が大きく変わる可能性を示唆した。

第2章は、1型糖尿病を生きる個人に注目する。研究には質的研究によるエスノグラフィーの手法を用いている。特に新たな手法である「自己エスノグラフィー」の適用を行った。これは筆者自身が1型糖尿病の患者であり、通常人よりは病いに対して自省的かつ意識化できる利点があると考えたからである。自分の低血糖症状の体験を描いた「自己エスノグラフィー」を通して、医療専門職と患者である筆者と健常者との表現方法が異なることや、相互の考え方のズレが浮き彫りにされて、患者の当事者性の多様性を理解する困難さが明らかになった。自己による病いの経験の一般化と、他者を通じた自省という二つのベクトルの相乗性の中で理解する試みは貴重である。常に医療専門職が重要な役割を演じ一般人との認識のずれが大きいので、相互作用を活発化して違いをいかに乗り越えるかが課題だとする。これまで1型糖尿病の患者の「自己エスノグラフィー」は書かれていなかったもので、今後が期待される。学術性・当事者性・批判性の三つの条件を兼ね備える「自己エスノグラフィー」を書くことは容易ではないが、医療をめぐる「当事者性」を深化させた意義を持つ。

第3章は、自己から他者へ、個人から集団へと視点を転換する。1型糖尿病は別名を「インスリン依存型糖尿病」「小児糖尿病」と呼ばれるように、インスリンの注射と若者たちという二つが要点で、双方の様相が顕著に現れるサマーキャンプに焦点をあてる。小学生から高校生の1型糖尿病をもつ若い男

女を対象にした患者会主催のサマーキャンプが毎年開催されている。キャンプの現状を検討し、参加経験のある人たちへのインタビューに基づいて、同じ病いを生きるという体験の共通性を基盤として生まれる独自の絆による共同性が構築される様相を描き出した。1型糖尿病に顕著な現象は、他の子供が自己注射をする様子を見て、自らの病いを客体化して、初めて自己注射を行えるようになり、1型糖尿病に対する姿勢が変化することである。ただし、自己注射の呈示には選択の幅があり、女性には抵抗感が強いなど、他者の視線を許容する基準を巡って逡巡と葛藤がある。キャンプへの参加によって共通の糖尿病観をもつようになるとは限らない。しかし、互いの経験を相互に参照し合うことで、完全に一致はしない共同性、つまり「非同一的な共同性」(佐藤和久)が成立しているのではないかと考えた。また、キャンプは一般社会から一旦は切り離されて、幅広い年代の者同士が共通の悩みや希望を語り合う人間的な交流の場であり、病いの共有を超えて、人生観を養い人格を成熟させる一面がある。聞き取りでは自らの状況を「普通」と表現することが多く、「理想としての普通」と「凡庸としての普通」という両義性があるという。病いを「特別視」せずに「普通」とみなすことは、当事者の中で揺れ動いて病いを受容する複雑な心情の在り方を明らかにしている。

第4章は、ボランティア・アソシエーションとしての患者会に焦点を移す。患者を組織し、助力の手を差し伸べて相談に応じ、キャンプなどの啓発的な行動によって、病いを日常的に生きるための援助や協力を行う人々の実践についての考察である。患者会で発表される体験談を「自己物語」とみなして、新宗教教団やアルコール依存症者の会で一对多の場で語られる体験談との比較を行った。相互の共通点は自らを十全な存在とはみなさず、至らなさを反省し、何とか立て直したい、或いは目標をもって立て直しつつある現状が報告される傾向が強い。差異点は、自己と他者の位置づけ方で、新宗教教団やアルコール依存症者の会では、開祖が創唱した教義や段階的訓練としての12ステップなど独自の言説があり、常に参照し得る外部言説として認識されるのに対し、患者会においては現代医療の成果は自らの手で操作することは出来ず曖昧なままであり、暗黙知が前提条件になり絶対的基準はない。教義や訓練のような「大きな言説」には依拠できないが、患者会は「資源としての病い」という思考の形式を生み出すことは可能だという。基本的な視点は、患者会を「セルフヘルプ・グループ」(SHG)、つまり「何らかの問題・課題を抱えている本人や家族自身のグループ」との類似点に基づいて考察する試みで示唆に富む。

第5章は、カウンセリング、特に「ピアカウンセリング」に着目する。「ピアカウンセリング」とは制度化された相互扶助実践で、「クライアントにとって身近で、対等な立場にいる人によって行われるカウンセリング」である。病気・障害をもつ子供を育てている母親であるピアカウンセラーへの調査に基づいて、特徴と成立要件を論じた。1型糖尿病に関するカウンセリングとの共通性は、疾患や障害をもつ子供を育てつつも日常生活世界には共感を剥奪されていることが多い点だという。しかし、1型糖尿病の場合、個別性が顕著で相互に異なることが多いと意識しているので、自分の経験と相手の経験を同一視せず、各人の個性を重視することになる。その結果、「ピアカウンセリング」は、子供の病気や障害は異なっても、苦悩の経験には相似性があるので、相互の共同性が生まれる余地がある。「プロフェッショナル」である医療専門職に対する「アマチュアリズム」の強みがあり、体験を積み重ねて継続することで、ピアカウンセラーの専門性への志向が生まれる。理念が徐々に正当な実践のあり方となる過程を明らかにしている。

第6章は、病いをめぐる実践として医療専門職教育の方法と課題について論じた。現代医療について

批判的な分析を行う医療人類学の教育は、医療の現状に批判的で変化を求める立場をとることが多い。筆者が行った医療専門職を養成する大学での教育では、生徒側の反応として病いや健康を総合的に文化・社会の視点を入れて論じることは好感を持って迎えられたという。自己の体験に基づき、患者会での交流のあり方、血糖値など数値と身体の意識の仕方、自己の内視鏡検査に伴う体験、病いの「自己エスノグラフィー」などを事例として、「医療専門職の視点」と「患者の視点」を意識化する試みを行った。医療専門職を志す若い大学生の反応は、最先端の医療技術の習得と共に、自らが医学の理念や知識を実践に応用するときの困難さと複雑さへの強い興味を生み出した。ただし、実習や臨床に従事する時に、社会学や人類学の知見を生かす方法には試行錯誤の状況にとどまるので、具体的な成果を積み重ね、息の長い実践とする必要性を主張している。

結論としては、1型糖尿病患者たちは、病いを恒常的に生きるという立場にあって、日常生活では周囲の人々や医療専門職との関係の構築に関して常に不安感を抱いている。第三の立場としての患者会やピアカウンセラーなど医療専門職でない人々の関与の増大は患者たちの生き方を微妙に変化させる。相互の間では独自の絆が作られて病いのネットワークとでも呼ぶべきものが形成され、機能の仕方によって患者の選択肢は大きく広がる。1型糖尿病患者は常に日常の中で病いを意識化し、客体化して位置づけ直す営みを続けており、関係性の多元化を通じて文化や社会の状況に鋭敏に反応していく。筆者は、患者同士の絆、つまり「病いを軸にして発生する人間関係」を「病縁」と名付け、地縁・血縁のような非選択縁では解決できない事態に対応し、病いの経験を組織化していると考える。「病縁」は選択縁であり、加入脱退には個人の意思が強く働く。ただし、「病縁」は病いごとに異なる諸相を見せ、1型糖尿病はガン、肺病、エイズ、ハンセン氏病と比べると社会的な発信力は弱い。子供から大人へ、世代を越えて長い歳月をかけて作り上げられる1型糖尿病の共通体験が世間に知られることは少ない。今後は、他の病いとの差異化を通して、関係性のネットワークを広げ、急速に進む現代医療の批判を社会へ提示することが課題として残ると指摘する。

個別の研究に関して評価すべき点を列記すると以下のようになる。第一は、医療専門職の視点と患者の視点の融合や相互理解によって齟齬やずれを乗り越えていく契機を示したこと、第二は個人を起点にして病いに意味を与える過程を「自己エスノグラフィー」を通して明らかにして、人間関係全体を俯瞰する視点を構築したこと、第三はキャンプという集団生活での自己注射の実践と呈示を事例に、病いの客体化と共同性の関係の生成を具体的に描き出したこと、第四はボランティア・アソシエーションが持つ役割を広く捉えて、患者会の語りを「自己物語」の観点で相対化して捉えなおし、患者の特徴を確認したこと、第五はピアサポートの「アマチュア性」を通して、医療専門職の硬直的なプロ意識を批判的に論じたこと、第六は医療専門職を目指す教育の現場で社会学や人類学の観点からの教育の方法と課題を考えるという応用社会学・応用人類学の実践を呈示したことである。

総合的な評価としては、①自己を相対化して研究対象とすることの困難を乗り越えたこと、②現場での多声性を記録にとどめて考察し、当事者性や「自己エスノグラフィー」という新しい試みに挑戦したこと、③長期に亘る粘り強いフィールドワークを通じて複雑な事例に筋道をつけて論述し考察したこと、④1990年代に自己注射が一般化して以後、1型糖尿病の患者に劇的な変化が生じた実態を自己体験と重ね合わせて考察したこと、⑤先行研究で指摘されてきた「個人主義的傾向」や「患者会の特権化」を乗り越える試みを行ったことである。個人を焦点化しすぎることや患者会を社会全体と切り離して論じることへの批判である。糖尿病患者に関する研究のうち、浮ヶ谷幸代の『病気だけど病気ではない—

糖尿病とともに生きる生活世界』(2004)は重要であるが2型糖尿病の事例であり、本論文は先行研究の少ない1型糖尿病についての新たな研究成果として高く評価できよう。

しかし、残された課題も多い。以下に列挙する。

第一は「病気」(病いと疾病)の論じ方である。浮ヶ谷が指摘した「病気ではない」という観点からの考察が本論文では弱く、「病気である」という観点からみると当事者のいう「普通」の意味も変わってくる可能性がある。病気や医療を現代社会や人間環境と接合してマクロに論じることも課題である。第二は「自己注射」の位置付けである。医事行為を越える行動であり、自己管理や健康維持など別の文脈で論じる方向性も考慮すべきではないか。第三は小児や若年者の発症の事例が多いので発達心理学や教育心理学の専門家との共同作業が必要とされる。また、キャンプは明らかにイニシエーションの様相を帯び、子供から大人への移行や患者としての試練の克服として論じることも出来る。第四は「自己エスノグラフィー」についてで、現時点ではまだ独自性を発揮した業績には至っておらず今後の課題である。「病いの語り」を通じ意味世界を深める研究は提示の仕方も含めて未だに不十分である。第五は患者会での「自己物語」の開示については、患者会から新宗教までを同じ位相で論じることは逸脱の傾向が強く問題点が残る。第六は教育現場での実践では、医療専門職を目指す人々は専門医学を優先するので、社会学・人類学の見方の積極的受容は楽観的に過ぎる。第七は「病縁」に関しては、社会関係論として積極的に使用するのであれば「現代社会と病気」という大きな文脈の中に位置付けて論じる必要がある。第八は全体の流れの問題で、各章が独立した主題を持つので、患者・医療専門職・健常者が重なり合う領域で生じている現象の分析という統一した視線の提示が望ましいと考える。第九は総じて全体的に負の側面が消去され、明るい物語に仕立て上げる傾向があり、社会との摩擦や当事者の苦悩(suffering)の意味を問うという視点がやや希薄なことである。

以上のような問題点はあるものの、本論文は社会学・人類学・福祉学・看護学・教育心理学が交錯する難しい分野の研究を開拓し、自己が患者として生きてきた経験を問うという真摯な研究として評価し、博士学位(社会学)を授与するに値すると判断する。

博士(社会学) [平成25年9月18日]

乙 第4637号 松尾 浩一郎

日本都市社会学の形成過程に関する社会調査史的研究

審査担当者

主査	慶應義塾大学法学部教授・社会学研究科委員 博士(社会学)	有末 賢
副査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 文学修士	浜 日出夫
副査	慶應義塾大学名誉教授・元社会学研究科委員 社会学博士	川合 隆男
副査	首都大学東京人文科学研究科教授 博士(社会学)	玉野 和志

学識確認担当者

慶應義塾大学法学部教授・社会学研究科委員

社会学博士

関根 政美

内容の要旨

本論文は日本都市社会学という学問領域がいか形成されていったのかを社会調査史研究の視点から明らかにしようとするものである。

都市社会学はいわゆるシカゴ学派たちの研究から誕生し、長らくシカゴ学派の影響を強く受けながら展開することで成り立ってきた学問である。日本における都市社会学研究においてもシカゴ学派の存在は欠くことのできないものとなってきた。しかし日本で都市社会学が本格的に盛んになる1960年以降の諸研究をみると、実際にはシカゴ学派をはじめとする海外の都市社会学からはかなり独立した、独自の都市社会学が立ち上がっていることがわかる。これを日本都市社会学と呼ぶならば、それはなぜどのように形成されたのだろうか。

日本都市社会学の形成過程においてはさまざまな形で社会調査が大きな役割を果たしてきた。狭くシカゴ学派のみに限らず19世紀から数多く行われてきた都市社会調査の伝統の上に日本都市社会学は形成されており、また、海外から輸入した理論に頼りきらず、経験的研究を重視しそれに立脚した学問形成を志向してきた。そのなかでは、社会調査の方法論の発展やその実践のあり方の変化に応じて、学問としての姿や性格にも大きな影響が及ぶということも生じていた。社会調査史や社会調査論の視点なしに日本都市社会学の成り立ちと性格を理解することは難しい。

とくに日本都市社会学の収斂と制度化が進む1960年頃までは、都市社会学をめぐる社会調査活動は多様な立場から多様なかたちで行われていた。このような都市社会調査の多様性は、さまざまな形の都市社会学がありうることを予期させるものであった。実際に、こうした多様性と混沌のなかで、日本都市社会学の形成にいたるまでの歩みは紆余曲折の道となっていた。近代大都市の発達とそれに伴って生まれた都市問題への対処、アメリカ都市社会学の受容と再解釈、アカデミズム内外での調査研究の併存と交錯、空間的把握の退潮と意識調査の台頭、異文化探訪型調査から自己認識型調査への転換、学際的な総合調査の試み、標準化調査法の導入、推測統計学の応用など。こうしたさまざまな出来事や岐路をどのように経ることで、いかにして今日に連なる形の日本都市社会学が形成されるに至ったのだろうか。

本論文では、従来の学説史では取りあげられなかったようなさまざまな調査活動にも眼を向けながら、学問形成過程を解きほぐしその意味について考察する。日本都市社会学に至る試行錯誤や大きな勢力を形成しえなかった系譜を把握するのに資する象徴的な調査活動とそれを行った研究者・研究組織を事例としてとりあげ、それらの調査過程や、失敗をも含めた調査者・研究者たちの経験を追うことを軸として所期の目的にアプローチしていく。

直接の対象とする時期はおおむね19世紀末から1960年代末であり、なかでも1930年代後半から1960年前後に焦点をあわせる。章構成および各章ごとの概略は以下の通りである。

第1章「学問形成過程からの再発見——視角と方法」は、論じるべき問題の所在を明確にした上で、本論文がとる立場、議論の基盤とする視角と方法について、先行研究との関連もふまえて詳論する章である。とくに学問形成過程に社会調査史の視座からアプローチすることの意味を論じ、通常の学説史

では捉えられない日本都市社会学の形成過程とその問題構造を解き明かすという課題を設定した。また、そうすることを通じてポジティビズム（実証主義）という社会学の根幹にかかわるものを問い直し、その再発見を目指すというモチーフも提示した。

第2章「日本都市社会学以前の都市社会調査——異質性への視点とその限界」と第3章「黎明期の日本都市社会学とその周辺——アカデミズムと社会調査の接点」は、日本都市社会学の前身・背景となるさまざまな都市社会調査や、関連諸学界での議論の系譜について論じる章である。

第2章では19世紀から20世紀初頭にかけて行われた最初期の都市社会調査の歴史的展開を記述した上で、それを支えたものが社会踏査と呼ばれる調査方法論であること、そこでは主として異質性認識を念頭においた調査が行われていたこと、このような視点と方法に限界が訪れていったことを論じた。また、都市社会調査の担い手の多くがアカデミズムと距離のある存在であったことが、諸調査の成果を有機的に結びつけた議論がおこることを遅らせた一因になったことを指摘した。

第3章ではアカデミズムが都市研究に関わるようになる経緯に着目し、社会学界が都市研究に接近する背景に、農村調査の経験や周辺諸領域の動向、さらには海外の社会学界からの影響が見られることを論じた。そして、日本都市社会学の形成過程の出発点となるのは1930年代の奥井復太郎であると位置づけた。

第4章「社会的実験室としての東京——奥井復太郎の都市研究とその時代」は、日本における都市社会学の祖となる奥井復太郎の人と学問について論じる章である。パイオニアとなった奥井復太郎がなぜそのような成果を生み出すことができたのかを検討し、彼自身の生活者としての都市体験を隠せず学問形成に活かすというユニークな研究のスタイルをとったことにその理由を求めた。また、奥井の都市社会学構想のなかには「市民」の問題が大きな位置を占めていることも明らかにした。

第5章「都市社会調査の戦前と戦後——奥井復太郎と近江哲男の鎌倉調査」は、戦前期に奥井が切り開いた都市社会学が戦後へとどうつながり、またどう断絶するのかを、調査方法論や調査実践のあり方にとくに注目して探究する章である。とくに奥井復太郎と近江哲男の鎌倉を舞台にした戦前戦後ふたつの社会調査活動を検討事例とした。同じ地域社会を対象として行われた両者の調査を比較すると、調査技法の面でも議論そのものについても複雑さや精密さを増しており、面目を一新しているようにも見える。しかしそれと同時に、都市社会学としての発見の論理が、調査技術上の都合や制約に屈しはじめる兆候を見出すこともできた。このように戦前と戦後の関係を、調査技術の発展による表裏一体の功罪という面から把握することができた。

第6章「戦後の都市研究と総合調査——社会調査ブームと日本都市学会」と第7章「調査プログラムとしての人間生態学——磯村英一・矢崎武夫・鈴木栄太郎による再解釈」は、社会調査と都市研究が急速に進展する1950年代に、その後の日本都市社会学の歩みとは異なる姿の多様な都市社会学の萌芽を見出すことを試みつつ、それと同時に来るべき新しい都市社会学の土台が築かれていたことを論じる章である。

第6章では戦後の社会調査ブームの時期におこったさまざまな出来事のなかで、推測統計学にもとづいたサーベイ調査の導入と、学際的にかつ政策志向を持った総合調査の流行が、日本都市社会学への道を用意するのに大きく影響したことを論じた。都市という巨大な対象に取り組むことに苦慮していた都市社会学は、前者をその問題を一気に解消する特効薬として歓迎した。後者はその失敗という経験を反面教師として提供するという形で、逆説的に日本都市社会学の進むべき方向性を規定することになっ

た。

第7章では人間生態学をめぐってさまざまに試みられた都市社会学探究について取り上げた。その主な担い手となったのは磯村英一、矢崎武夫、鈴木栄太郎であった。彼らによる人間生態学の使われ方は多様であり、基礎的な理論枠組として見なすものから調査のプログラムとして使うものまでであった。ただ、そのいずれにしても、追求すればするほど現実的な困難や障害に直面する性質があったため、当初期待されたほどの発展を見せないまま限界を迎えたことを論じた。

第8章「日本都市社会学の形成過程と市民——被調査者へのまなごしの転回とともに」は、日本都市社会学が明確な形を確立するに至る1959年以降の大きな変容を跡づけ、その経緯や背景を解き明かすことを試みる章である。ここで鍵となるのは標準化されたサーベイ調査の導入、調査者—被調査者関係の転回、市民という論点への接近といったできごとである。とくに日本都市社会学の確立に直接的に大きく寄与したのは、アーバニズム論と標準化調査法に依拠した倉沢進の市民意識アプローチであった。市民意識アプローチは都市社会学研究の生産力を飛躍的に高めることを可能にし、同時にそれが従前のさまざまな都市社会学的な営みを古いものとしていった。倉沢のアプローチやそれに派生する研究は高い完成度を誇り、日本都市社会学が市民の学として世に受け容れられることに大きな役割を果たした。また、学問の制度化が進むなかで、ディシプリンとしてより純化されていった。しかしそれは、地理的秩序という「面」への関心を持たず、都市研究の原点でもあった社会踏査のような調査研究方法を捨てたことに象徴されるように、対象・視点・方法を大胆に絞り込むものであった。その結果失われた重要なものも少なくないと主張した。

日本都市社会学というパラダイムの確立は、都市社会学的研究をさらに活発化させる起爆剤となった。しかし同時に、都市社会へのアプローチのあり方を狭く制限させることにもなった。それを合わせ鏡のように示す象徴的な一事例として、第9章「ありえたかもしれない都市社会学——湯崎稔の爆心地復元調査」においては、日本都市社会学とは遠い場所で都市社会学的な価値ある調査研究を行った湯崎稔の業績を検討した。湯崎の調査研究は集団参与評価法という社会踏査の流れに位置づけられるユニークな調査にもとづいて都市の地域社会を「面」で捉えている。また、市民を客体的な被調査者と位置づけず一種の共同調査者とする集団参与評価法は、それまでにない都市市民の捉え方として重要であり、また、調査方法論としても都市社会研究の可能性を広げうるものであった。日本都市社会学が地理空間的な要素を急速に捨象するなどの変化の渦中であつたなかで行われた湯崎の調査に、「ありえたかもしれない都市社会学」の可能性が見出せることを示した。

第10章「日本都市社会学の確立とその後——市民・社会調査・ポジティビズムの変容」は、結論として、社会調査と学問形成の関係について論じ、日本都市社会学が何をなしたのかについて考察する章である。日本都市社会学は社会調査と市民意識アプローチを武器に「市民意識と市民的連帯の学」「市民の学」として成立し地歩を固めていった。とくに経験的調査に足場をおいて市民を論じたことは、他のさまざまな分野に対する日本都市社会学の固有性となった。また、社会調査史の観点からみると、社会踏査からサーベイ調査への移行に深く関わったことで学の体系を整えていったことも注目すべき点であった。古典的な社会調査は異文化探訪型の視点を基本としていたが、現代の都市社会調査はそれでは対応が難しい場合が多く、自己認識型の視点をとる必要があった。また、そこではデータ収集の現場よりもデータ分析を重視する「見えないものを見る調査」が求められるが、そのための調査研究方法を模索するなかでそれに適合するような学問体系が築き上げられていった。このような社会踏査からサーベ

イ調査への移行や、データ収集に対するデータ分析の優位は、日本都市社会学の飛躍を下支えする基盤となったが、それは調査研究のスタイルを限定し固定させていく軌ともなった。また、これと関連して、都市社会学の主要な原点である社会踏査に見られたような積極主義としてのポジティブイズムは次第に後景に退き、経験主義という面のみが前景に現われ出る趨勢も見出した。日本都市社会学の形成過程とその後の趨勢には、学問と社会との関わり方の変化にも伴って、社会学研究の重要な根幹をなしているポジティブイズムが変質し、そのひとつの結果として学問形成の方向性が規定されていったことを認めることができる。

本編とは別にふたつの補論を加えている。いずれも本論文のテーマと深く関わりあうものである。補論1『『見る社会調査』の源流——フォトジャーナリズムと都市社会調査』は、方法史の視点から都市社会調査史の一側面について論じるものである。初期の都市社会調査を特徴づける積極的な写真利用に注目して、都市社会のビジュアル・リサーチにどのような可能性があるのかを探究した。事例としては世紀転換期アメリカにおけるフォトジャーナリズムや社会学周辺でのビジュアル・リサーチ、日本での月島調査を取り上げ、それらに見られる写真を介した調査者と被調査者の関わり方や、ビジュアルデータの信頼性や妥当性について論じた。補論2「統合機関説と戦後日本の都市社会学の展開——シカゴから東京へ」は、社会調査史からは離れて学説史の視点から日本都市社会学の一面を論じるものである。題材としたのは矢崎武夫の統合機関説である。統合機関説はシカゴ大学で正統的な人間生態学を学んだ矢崎によって生み出されたものであったにもかかわらず、一般的なシカゴ学派理解とは全く異なる議論へと展開していき、日本都市社会学の枠から外れていくさまを検討した。このように異端となった統合機関説との関係に着目することで、日本都市社会学の性格を逆照射することを試みた。

本論文を通じて議論したことは、今日の日本都市社会学が直接継承しなかったもののなかに、少なからぬさまざまな都市社会学（とその萌芽）がかつて存在しており、それらが過去のなかに埋もれていったのは学問形成過程の微妙な岐路での軽微な差の帰結にすぎないこともあったということである。こうした「ありえたかもしれない都市社会学」がそのまま現在に力を発揮できるものではないことは言うまでもないとしても、拡散へと向かっている今日の都市社会学をより豊かなものにしていくための資源として、今もなお参照し活用しうる可能性を含んでいると思われる。

論文審査要旨

I. 本論文の構成

本論文は、日本の都市社会学史に関する社会調査史的研究である。従来から、日本都市社会学の形成過程については、シカゴ学派の導入や奥井復太郎、磯村英一、鈴木栄太郎などの個人の都市社会学の業績から研究されてきた。しかし、松尾浩一郎君は、明治、大正、昭和戦前期の都市社会調査、都市調査などをつぶさに検証して、都市社会学の誕生と社会調査史を結び付けて論じるという方法を用いて、都市社会学の固有性を明らかにしようとしている。

本論文の構成は、以下のとおりである。

はじめに——本論文の構成

第1章 学問形成過程からの再発見——視角と方法

第1節 近代社会の自己認識——都市研究と社会調査

- 第2節 日本都市社会学という問題
- 第3節 社会調査史の視点
- 第4節 学問の形成と再構築
- 第2章 日本都市社会学以前の都市社会調査——異質性への視点とその限界
 - 第1節 欧米の都市研究と都市社会調査
 - 第2節 近代日本の都市化と都市社会調査
 - 第3節 社会調査と都市研究の組織化
 - 第4節 小括
- 第3章 黎明期の日本都市社会学とその周辺——アカデミズムと社会調査の接点
 - 第1節 社会学界の動向と都市研究
 - 第2節 農村研究と社会調査
 - 第3節 隣接領域での都市研究
 - 第4節 最初期の都市社会学
 - 第5節 小括
- 第4章 社会的実験室としての東京——奥井復太郎の都市研究とその時代
 - 第1節 奥井復太郎と東京
 - 第2節 生活史と東京体験
 - 第3節 大都市の境界——奥井都市社会学の形成と東京
 - 第4節 都会人とは誰か——戦後奥井都市論への展開
 - 第5節 変貌する東京と未来への夢
- 第5章 都市社会調査の戦前と戦後——奥井復太郎と近江哲男の鎌倉調査
 - 第1節 社会調査と都市社会学研究の論理
 - 第2節 社会調査と都市社会学の戦後への展開
 - 第3節 奥井復太郎の鎌倉町調査
 - 第4節 近江哲男の鎌倉市調査
 - 第5節 おわりに——発見の論理と方法のジレンマ
- 第6章 戦後の都市研究と総合調査——社会調査ブームと日本都市学会
 - 第1節 戦後被占領期における社会調査
 - 第2節 社会調査ブームのなかの都市調査
 - 第3節 都市化の時代と日本都市学会
 - 第4節 日本都市学会の調査活動
 - 第5節 考察——総合調査の挫折
- 第7章 調査プログラムとしての人間生態学——磯村英一・矢崎武夫・鈴木栄太郎による再解釈
 - 第1節 シカゴ学派都市社会学と戦後日本
 - 第2節 磯村英一と人間生態学
 - 第3節 矢崎武夫と人間生態学
 - 第4節 鈴木栄太郎と人間生態学
 - 第5節 日本都市社会学への分水嶺

第8章 日本都市社会学の形成過程と市民——被調査者へのまなごしの転回とともに

- 第1節 アーバニズム論への接近
- 第2節 調査者と市民——都市社会学の原体験
- 第3節 日本都市社会学の1959年革命
- 第4節 市民意識研究としての都市社会学
- 第5節 考察——日本都市社会学の射程

第9章 ありえたかもしれない都市社会学——湯崎稔の爆心地復元調査

- 第1節 1960年代以降の日本都市社会学
- 第2節 社会踏査の系譜と湯崎稔
- 第3節 地図上にまちを復元する——調査者としての市民
- 第4節 爆心地復元調査の拡大と挫折
- 第5節 考察——社会踏査の可能性

第10章 日本都市社会学の確立とその後——市民・社会調査・ポジティビズムの変容

- 第1節 社会調査と学問形成
- 第2節 日本都市社会学は何をなしたのか
- 第3節 さまざまなポジティビズム
- 第4節 展望と課題

補論1 「見る社会調査」の源流——フォトジャーナリズムと都市社会調査

- 第1節 はじめに
- 第2節 視覚的経験と社会を撮影する行為
- 第3節 フォトジャーナリズムが見た都市社会と人間
- 第4節 月島調査が見た都市社会と人間
- 第5節 考察

補論2 統合機関説と戦後日本の都市社会学の展開——シカゴから東京へ

- 第1節 はじめに——都市社会学における戦前と戦後
- 第2節 統合機関説の理論構成
- 第3節 理論の源流
- 第4節 昭和30年代の都市問題と都市社会学
- 第5節 おわりに

II. 本論文の概要

本論文は日本都市社会学という学問領域がいかに形成されていったのかを社会調査史研究の視点から明らかにしようとしたものである。都市社会学はいわゆるシカゴ学派たちの研究から誕生し、長らくシカゴ学派の影響を強く受けながら展開することで成り立ってきた学問である。日本における都市社会学研究においてもシカゴ学派の存在は欠くことのできないものとなってきた。しかし日本で都市社会学が本格的に盛んになる1960年以降の諸研究をみると、実際にはシカゴ学派をはじめとする海外の都市社会学からはかなり独立した、独自の都市社会学が立ち上がっていることがわかる。これを日本都市社会学と呼ぶならば、それはなぜどのように形成されたのだろうか。

日本都市社会学の形成過程においてはさまざまな形で社会調査が大きな役割を果たしてきた。狭くシカゴ学派のみに限らず19世紀から数多く行われてきた都市社会調査の伝統の上に日本都市社会学は形成されており、また、海外から輸入した理論に頼りきらず、経験的研究を重視しそれに立脚した学問形成を志向してきた。そのなかでは、社会調査の方法論の発展やその実践のあり方の変化に応じて、学問としての姿や性格にも大きな影響が及ぶということも生じていた。社会調査史や社会調査論の視点なしに日本都市社会学の成り立ちと性格を理解することは難しい。

とくに日本都市社会学の収斂と制度化が進む1960年頃までは、都市社会学をめぐる社会調査活動は多様な立場から多様なかたちで行われていた。このような都市社会調査の多様性は、さまざまな形の都市社会学がありうることを予期させるものであった。実際に、こうした多様性と混沌のなかで、日本都市社会学の形成にいたるまでの歩みは紆余曲折の道となっていた。近代大都市の発達とそれに伴って生まれた都市問題への対処、アメリカ都市社会学の受容と再解釈、アカデミズム内外での調査研究の併存と交錯、空間的把握の退潮と意識調査の台頭、異文化探訪型調査から自己認識型調査への転換、学際的な総合調査の試み、標準化調査法の導入、推測統計学の応用など。こうしたさまざまな出来事や岐路をどのように経ることで、いかにして今日に連なる形の日本都市社会学が形成されるに至ったのだろうか。

本論文では、従来の学説史では取りあげられなかったようなさまざまな調査活動にも眼を向けながら、学問形成過程を解きほぐし、その意味について考察している。日本都市社会学に至る試行錯誤や大きな勢力を形成しえなかった系譜を把握するのに資する象徴的な調査活動とそれを行った研究者・研究組織を事例としてとりあげ、それらの調査過程や、失敗をも含めた調査者・研究者たちの経験を追うことを軸として所期の目的にアプローチしていく。

直接の対象とする時期はおおむね19世紀末から1960年代末であり、なかでも1930年代後半から1960年前後に焦点をあわせる。章構成および各章ごとの概略は以下の通りである。

第1章「学問形成過程からの再発見——視角と方法」は、論じるべき問題の所在を明確にした上で、本論文がとる立場、議論の基盤とする視角と方法について、先行研究との関連もふまえて詳しく論じた章である。とくに学問形成過程に社会調査史の視座からアプローチすることの意味を論じ、通常の学説史では捉えられない日本都市社会学の形成過程とその問題構造を解き明かすという課題が設定されている。また、そうすることを通じてポジティビズム（実証主義）という社会学の根幹にかかわるものを問い直し、その再発見を目指すというモチーフも提示された。

第2章「日本都市社会学以前の都市社会調査——異質性への視点とその限界」と第3章「黎明期の日本都市社会学とその周辺——アカデミズムと社会調査の接点」は、日本都市社会学の前史・背景となるさまざまな都市社会調査や、関連諸学界での議論の系譜について論じた章である。

第2章では19世紀から20世紀初頭にかけて行われた最初期の都市社会調査の歴史的展開を記述した上で、それを支えたものが社会踏査と呼ばれる調査方法論であること、そこでは主として異質性認識を念頭においた調査が行われていたこと、このような視点と方法に限界が訪れていったことが論じられた。また、都市社会調査の担い手の多くがアカデミズムと距離のある存在であったことが、諸調査の成果を有機的に結びつけた議論がおこることを遅らせた一因になったことが指摘された。

第3章ではアカデミズムが都市研究に関わるようになる経緯に着目し、社会学界が都市研究に接近する背景に、農村調査の経験や周辺諸領域の動向、さらには海外の社会学界からの影響が見られることが

論じられている。そして、日本都市社会学の形成過程の出発点となるのは1930年代の奥井復太郎であると位置づけられた。

第4章「社会的実験室としての東京——奥井復太郎の都市研究とその時代」は、日本における都市社会学の祖となる奥井復太郎の人と学問について論じた章である。パイオニアとなった奥井復太郎がなぜそのような成果を生み出すことができたのかを検討し、彼自身の生活者としての都市体験を臆せず学問形成に活かすというユニークな研究のスタイルをとったことにその理由が求められている。また、奥井の都市社会学構想のなかには「市民」の問題が大きな位置を占めていることも明らかにされた。

第5章「都市社会調査の戦前と戦後——奥井復太郎と近江哲男の鎌倉調査」は、戦前期に奥井が切り開いた都市社会学が戦後へとどうつながり、またどう断絶するのかを、調査方法論や調査実践のあり方にとくに注目して探究した章である。とくに奥井復太郎と近江哲男の鎌倉を舞台にした戦前戦後ふたつの社会調査活動を検討事例とした。同じ地域社会を対象として行われた両者の調査を比較すると、調査技法の面でも議論そのものについても複雑さや精密さを増しており、面目を一新しているようにも見える。しかしそれと同時に、都市社会学としての発見の論理が、調査技術上の都合や制約に屈しはじめる兆候を見出すこともできた。このように戦前と戦後の関係を、調査技術の発展による表裏一体の功罪という面から把握することがなされている。

第6章「戦後の都市研究と総合調査——社会調査ブームと日本都市学会」と第7章「調査プログラムとしての人間生態学——磯村英一・矢崎武夫・鈴木栄太郎による再解釈」は、社会調査と都市研究が急速に進展する1950年代に、その後の日本都市社会学の歩みとは異なる姿の多様な都市社会学の萌芽を見出すことを試みつつ、それと同時に来るべき新しい都市社会学の土台が築かれていたことを論じた章である。

第6章では戦後の社会調査ブームの時期におこったさまざまな出来事のなかで、推測統計学にもとづいたサーベイ調査の導入と、学際的にかつ政策志向を持った総合調査の流行が、日本都市社会学への道を用意するのに大きく影響したことを論じた。都市という巨大な対象に取り組むことに苦慮していた都市社会学は、前者をその問題を一気に解消する特効薬として歓迎した。後者はその失敗という経験を反面教師として提供するという形で、逆説的に日本都市社会学の進むべき方向性を規定することになった。

第7章では人間生態学をめぐるさまざまな試みられた都市社会学探究について取り上げられている。その主な担い手となったのは磯村英一、矢崎武夫、鈴木栄太郎であった。彼らによる人間生態学の使われ方は多様であり、基礎的な理論枠組として見なすものから調査のプログラムとして使うものまであった。ただ、そのいずれにしても、追求すればするほど現実的な困難や障害に直面する性質があったため、当初期待されたほどの発展を見せないまま、限界を迎えたことが論じられている。

第8章「日本都市社会学の形成過程と市民——被調査者へのまなざしの転回とともに」は、日本都市社会学が明確な形を確立するに至る1959年以降の大きな変容を跡づけ、その経緯や背景を解き明かすことを試みる章である。ここで鍵となるのは標準化されたサーベイ調査の導入、調査者-被調査者関係の転回、市民という論点への接近といったできごとである。とくに日本都市社会学の確立に直接的に大きく寄与したのは、アーバンイズム論と標準化調査法に依拠した倉沢進の市民意識アプローチであった。市民意識アプローチは都市社会学研究の生産力を飛躍的に高めることを可能にし、同時にそれが従前のさまざまな都市社会学的な営みを古いものとしていった。倉沢のアプローチやそれに派生する研究は高

い完成度を誇り、日本都市社会学が市民の学として世に受け容れられることに大きな役割を果たした。また、学問の制度化が進むなかで、ディシプリンとしてより純化されていった。しかしそれは、地理的秩序という「面」への関心を持たず、都市研究の原点でもあった社会踏査のような調査研究方法を捨てたことに象徴されるように、対象・視点・方法を大胆に絞り込むものであった。その結果失われた重要なものも少なくないと主張されている。

日本都市社会学というパラダイムの確立は、都市社会学的研究をさらに活発化させる起爆剤となった。しかし同時に、都市社会へのアプローチのあり方を狭く制限させることにもなった。それを合わせ鏡のように示す象徴的な一事例として、第9章「ありえたかもしれない都市社会学——湯崎稔の爆心地復元調査」においては、日本都市社会学とは遠い場所で都市社会学的な価値ある調査研究を行った湯崎稔の業績が検討されている。湯崎の調査研究は集団参与評価法という社会踏査の流れに位置づけられるユニークな調査にもとづいて都市の地域社会を「面」で捉えている。また、市民を客体的な被調査者と位置づけず一種の共同調査者とする集団参与評価法は、それまでにない都市市民の捉え方として重要であり、また、調査方法論としても都市社会研究の可能性を広げうるものであった。日本都市社会学が地理空間的な要素を急速に捨象するなどの変化の渦中にあったなかで行われた湯崎の調査に、「ありえたかもしれない都市社会学」の可能性を見出せることが示されている。

第10章「日本都市社会学の確立とその後——市民・社会調査・ポジティビズムの変容」は、結論として、社会調査と学問形成の関係について論じ、日本都市社会学が何をなしたのかについて考察した章である。日本都市社会学は社会調査と市民意識アプローチを武器に「市民意識と市民的連帯の学」「市民の学」として成立し地歩を固めていった。とくに経験的調査に足場において市民を論じたことは、他のさまざまな分野に対する日本都市社会学の固有性となった。また、社会調査史の観点からみると、社会踏査からサーベイ調査への移行に深く関わったことで学の体系を整えていったことも注目すべき点であった。古典的な社会調査は異文化探訪型の視点を基本としていたが、現代の都市社会調査はそれでは対応が難しい場合が多く、自己認識型の視点をとる必要があった。また、そこではデータ収集の現場よりもデータ分析を重視する「見えないものを見る調査」が求められるが、そのための調査研究方法を模索するなかでそれに適合するような学問体系が築き上げられていった。このような社会踏査からサーベイ調査への移行や、データ収集に対するデータ分析の優位は、日本都市社会学の飛躍を下支えする基盤となったが、それは調査研究のスタイルを限定し固定させていく軛ともなった。また、これと関連して、都市社会学の主要な原点である社会踏査に見られたような積極主義としてのポジティビズムは次第に後景に退き、経験主義という面のみが前景に現われ出る趨勢も見出された。日本都市社会学の形成過程とその後の趨勢には、学問と社会との関わり方の変化にも伴って、社会学研究の重要な根幹をなしているポジティビズムが変質し、そのひとつの結果として学問形成の方向性が規定されていった、と述べられている。

松尾君の本論文では、本編とは別にふたつの補論が加えられている。いずれも本論文のテーマと深く関わりあうものである。補論1「『見る社会調査』の源流——フォトジャーナリズムと都市社会調査」は、方法史の視点から都市社会調査史の一側面について論じたものである。初期の都市社会調査を特徴づける積極的な写真利用に注目して、都市社会のビジュアル・リサーチにどのような可能性があるのかが探究されている。事例としては世紀転換期アメリカにおけるフォトジャーナリズムや社会学周辺でのビジュアル・リサーチ、日本での月島調査を取り上げ、それらに見られる写真を介した調査者と被調査

者の関わり方や、ビジュアルデータの信頼性や妥当性について論じられている。補論2「統合機関説と戦後日本の都市社会学の展開——シカゴから東京へ」は、社会調査史からは離れて学説史の視点から日本都市社会学の一面を論じたものである。題材とされたのは、矢崎武夫の統合機関説である。統合機関説はシカゴ大学で正統的な人間生態学を学んだ矢崎によって生み出されたものであったにもかかわらず、一般的なシカゴ学派理解とは全く異なる議論へと展開していき、日本都市社会学の枠から外れていくさまが検討されている。このように異端となった統合機関説との関係に着目することで、日本都市社会学の性格を逆照射することが目指されている。

要するに本論文を通じて議論されたことは、今日の日本都市社会学が直接継承しなかったもののなかに、少なからぬさまざまな都市社会学（とその萌芽）がかつて存在しており、それらが過去のなかに埋もれていったのは学問形成過程の微妙な岐路での軽微な差の帰結にすぎないこともあったということである。こうした「ありえたかもしれない都市社会学」がそのまま現在に力を発揮できるものではないことは言うまでもないとしても、拡散へと向かっている今日の都市社会学をより豊かなものにしていくための資源として、今もなお参照し活用しうる可能性を含んでいると論じられている。

Ⅲ. 評価

松尾君の本論文、すなわち日本都市社会学の形成・成立過程という学史的研究を理論史と実証的社会調査史のアプローチとの接点から考察しようという試みは、きわめてユニークなものであり、良く考えられた構成、練られた文章によって完成度の高い作品である、と評価できるものである。以下評価できる4点を挙げておきたい。

第一に、学史的観点からは、学説史と社会調査史をクロスさせて都市社会学史を描くという本論文の方法は成功している。例えば、通常の学説史であれば、人間生態学からアーバニズム論への学説史的展開と見えるところを、ランダム・サンプリングによる意識調査がたまたま導入されたことによる変化であることが示されている。おそらく他の連字符社会学史にも有効な方法を提示している点である。

第二に、学問研究の動向や発展の中で幾度か立ち止まって、これまでの動向を学史的に再考察することの必要性が指摘されていて重要な考察であり興味深い。従来から、日本都市社会学の形成過程については、シカゴ学派の輸入や奥井復太郎、磯村英一、鈴木栄太郎などの個別の都市社会学を起源とする学説記述しかなされてこなかった。しかし、松尾君は、19世紀末から1930年代あたりまでに行われた「都市社会調査」を逐一検討しながら、異文化探訪型調査から自己認識型調査への転換やアメリカ都市社会学の受容と再解釈など詳細に検討している。その検討から、奥井復太郎の都市研究を日本都市社会学の確立にとって最も重要であると結論付ける。松尾君は、奥井の生活史や大都市論、都市社会調査としての「鎌倉調査」を近江哲男の鎌倉調査と比較しながら論じている。また、シカゴ学派の人間生態学を磯村英一・矢崎武夫・鈴木栄太郎による再解釈と結びつけながら、日本都市社会学の形成過程を論じている。日本都市学会の「総合調査」にも着目しており、都市社会学の学史記述としては、藤田弘夫の「都市社会学の多系的発展」を継承発展させた注目すべき論文である。

第三に、圧巻とも言えるのは、「日本都市社会学の1959年革命」として、倉沢進の標準化調査法を用いた「市民意識研究としての都市社会学」を今日の都市社会学につながる重要な契機と位置付け、日本都市社会学の「変質」を論じている点である。そのことと「裏返し」の関係にあるのが「第9章 ありえたかもしれない都市社会学」として、湯崎稔の広島爆心地復元調査を再評価している章である。「社

会踏査の可能性」を被爆者調査から都市社会調査の文脈に置き直すという再解釈は、見事である。都市社会学者がそのときどきに抱いた期待（夢）に注目することによって「敗者」たちの果たされなかった夢の歴史としてのalternative（もう一つの）都市社会学史を描き出し、そこから「ありえたかもしれない都市社会学」を導き出すというベンヤミンの企てとして大変興味深い。

第四に、論文の巻末に収められている「引用文献一覧」（Pp.343-379）にも明らかのように、文献資料を広く数多く丹念に渉猟して検討し、特に奥井復太郎の都市研究の綿密な検討など他に類を見ないのであり、また矢崎武夫などの個々の研究者との直接のインタビュー調査なども活用されており、評価される。

確かに高く評価できる本論文ではあるが、未だ不十分な点や残された課題も指摘できる。第一に、本論文が扱っているのは、1970年代までの学問としての都市社会学の形成過程であるが、1980年代以降の都市研究や都市社会学の展開、現状、展望に対して、本論文がどのように関連付けていくのかが問われてくる。近年同様の主張は、日本都市社会学の内部においても、その批判的検討として提出されてきていると考えられる。それゆえ、本論文は、近年のそのような日本都市社会学における内在的批判との関連で位置づけられて然るべき研究であった。したがって、研究の現代的意義の揭示と言う点で若干不明確な点が残った点は、今後の課題と言えよう。

第二に指摘できるのは、戦後社会学の出発点は、理論的・思想的にはマルクス主義とタルコット・パーソンズなどを中心とする機能主義であった。都市社会学といえども、1950年代、60年代の調査研究において、このような理論優位、思想優位の傾向は強かったと言える。地域社会学の構造分析がマルクス主義に、都市社会学のコミュニティ意識研究が機能主義に傾倒していた点をどのように位置づけていくのか、が残された課題であろう。

第三に、鶴見俊輔のいう「回想の視点」に対して、「期待の視点」を対置しようとする方法は、「歴史の社会学」「記憶の社会学」として興味深いが、社会調査史の視点からは、「構築主義」対「実証主義」の対立構図を乗り越える積極主義（ポジティブイズム）の可能性について論じていく必要があるものと思われる。期待の視点は、「ありえたかもしれない歴史」を想像する構築主義として、実証主義の歴史像とは異なるポジティブな歴史像の構築を準備していくものと考えられる。この点の検討が残された課題である。

第四に、歴史的に時代の変化とともに都市の生活像、社会像の変化に照らして都市のそれぞれの多様性（世界都市、巨大都市、中都市、地方都市等）、歴史性、国際性などに着目して、国内の諸都市の比較研究、都市の国際比較研究、外国人によるわが国の都市研究などにも着目する今後の研究を期待するものである。つまり、松尾君の学史的な研究を踏まえて、現代にあるべき都市社会学の実証研究を目指してほしいということである。

このように、本論文はいくつかの課題を残しているが、欠点ではなく、松尾君の今後の研究に期待する所以である。

IV. 審査結果

審査委員一同は、本論文が日本都市社会学の学史研究や社会調査史研究に大きく寄与する優れた成果であると認め、本論文が博士（社会学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいものと判断するものである。

博士（社会学）〔平成25年10月9日〕

乙 第3961号 高山 真

長崎原爆被災の記憶

審査担当者

主 査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 文学修士	浜 日出夫
副 査	慶應義塾大学法学部教授・社会学研究科委員 博士（社会学）	有末 賢
副 査	慶應義塾大学名誉教授・元社会学研究科委員 文学修士	清水 透

内容の要旨

本論文は、長崎原爆被災という出来事を対象として、人間の経験をめぐる物語における「語りえないもの」を表象へともたらず方途を模索する、社会学的フィールドワークに根ざした研究である。具体的には、「語り部」として活動する原爆被災者にご協力をいただきライフストーリー調査を実施した上で、この調査にもとづいたトランスクリプトを一次資料として、被爆者調査研究、ライフストーリー研究、カルチュラルスタディーズの観点から考察を試みた。

本論文においては、「記憶の継承」というテーマが、常に伏線として語られている。自己物語における「語りえないもの」の表象可能性を、社会学的フィールドワークに則した考察は、この調査に携わる〈わたし〉が、調査対象者の問題関心である「被爆体験の継承」というテーマを内面化していくプロセスへと連続していく。調査対象者の問題意識を調査者が内面化していく、こうした傾向は被爆者調査において顕著である。

フィールドワークとしては、2005年から断続的におこなったMさん、Tさん、Yさんとのライフストーリー・インタビュー調査が中心的な作業であった。このインタビュー調査では、さまざまなことが対話のかたちで語られた。とりわけ、Mさんとのインタビューでは、対話のプロセスをとおして、「被爆者になる」という継承のモデルが構築されていった。彼は、みずからの被爆体験を、他者の被爆体験と比較し、「たいしたことはない」と語りつづけている。彼が、インタビューをとおして、強調しつづけたことは、他者の被爆体験を内面化することをとおした「被爆者になる」という営みの重要である。つまり、本論文が考察対象としたのは、凄惨な被爆体験を、トラウマとして語りつづける「語り部」ではなく、戦後日本社会を生きることをとおして「被爆者になり」つづけてきた人々である。

こうした「被爆者になる」という営みは、かならずしも法的な意味での「被爆者」ではなくても、当人の「意志」により「なる」ことが可能と説明される点に特徴がある。私たちが生きる日常生活のなかでは、マスメディアにより構築された「被爆者イメージ」が流通している。こうしたイメージに支配された、私たちは、被爆者という存在を無意識のうちにカテゴリー化し、〈わたし〉の日常とは無縁なものとして、まなざし、認識しているといえるだろう。

「被爆者になる」という思想により、私たちは、このカテゴリー化の作用から解放される方途を見い

だすことができると、筆者は考えている。すでに確認したように、「被爆者になる」という際に指示される「被爆者」とは、被爆者健康手帳を保持しているか否かという法的言説、あるいは原爆被災により身体的、心理的におおきな外傷を負ったか否かという医学的言説によって区別されるカテゴリーとは無縁のものである。

Mさんが、インタビューをとおして、調査する〈わたし〉に伝えたかったことは、おそらく、こういうことだろう。彼は、長崎原爆被災を目撃したあと、京都の大学へ進学した。この京都での生活をとおして、彼は、自らが「被爆者である」ことを認識したと語る。つまり、「長崎」という場所を相対化してまなざす視点を身につけたということだ。大学を卒業後、彼は長崎へ戻り、高校教師として英語を教えることになる。この教員生活のなかで、彼は、現在では「平和教育」といわれる教育の実践を試みる。

当時は原爆投下直後であったために、高校生や、その両親たちの多くは原爆被災者であった。そこで、彼は、教え子たちに、自らの被爆体験を作文にすること、両親の被爆体験の聞き書きをすることを指導した。あるいは、「長崎原爆青年乙女の会」に参加し、おおきな外傷を負った原爆被災者たちとコミュニケーションをもつ機会を得た。当時の会の様子について、彼は「反核・平和といった勇ましいものではなく、おたがいの苦労を慰めあうような場所でした」と語る。

その後、社会的な背景としては、第五福竜丸のビキニ環礁での水爆実験による被爆を発端として高まりをみせた原水爆禁止世界大会が、長崎で開催されるに至るのだが、ここで彼は、運営の中心に関与することになる。〈わたし〉は、インタビューをとおして、京都の大学で学んだ実証主義的歴史学思想、高校での教育の体験、そして第二回原水禁世界大会への関与が、彼を「被爆者にする」おおきな出来事（エピソード体験）であったと理解している。

この当時、長崎の原爆被災者であった福田須磨子は、詩人として有名な存在であった。彼女は「ひとりごと」という詩のなかで、つぎのように訴えている。「なにもかも、いやになりました、原子野に屹立する巨大な平和像、それはいい、それはいいけど、そのお金で なんとかならなかったかしら “石の像は食えぬし、腹のたしにならぬ” さもしいと言ってくださいますな、原爆後十年をぎりぎりに生きる、被災者のいつわらぬ心境です」

彼女が、原爆被災者として訴える心境は、Mさんにとって「被爆者」のモデルとして存在している。たとえば、彼は、ある日のインタビューのなかで、「まだまだ福田須磨子さんようにはなれない」と語っている。

「被爆者になる」という営みは、Mさんに固有の営みではない。たとえば、もうひとりのインフォーマントであるYさんは、長崎の証言の会による「被爆遺構めぐり」の実践において、平和公園に建つ平和祈念像をまえに、聞き手である子どもたちにむけ、「ひとりごと」を朗読する。彼は、この行為により、「いま—ここ」にみえる風景を、被爆当時の惨状を想起する「想像力」を養うことを意図している。私たちが、平和公園を訪れるとき、平和祈念像をまえに祈る行為は、観光における儀礼的な行為である。

「平和」を享受していることへの感謝という心理を喚起することはあるが、被爆による死者や、生存者の苦しみ、苦悩へ想いをはせることが十分にできる場所ではない。つまり、平和祈念像は、平和を祈念することと同時に、原爆の記憶を忘却する役割を果たしている。Yさんによる「被爆遺構めぐり」は、「ひとりごと」を読むことや、私たちが日常生活のなかで自明視している原爆をめぐるイメージを、脱構築する実践として位置づけることができる。

すべての被爆生存者による継承の実践が、「政治的」な意図を有するわけではない。たとえば、Tさんは、長崎の被爆者として、自らの被爆の記憶を再現する芝居の上演に取り組みつづけた。彼は、「命ありて」と名づけた芝居に取り組み際に、「13歳の被爆体験」を「可能なかぎりリアルに再現する」ことを重視すると語っている。こうしたTさんの取り組みと、先述のYさん、Mさんによる取り組みの間には、「平和教育」をめぐる距離のとりかたの差異を見いだすことができる。

Yさんは、被爆について語ることをとおして、「被爆教師」としての自己同一性を形成してきた。この際には、彼自身が記憶している被爆体験を語るのではなく、たとえば「ひとりごと」の朗読のように、他者の語りを反復するという方法や、有名な被爆者の被爆体験を提示することにより、被爆の記憶を多面的に継承することが志向されている。

批判的思考を内包するYさんや、Mさんの被爆の語りは、平和教育の言説と整合性が高く、正確に言えば、彼らを含む、一部の被爆者たちの取り組みによって平和教育という言説は生成し、モデルストーリーとして定着したといえる。一方、Tさんは、長崎の学校教員として生涯を送った点では、Yさん、Mさんと同一のライフコースを歩んでいるのだが、彼は、平和教育の言説を自己物語に導入することを強く拒否する。

たとえば「純然たる被爆体験の談」、「13歳の被爆体験」といった語りは、ときに非被爆者である〈わたし〉にとって受け入れがたい（共有することが困難な）印象を与えた。なぜなら、Tさんの語りは、徹底して自己物語における〈語りえないもの〉を表現しようとする意志に支えられているからである。個人的記憶をリアルに表現しようとするTさんの実践は、自己物語へのモデルストーリーの介入を拒否する。

Tさんのライフストーリーについて、被爆体験の身体的複製という視点から、記憶の継承可能性と不可能性について考察した。同時に、彼は、調査期間中に他界したため、〈わたし〉は被爆者の生と死という問題についても同時に考える機会を与えられた。この点については、第3章において詳しく考察を試みている。

上述のフィールドワークにもとづき、本論文は構成されている。各章における議論の概要は、以下のとおりである。本論文は大きく5つの章から構成される。第1章では、先行研究の批判的検討と整理を行なう。具体的には、石田忠、ロバート・リフトン、米山リサによる被爆者調査にもとづく社会学的研究の功績と課題について、これらの研究において中心的に扱われることがなかった「長崎」という地域社会の空間認識、および「調査主体である〈わたし〉」という視座から読み解くことが中心的な課題となる。第2章では、先行研究の整理と検討をふまえ、「長崎」という地域の鳥瞰図を作成する。この地図を作成する際に、「被爆時の〈爆心地〉からの距離」「被爆時の年齢」という科学的言説と被爆者の語りを相関する言説の権力という論点、および、第1章で検討する「平和教育」をめぐる思想的な立場性と語りの相関関係という論点、という2つの論点が座標軸となる。こうした座標軸を設定したうえで、継承運動の担い手である3名の被爆者のライフストーリーを一次資料とし、彼らの人生の物語のにおいて「語りえないもの」がどのように位置づけられているかを検討する。同時に、「継承」という社会的な営みのなかで、体験や記憶が、いかに表現へともたらされているかを考察する。次章以降で試みる、Tさん、Yさん、Mさんの日常生活に立ち入ったインタビュー調査にもとづき、個々の生活世界を「継承」という社会現象との関連で描きだすための準備作業として位置づけられる。

第3章では、「平和教育」の言説とライフストーリーの関連性を否定する語りを展開する、Tさんの

ライフストーリーについて中心的に考察する。Tさんの営みは、被爆体験の身体的な複製にもとづく営みであり、この複製という事象が、芝居と映像という2つの表象の実践様式のあいだで、被爆の記憶の伝達におおきく作用している現実について考察する。

同時に、この検討は、次章以降で分析する「平和教育」の言説を内面化している語り手のライフストーリーを理解するうえで、言説化されていない被爆体験の語り手の身体性を描き出すことを目的としている。第4章では、「平和教育」を内面化し、「被爆教師」と自己同定するYさんのライフストーリーの検討が中心課題となる。ここでは、長崎原爆の語りをおおきく方向づけている平和教育の言説（モデルストーリー）の生成プロセスを記述すると同時に、被爆体験ではなく、平和教育との出会いをとおして被爆者としての主体性を形成した語り手のライフストーリーについて考察する。被爆体験とは無縁と思われる、語り手が告白する幼少期の被差別体験の語り、平和教育の言説とむすびつけて語られようとするインタビューの場において、調査する〈わたし〉という主体性が、分析視角として前景化する。

第5章では、前章までの検討をふまえ、Mさんのライフストーリーについて考察する。第4章の考察において立ち現れた〈わたし〉という主体性と、「被爆者になる」という考え方について、くりかえし語るMさんとの対話のプロセスを描き出す試みにより、本論文の基礎的な問いである〈語りえぬもの〉からの解放の方途が示される。

被爆者の証言行為は、被爆を体験した人々が「語りえぬもの」から解放される実践であると同時に、証言を聞き取る人々が、他者の語りを聞きとり、くりかえし解釈する営みをとおして「被爆者になる」契機を与える実践である。ヒロシマ・ナガサキを体験した現代社会を生きる私たちは、誰もが、原爆被災の生存者である。

法的な意味での被爆者／非被爆者というカテゴリーを超えて、私たちは、被爆者の語りに向き合うことにより「被爆者になる」ことが可能である。本論文で確認したように、3人のインフォーマントは、それぞれの生きられた歴史的背景により、異なった方法で、被爆者になっている。それぞれの方法は、体験の複製行為、平和教育、聞き書きである。もちろん、こうした方法以外にも、被爆者になる手だてはあるだろう。

被爆者になるという行為には、他者理解の契機が孕まれていることが必要要件となることが重要である。体験講話の聞き手にたいする理解、平和教育の受け手にたいする想像力、聞き書きをとおした自己の広まり、いずれも他者を理解することであり、これは過去にたいする真摯さに基づいた行為である。

原爆の悲惨さに想いを馳せ、核兵器廃絶を訴え、平和を希求するというマスターナラティブを語ることは容易である。重要なことは、こうしたマスターナラティブを語る意志を〈わたし〉が身体の位相で育むことである。過去に学び、現在を考え、未来を思考する語り手たちは、個々の方法により、被爆者になってきた。

調査のプロセスをとおして主題化した「記憶の継承」についていえば、世代間継承とは、「被爆者になる」人々の世代交代と理解することができるだろう。つまり、被爆者から非被爆者へと世代が交代するのではなく、戦後の生活をとおして被爆者になってきた人々が、「被爆者になる」方法を、後続する世代に託すことにより、あらたに被爆者になる人々が生成するという理解である。

再び、世界に生きる人々が原爆を被災する（被爆する）ことは、決してあってはならないことだが、たとえば、被爆者の証言を聞く、という行為により、語りえぬものを自己物語に内包することにより、被爆者になる一步を踏み出すことができる。長い時間をかけて、語りえない体験を経験へもたらすこ

と、あるいは経験を表現へもたらすことにより、私たちは、「語りえぬもの」から解放され、ナショナルリティ、ジェンダー、をはじめとする社会的カテゴリーを超えた「ヒバクシャ」として、記憶を継承することが可能となるだろう。

論文審査要旨

I 本論文の構成

本論文は相互に関連するふたつの問いに取り組んだものである。ひとつは「極限的な状況を体験した人間は、いかにしてその体験を言語により表象へもたらすことが可能か」という問いである。もうひとつは「非体験者はいかにしてそのような体験を継承することが可能か」という問いである。本論文は、長崎における長期間に亘るフィールドワーク調査と三人の被爆者へのインタビュー調査を通して、このふたつの問いと取り組んだ成果である。

本論文の構成は以下のとおりである。

序論

- 第1節 物語における「語りえないもの」へのアプローチ
- 第2節 「被爆体験の継承」というアジェンダ
- 第3節 調査する〈わたし〉
- 第4節 フィールドとしての身体
- 第5節 「戦争の記憶」という領域と〈わたし〉
- 第6節 「語りえないもの」をめぐる議論の有効性と課題
- 第7節 鳥瞰する

第1章 〈語りえぬもの〉と被爆の記憶

- 第1節 〈わたし〉という視角
- 第2節 長崎原爆被災を対象とした社会学的研究の状況
- 第3節 被爆者調査史における〈わたし〉
- 第4節 石田忠の立場
- 第5節 米山リサの立場

第1項 「継承」にたいする調査者の構えと身体

第2項 言説分析という視座と被爆者の身体

- 第6節 対話構築主義アプローチからの展望

第2章 「長崎の記憶」をめぐる鳥瞰図

- 第1節 「三人の語り手」という認識枠組み
- 第2節 重要な仲介役
- 第3節 三名の語り手のプロフィール
- 第4節 「語り部」へのプロセス
- 第5節 長崎平和推進協会による「被爆体験」の継承
- 第6節 「思想」をめぐる差異と、被爆にかかわる物理的差異という二つの軸
- 第7節 「浦上」と「長崎」の差異という歴史の語り

第3章 「被爆体験」の身体的複製

第1節 問題の所在

第2節 マスメディアにより複製される被爆者イメージ

第3節 ライフストーリーの分析

第1項 「もう、二度と観ようと思わん」

第2項 〈抵抗〉と〈捻れ〉

第3項 語りの反復から、被爆体験の身体的複製へ

第4節 映像による記憶の継承の可能性と困難

第4章 被爆体験の言説化

第1節 問題の所在

第2節 原爆を語ること

第3節 被爆遺構めぐり

第4節 Yさんのライフストーリー

第1項 「空白の25年間」

第2項 「爆心地」をめぐる媒介者たちの語り

第5節 原爆の記憶の曖昧化と平和教育

第6節 抵抗の〈方法〉としての平和教育、あるいは「被爆者になる」ということ

第1項 「生きえん、ものすご根強い」記憶

第2項 もうひとつの「浦上」

第3項 「被差別」へのまなざしと、「明るい」平和教育の隘路

第4項 「ひっかき傷を与える」

第5項 「何度でも言う」、連鎖するコミュニケーション

第5章 「被爆者になる」ということ

第1節 「被爆者になる」という立場性と、記憶の継承の可能性

第2節 「被爆者になる」出発点としての〈語りえないもの〉

第3節 石田忠と福田須磨子、〈わたし〉とMさん

第4節 罪意識をめぐる円環

第5節 「被爆者になる」ということ

第6節 オーラル・ヒストリーによる記憶の継承の可能性

結びにかえて

II 本論文の概要

序論では、本論文の問題設定および方法について述べられる。長崎原爆被災の記憶をフィールドワーク調査とインタビュー調査にもとづいて分析するという課題に取り組むにあたり、「極限的な状況を体験した人間は、いかにしてその体験を言語により表象へもたらすことが可能か」という問いと「非体験者はいかにしてそのような体験を継承することが可能か」という問いが、ホロコーストの表象不可能性をめぐるヘイドン・ホワイトらの議論を参照しつつ設定される。このふたつの問いは、一方で「語りえない」体験を表現する被調査者を主題化すると同時に、他方で「語りえない」体験と向き合う調査者と

しての〈わたし〉を主題化する。このように被調査者と調査者の関係そのものを主題化する本論文の問題設定に應えるために、本論文は、「語り」を語り手と聞き手の相互作用によって構築されるものとして対話構築主義的アプローチを方法として採用する。また、本論文がデータとして用いる「語り」が、著者が長期間長崎で生活するなかで得られたものであることから、「語り」も単独で存在するわけではなく、このようなひとつの「風景」のなかで語られる「語り」であり、彼らの歴史も「風景」のなかで「風景」とともに展開する」とする清水透の歴史学的フィールドワークの方法が同時に参照される。

第1章では、有末賢による被爆者調査史のレビューを参照しつつ、先行研究の批判的検討と整理がなされる。主要な先行研究として、リフトン、石田忠、米山リサの被爆者調査が取り上げられ、被調査者である被爆者と調査者である〈わたし〉の関係性がそこでどのように記述されているかに焦点を当てつつ検討され、本論文に分析概念として仮設された〈わたし〉が登場することの理路が示される。そこでモデルとされているのは、死者を中心として、被爆者、非被爆者である日本人、アメリカ人を含む世界各国の人々へと同心円状に広がっていく罪意識の連続体のなかに調査者である自分自身も位置づけているリフトンである。

第2章では、第3章以下で個別に取り上げられる三人の調査対象者の位置づけがあらかじめ示される。三人はいずれも語り部活動に積極的に取り組んでいる被爆者である。語り部は「語りえない」体験である被爆体験をなんらかの形で言語化することに取り組んでいることから、本研究の調査対象者として選ばれている。三人はふたつの座標軸にしたがって位置づけが示される。ひとつは「被爆時の爆心地からの距離」と「被爆時の年齢」にしたがって被爆者を序列化する言説の権力を内面化している程度、もうひとつは長崎に特有の「平和教育」をめぐるポリティクスにおける立場性である。

第3章では、一人芝居の上演活動を続けているTさんの実践・語りが分析される。Tさんは13歳のときに爆心地から1.6キロの地点で被爆しており、「13歳の体験だよ」と自らそれを強調し、「4歳、5歳にいったいなにが語れる？」と差異化を図る。Tさんは元教師であるが「平和教育」や「核兵器廃絶」という言説からは距離を置き、自分の被爆体験を一人芝居によって再現することに力を傾注している。それは「死者への弔い」として意味づけられている。一人芝居のなかで「13歳のわたし」となって自分の被爆体験を再現するTさんの実践を、著者は、言語化することのできない「語りえない」体験を身体的に複製する営みの典型として位置づける。

第4章で考察されるYさんもまた「被爆時の爆心地からの距離」と「被爆時の年齢」による序列化（「グレイド」）を受け入れたうえで、8歳のときに爆心地から4.3キロの地点で被爆した自分を、Tさんのような「有名な被爆者」と比べて「第二級、第三級」とであると位置づける。Yさんは自分の被爆体験を「話せば2分で終わる」と語り、自分の被爆体験を語ることも、「平和教育」や「核兵器廃絶」という言説に即した語りを展開する。著者は、Yさんの実践を「平和教育」という言説を利用しながら被爆体験を明確に言語化して次世代に伝えようとする営みの典型として位置づける。

「爆心地からの距離」と「被爆時の年齢」においても、「平和教育」という言説の受容においても、被爆体験を表現する手段としての身体的複製と言説化という方法においても、またTさんの一人芝居が死者たちに向けて演じられているのに対して、Yさんの語りも次世代に向けて語られている点においても、TさんとYさんの営みは対極に位置している。これに対して、第5章で取り上げられるMさんの実践は、長崎における語り部活動のふたつの典型であるTさんとYさんの中間に位置し、被爆体験の継承

の別の可能性を示している。そして、Mさんとの対話のなかで調査者としての〈わたし〉もまた前景化してくる。

Mさんは15歳のときに爆心地から4.8キロの地点で被爆したが、「わたし自身はおおきな怪我をしたわけではないし、家族を失ったわけでもない。たいした被爆体験はない」と語る。Mさんは語り部活動に携わるばかりでなく、長年にわたって数多くの被爆者の体験の「聞き書き」に携わってきた。自らの被爆体験を語り、また他の被爆者の被爆体験を聞き取ってきた自分の人生をMさんは「より被爆者になっていく」人生として振り返る。被爆者でない者は被爆者になることはできないし、すでに被爆者である者はもはや被爆者になる必要はないはずである。〈わたし〉はすでに被爆者であるMさんの「被爆者になる」という言葉を理解するためにMさんとの対話を続ける。この調査を続けていた2007年、〈わたし〉は弟を白血病で失う。〈わたし〉は、自らも教え子を白血病で亡くした経験をもつMさんに、自身の喪失体験を語る。この対話のなかで、〈わたし〉は自分もまたリフトンの言う「罪意識の同心円」の内部に立っていることに気づく。そして同時に、Mさんの言う「被爆者になる」ということが、この同心円のより中心に近い被爆者の「語りえない」体験を聞き取ることによってそれを内面化するプロセスであったことを理解し、また多くの被爆者にインタビューを続けてきた自分の調査もまた「被爆者になる」プロセスであったと捉え返す。そして、この「被爆者になる」プロセスのうちに非体験者が体験者の被爆体験を継承するための可能性がある」と結論づけている。

III 本論文の評価

第一に、本論文が長期間に亘るフィールドワーク調査、そのなかで積み重ねられたインタビュー調査にもとづいて書かれた作品であることは高く評価できる。本論文の問題意識は、著者が長崎大学の学生であったときに日中学生交流企画に参加し、武漢で元「従軍慰安婦」の聞き取りを行った経験にさかのぼる。混乱してしまい「これ以上証言を続けることはできません」と述べる元「従軍慰安婦」の姿が、著者が「語りえないもの」に出会った最初の経験であり、著者はこのとき経験した「語りえないもの」とその後取り組み続ける。著者は2005年ふたたび長崎に向かい、語り部活動の調査を開始し、約30名の語り部に対して事前調査を行う。日本学術振興会特別研究員に採用された2008年からは長崎に生活の本拠を移し、事前調査を行った30名のうちからTさん・Yさん・Mさんの3名を選び、継続的にインタビュー調査を行った。本論文は、単発のインタビューでは得られない「語り」を、それが語られた「風景」とともに描き、その「風景」のなかで「風景」とともに展開する歴史を描き出している点で「歴史的フィールドワーク」の優れた成果である。

第二に、本論文が先行研究を綿密に読み返したうえで書かれていることも高く評価できる点である。過去の被爆者調査から、1960年代を代表する研究として石田忠を、1990年代を代表する研究として米山リサを取り出し、それぞれ調査者が被爆者とどのように向き合ってきたのかという視点から批判的に検討し、本研究のモデルとしてリフトンの「罪意識の同心円」を再発見したことは学説的にも高く評価できる。

第三に、本論文の最大の特徴は調査者としての〈わたし〉が論文に登場するところにあるが、作品化の工夫として成功している。被爆者調査に携わる研究者はつねに被爆者から「何のために調査しているのか」と問い返され、自らの立場性に敏感にならざるをえない。そのとき石田忠は被爆者との同一化の途を選び、米山リサは調査者としての自分を作品から消去することを選ぶ。これに対し、著者はリフト

ンの「罪意識の同心円」をモデルとして、調査者である〈わたし〉を論文に登場させることによって、調査者と被爆者の関係の変容プロセスそのものを記述するという方法を選択する。〈わたし〉が弟を亡くした体験をMさんに語ったことを契機として、〈わたし〉がMさんの「被爆者になる」という言葉の意味を理解し、また自らの調査そのものを「被爆者になる」プロセスとして了解するにいたる場面は本論文のクライマックスであり、読む者の心を揺さぶる力をもつ。

第四に、このようにして到達した「被爆者になる」という思想は被爆体験の継承の新しい可能性を拓くものとして評価することができる。本論文はTさんの一人芝居とYさんの「平和教育」の語り「語りえない」被爆体験を表現し伝える営みのふたつの典型として位置づけたうえで、Mさんの「被爆者になる」という語りを第三のタイプとして提示している。米山リサの主要なインフォーマントであった沼田鈴子氏、著者がインタビューを行ったTさんが一昨年相次いで亡くなるなど、有名な被爆者が次々に亡くなっていくなか、「たいした被爆体験はない」がゆえにMさんが獲得した「被爆者になる」という思想は非被爆者にも広げうるものであるために今後の被爆体験の継承にとって重要な思想的基盤となりうる。

第五に、本論文が長崎の原爆被害の記憶のユニークさに十分注意を払っている点も評価しうる。「ヒロシマ・ナガサキ」とつねに一括りにされ、ヒロシマの影に隠れてきた「劣等被爆都市」長崎の原爆被害の特異性にはこれまで十分注意が払われてこなかった。本論文は、長崎の原爆被害がキリスト教徒の居住地域であった浦上地区に集中していることからくる「浦上原爆」という理解、また「平和教育」をめぐるローカルなポリティクスなど、長崎に特有の原爆被害の記憶を注意深く描き出している。この点は被爆者研究に対する重要な貢献である。

しかし本論文には課題もまた残されている。

第一には、生硬な表現がみられること、記述に繰り返しが多いことなど、さらにブラッシュアップして作品としての完成度を上げる余地がある。これは出版に当たって修正されるべき点である。

第二に、「語りえないもの」には、(1) トラウマや罪意識の心理的なレベル、(2) 自己物語に必然的にともなう「語りえないもの」という物語論のレベル、(3) 長崎における支配的言説の中で「語りにくいこと」というローカルなレベル、(4) 時代的文脈として、戦後5～10年は、差別や非難や忘却の前で「語れない」というレベル、(5) コミュニケーション的要素として、「(経験のないものに) 言ってもわかってもらえない」というレベルなど、さまざまなレベルが存在するが、本論文ではこれらのレベルが十分区別されないまま論じられている。今後さらに考察を深めることが求められる点である。

IV 審査結果

このようにいくつかの課題は残されているものの、審査委員一同は本論文が博士（社会学）を授与するにふさわしい水準に到達していると判断する。なおいくつかの誤字脱字については正誤表を付した。

博士（社会学）〔平成26年2月18日〕

甲 第4003号 阪井 裕一郎

家族主義と個人主義の歴史社会学 —近代日本における結婚観の変遷と民主化のゆくえ—

審査担当者

主 査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 教育学修士	渡辺 秀樹
副 査	慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員 博士（社会学）	澤井 敦
副 査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 博士（社会学）	岡田あおい
副 査	奈良大学社会学部教授 家政学修士	宮坂 靖子

内容の要旨

1. 問いの設定

1980年代以降の家族社会学では、近代家族（批判）論が隆盛し、われわれが自明だと考えてきた家族モデルが「愛情」の名のもとに「権力」や「抑圧」を隠蔽してきたイデオロギーに過ぎなかったことが暴露された。それゆえ、権威や暴力、規範からの解放として特徴づけられる、家族の「個人化」や「多様化」こそが進むべき方向であると考えられた。しかし現在、階層不平等の拡大やリスクの高まり、生涯未婚率の上昇や少子高齢化、社会的孤立の増大など「家族の個人化／多様化」のさまざまな負の帰結に直面し、再び「個人化」論に対する反省的・批判的な機運が高まりつつある。さらには、人々がつながりを喪失し、その不満さえもが適切に問題化されない現状のなかで、家族社会学が「社会的連帯」の可能性を模索する必要が唱えられているものの、いまなお明確な理念を打ち出すことができずにいるというのが現状ではないだろうか。

とはいえ、社会学は「個人化」批判には慎重であるべきだろう。本論文で見ていくように、そもそも個人主義の台頭と「家族の危機」論の対立という構図は、明治期以来綿々と繰り返されてきた言説の構図に他ならない。さらに言えば、後期近代の階層化やリスク化といった問題を、単に「家族の個人化」の帰結だととらえるならば、「家族問題に原因を還元する」という意味で、これも一種の「家族中心主義」に他ならない。家族関係から離脱する人の増大を目の当たりにして、それをそのまま「孤立化」として把握するような、人々の「生」をめぐるさまざまな議論が家族と個人の対立のなかに回収されてしまうことこそが問題だと思われる。そして何より、80年代以降の家族社会学の中心的課題であった「近代家族」批判は、男性中心主義や異性愛主義といった権力関係を可視化することで、家族による個人の抑圧を問題化してきたはずである。換言すれば、家族の抑圧から個人を解放することこそが、家族社会学の一貫した問題意識だったといってもよい。

本論文は、このような問題を脱却するために、「家族の民主化」という理念の再検討が不可欠だという視点に立っている。家族と民主主義の関係を真摯に検討しなければ、われわれは今後も「個人主義」の主張と「家族の危機」論のゆれ戻しを繰り返すことになるだろう。いうならば、「家族主義」と「個人主義」の振り子を支えている「支点」がいったい何であるのかを突き止め、振り子構造から脱却する途を提示することが本論文の目的である。

2. 分析の対象

続いて、本研究の分析対象について記していきたい。

まず、本論文の分析対象を簡潔に述べておくとすれば、それは「近代日本における家族主義と個人主義の対立によって成り立つ言説構造」である。以下の各章では、「媒酌結婚／恋愛結婚」「独身」「法律婚／事実婚」「夫婦同姓／夫婦別姓」など複数の事例を対象として分析をおこなっていく。分析の資料と方法については各章で詳しく述べていくが、あくまで本論文全体の分析対象はこの「言説構造」それ自体である。各章を通じて、明治期から現代まで、家族や結婚をめぐる言説においてたびたび立ちあられてくる「家族主義」と「個人主義」の対立／振り子構造を描き出し、その構造がはらんでいる問題とは何か、そして、それを支えているものは何かを明らかにしていく。

次に、「家族主義と個人主義」という二つの概念を対置することの妥当性についても触れておきたい。そもそもこのような対立軸の設定自体が奇妙に思われるかもしれない。というのも、これまで社会科学の諸領域で議論されてきたのは、主に「個人主義と集団主義」あるいは「個人主義と国家主義」の対立であったからである。しかし、本研究は、あえて家族主義と個人主義の対立に焦点をあてる。

その理由は、第一に、本研究が家族社会学の研究であり、これまでの家族研究がおこなってきた「家族が個人を抑圧する」諸相を分析するためには、この対立軸が有効だと考えるからである。そして、第二に、すでに述べたように、明治の初期から現代にいたるまで、「個人主義」が台頭する局面において、それに対抗する言説として常に「家族主義」という言葉が持ち出されたという、そのこと自体に近代日本を読み解く鍵があると思われるからである。これまでも個人主義と集団主義を軸として近代日本を問う研究は数多く存在してきたが、個人主義と家族主義を分析軸として近代日本を体系的に検討した研究は見当たらない。そういう意味で、家族主義と個人主義の対立に焦点を当てることから近代日本の家族／結婚を取り巻く問題を浮き彫りにするというところに、本研究のオリジナリティがあると考えられる。そして、近現代日本の歴史を概観するとき、家族主義と個人主義の対立が前景化するのには、「結婚観」をめぐる議論においてであることが明らかとなる。それゆえ、本論文では、「結婚観の変遷」を歴史分析の対象として考察をすすめていくことにする。

では、このような言説構造それ自体をとり出し、分析することの意義は何か。

本論文では、「家族か個人か」という枠組みの問題を明らかにしていく。こうした枠組みのもとでは、さまざまな「つながり」や「連帯」が「家族」に篡奪されているがゆえ、「個人」は民主主義社会に求められるような連帯を築くことができない。たとえば、ケア関係を語る場面でも、子どものような依存者を包含する関係を名指しするのに「家族」という言葉以外に選択肢がないがために、「個人」に何らかの問題が生じた際に、たやすく「家族」を絶対視する論理の側に揺り戻されてしまう。

現在の家族／結婚をめぐる言説空間をみると、一方には、家族問題をはじめとするさまざまな社会問題の原因を「家族の崩壊」に帰しその復権を唱える立場があり、他方には、まったく逆に、「家族主義

の強靭さ」こそをそれらの主要因として批判する家族社会学などの立場がある。本研究もまた、基本的には後者の立場をとるものではあるが、家族をめぐる「個人主義」の主張が、たやすく偏狭な「家族主義」の言説へと揺り戻されてしまうことには家族社会学の議論や問題構成それ自体にも何らかの原因があると考えられる。それゆえ、現在の家族社会学の研究動向それ自体をも問いなおしてみる必要がある。

現在求められているのは、なぜ家族主義批判としての個人主義の主張がいたとやすく家族主義的な反動言説を呼び起こしてしまうのかを考えることである。前述したように、近代家族論以降の社会学は画一的な家族規範を問題化し「多様性」の重要性を繰り返し語ってきた。しかしながら、われわれは家族の「画一化」を批判する「相対化」の作業からさらに一步先にすすみ、「多様性」とは何か、そして、多様性を承認／保障するとはいかなることであるのかをより具体的に検討していく時期にあるのではないだろうか。このような点についての真摯な議論を構築していかない限り、現在生じている諸問題を論じる際に個人化批判や多様化批判に安易に流れてしまうことで、暗黙のうちに家族主義への回帰に手を貸すという事態にもなりかねない。そこで本論文では、家族主義と個人主義の振り子構造の原因を突き止めるために、言説構造それ自体を批判の俎上に乗せて分析を試みる。

そして最終的には、家族主義と個人主義の二項図式的な言説を脱構築するために、「家族の民主化」という理念を再構築することが必要であることを主張する。

3. 本論文の構成と概要

続いて、全体の構成と概要について記しておきたい。繰り返しになるが、本論文は最終的に主に以下二点を提示することが課題となる。すなわち、第一に、家族主義と個人主義の二項図式を超える議論が必要であること、第二に、そのためには「家族の民主化」という理念を再検討し、家族社会学が目指すべき方向性を示すこと、である。

本稿では、第1章から第5章において、結婚をめぐる諸事象をケーススタディとして分析する。さらに、第6章と第7章では、家族社会学それ自体を歴史分析の対象とする。以下、各章の概要を示していく。

第1章では、そもそも近代台頭期に先鋭化した「家族主義」と「個人主義」の対立がいかなる内容であったのかを、明治後期から大正期の知識人の言説から分析する。まず、家族主義を称揚する知識人の言説を検討し、なぜ「家族主義」が声高に唱えられたのか、その意味と目的を探っていく。続いて、社会主義者などの「革新」の論陣から提唱された、「家庭」言説を検討し、そこから家族主義批判が内包していたある種の逆説を明らかにする。最後にこれらの歴史的検討をふまえ、近年の政治哲学の議論を参照しながら、家族主義と民主主義の関係を理論的に問い返していく。ここでは、家族主義が個人主義の理念を包摂しつつ、近代的な社会統合の理念として語られたことを明らかにし、「擬制的」家族主義がはらむ問題を示しつつ、民主主義の基盤となる「情念」を議論の俎上に載せることが重要だと主張する。

第2章では、「媒酌結婚／恋愛結婚」をめぐる規範的言説を事例として、家族主義と個人主義の言説構造を検討する。明治期には、結婚をめぐる言説においても家族主義と個人主義の対立が先鋭化したのが、その際、家族主義＝タテの論理＝媒酌結婚／個人主義＝ヨコの論理＝恋愛結婚という対立構造があらわれる。個人主義と家族主義という二つの思想をめぐる当時の言説を検討することで明らかになるの

は、媒酌結婚が、「恋愛」や「個人の意志」といった近代的理念を否定することなく、それらを包摂しつつ制度化されていく様相であった。つまり、結婚における媒酌人の介在が、個人主義と家族主義の矛盾をいわば超克する象徴として機能していたのである。このように、家族主義と個人主義がどのように折衷されていったのかを明らかにする。なお、補章では戦時期にまで対象を広げて、恋愛結婚と媒酌結婚の対立関係を再検討する。

第3章では、「既婚者／独身者」をめぐる言説を事例として分析を進める。現代まで根強く存在する「独身者」に対する批判的なまなざしの起源を探るべく、近代台頭期までさかのぼって、独身者への批判言説を検討する。家族や結婚という制度からこぼれ落ちた人たちは当時どのようにみなされていたのか。戦前日本において、結婚しない独身者は、「個人主義」の発現として、家族主義や国家主義の論理から否定されていた。言うまでもなく、「独身者」を語る言説空間はその時々々の政治的条件や社会的条件に強く規定されている。それゆえ、独身者批判の論理とその背後にある社会心理を検討することは、結果として、近代日本の結婚や家族をめぐる規範や政治を照射することになる。

第4章では、「法律婚／事実婚」に関する言説の変遷を事例として、家族主義と個人主義の二項図式的な議論がはらむ問題を明らかにする。まず、戦後家族研究のなかで事実婚がどのような理念や社会構想とともに語られており、その「問題」がどのように社会的に構成され現在に至るのかを、家族研究者たちの視座の変容に焦点をあて考察していく。そして、このような歴史的検討から明らかになる、現代の家族研究の課題を明らかにする。

第5章では、「夫婦同姓／夫婦別姓」の言説を事例として、家族主義と個人主義の二項図式がはらむ問題を検討する。現代においては、家族主義と個人主義をめぐる対立は、「姓」をめぐる議論において顕在化するため、姓の問題に焦点をあてることは重要だと思われる。ここでは、夫婦別姓論争の対立軸を明確化したうえで、家族主義か個人主義か、あるいは保守かりベラルかといった二項図式にそった議論の陥穽を指摘し、姓をめぐる「自由」について検討する。

本論文の最後の2章では、現在の家族社会学の動向を批判的に検討したうえで、理念としての「家族の民主化」を再定位する。第6章では、戦後の家族社会学の視座構造の変遷を「家族主義批判」に焦点をあて分析する。戦後家族研究は、「家族主義」への批判を通してどのような「個人」を想定し、どのような社会を構想してきたのだろうか。戦後初期の「家族の民主化」論は、戦前の家族主義を主な批判対象とし、高度成長期以降には「核家族の孤立化」や「家庭中心主義」などの「マイホーム主義」が問題化されていた。そして、80年代から現在にいたるまでの家族社会学は、主に福祉やケアをめぐる、規範・制度の両面における家族主義を問題化してきた。この章では、家族主義批判の系譜を概観することで、戦後家族研究に通底する共通の問題意識を発見し、家族社会学がこれから目指すべき方向性を指し示すことが課題となる。

第7章では、戦後の家族研究における「家族の民主化」論の再考を通じ、「家族の民主化」の理念が個人化や多様化によって特徴づけられる後期近代において、いまなお重要な理念であること明らかにする。まず戦後の家族研究の課題として掲げられた「家族の民主化」論を再検討する。家族の民主化論には多くの批判がなされ、近年の家族社会学でこの用語が理念として取り上げられることはなくなった。しかし、民主化批判は、「家族の民主化」論の限界が、民主化の理念そのものではなく、「家族の例外化」にあったという重要な問題点を看過してきた。戦後の民主化論が「家族の例外化」に立脚してきたことを問題化したうえで、「家族の民主化」の実現の可能性を、近年のギデンズの「親密性の変容」論

や「民主的家族」を検討することで探究する。多くの批判を受けているギデンズの「民主的家族」論であるが、これらの多くはギデンズの意図を正確に把握していない可能性がある。本稿は、ギデンズの議論は、近年高まりつつある「家族の脱中心化」の議論へと接続することにより有効となることを示す。ここでは、家族関係に民主主義の原理は適用できないとする前提こそが、これまでの家族論の基底にあった背後仮説であったと考え、この二分法を超克するための視座を提示する。「家族の民主化」を〈未完のプロジェクト〉として家族社会学の中心的課題に引きもどすことが重要だと主張したい。

4. 本論文の結論

本論文を通して見てきたのは、近代日本の家族／結婚をめぐる言説のなかで、「家族主義と個人主義」の対立構造が一貫して維持されてきたこととその問題である。分析した対象や資料、時代にはばらつきがあり、多分に限界を含んだ分析ではあるが、対象の厳密性のある程度犠牲にしてでも本稿が描き出したかったのは、この対立構造そのものであった。いまわれわれに必要なのは、この対立構造を離れ、あらためて「民主化」という理念を軸に据え、「個人」や「家族」を語りなおすことである。

本論文の結論は以下のようになる。家族主義と個人主義の振り子構造から脱却するために必要なのは、「家族の民主化」「家族の脱中心化」「家族カテゴリーの変革」の三つを連動的に推進すること。つまり、第7章で提示した「家族の民主化＝家族の脱中心化」に、「家族カテゴリーの変革」をつけ加え、これらの理念を三本柱として打ち立てることである。

家族／結婚のみを特権化することには多くの問題があり、制度・規範の両面で「家族の脱中心化」が推進されていかなければならない。そして、そのことが自由や平等、主体的選択、対話、暴力の排除といった「家族の民主化」を可能にするだろう。しかし、その際、「家族」や「結婚」という名で語られるカテゴリーそのものも同時進行的に変革されていかなければならないのである。

現に、歴史をみれば、家族や結婚というカテゴリーはいつの時代も同じであったわけではなく、これまでも大きく変容してきた側面がある。家族や結婚がいつの時代も同じような仕方で「個人」を抑圧してきたのだとみなすとすれば、それはあまりに安直な見方であろう。家族／結婚の歴史の変遷を追うことは、単に過去の問題やその残滓を発見するための作業であるだけでなく、変遷のなかで「進歩」してきた部分を発見するための作業でもあるはずである。本論文が提示した「家族の民主化」という理念の「家族」という言葉もまた、けっして固定的で不変的なものを想定しているわけではない。この「家族」は本質的なものではなく、再解釈に開かれたものである。家族カテゴリーそのものの変容可能性を前提として、そこに不断に反省のまなざしを向け続けることこそ、「家族」による「個人」の抑圧を真に乗り越えるために必要なことなのである。

論文審査要旨

I 本論文の課題と内容構成

本論文の分析対象は「近代日本における家族主義と個人主義の対立によって成り立つ言説構造」である。各章を通じて、明治期から現代まで、家族や結婚をめぐる言説においてたびたび立ちあらわれてくる「家族主義」と「個人主義」の対立／振り子構造を描き出し、その構造がはらんでいる問題を探っている。そして、こうした「家族か個人か」という枠組みのもとでは、さまざまな「つながり」や「連帯」が「家族」に篡奪されているがゆえに、「個人」は民主主義に求められるような連帯を築くことができ

ず、「個人」に何らかの問題が生じた際に、たやすく「家族」を絶対視する論理の側にゆり戻されてしまうという機構の解明を本論文の課題としている。本論文では、家族主義と個人主義の振り子構造の原因を突き止めるために、言説構造それ自体を批判の俎上にものせて分析を試みる。そして最終的には、こうした言説構造から脱却するために、「家族の民主化」という理念を再構築することが必要であると主張している。

本学位請求論文の構成は以下のとおりである。

目次

序章 家族主義と個人主義の振り子

1. 問いの設定
2. 分析の対象
3. 本論文の構成と概要

第1章 家族主義と個人主義——明治・大正期の知識人の言説から

1. はじめに
2. 家族主義という自画像の形成
3. 家族主義批判としての「家庭」言説
4. 民主主義の条件としての「情念」

第2章 媒酌結婚と恋愛結婚——結婚をめぐる家族主義と個人主義

1. はじめに
2. 媒酌人と近代
3. 民法編纂と媒酌人
4. 媒酌結婚をめぐる規範的言説
5. 小括

補章 結婚媒介の思想と政治——家族主義と優生思想に注目して

1. はじめに
2. 「自由恋愛」批判にみる媒介婚主義の諸相
3. 結婚媒介の国家的管理
4. 小括——恋愛結婚と媒酌結婚の関係

第3章 独身者批判の論理と心理——戦前期の出版物を通して

1. はじめに
2. 「家族主義」思想と独身罪惡論
3. 非難される独身女性——「良妻賢母」と「職業婦人」
4. 戦争・科学・独身
5. 小括

第4章 事実婚と法律婚の問題構成とその変容

1. はじめに
2. 法律婚主義か事実婚主義か——民主化をめぐって
3. 事実婚問題の変容——民主化論から多様化論へ

4. 現代の事実婚と民主主義

第5章 夫婦同姓と夫婦別姓——家族主義と個人主義の対立をこえて

1. はじめに
2. 夫婦別姓をめぐる争点
3. 別姓夫婦の多様性
4. 小括——境界線をめぐる議論へ

第6章 戦後家族論の「家族主義」批判と「個人」への視線

1. はじめに
2. 「家族の民主化」論における家族主義批判
3. 「マイホーム主義」批判——高度経済成長期の家族主義
4. 近代家族論の再検討——家族主義批判と「個人」の捉え方
5. 小括——家族主義からの脱却へ

第7章 家族の民主化——未完のプロジェクト

1. 問題の所在
2. 「家族の民主化」論再考
3. 後期近代における民主的家族
4. 〈未完のプロジェクト〉としての「家族の民主化」
5. 小括——家族社会学への示唆

終章 民主化のゆくえ——振り子からの脱却の方法

1. 「家族主義」からの脱却と「親密圏」の再検討
2. 結婚による「分断」をこえる——ケアと再生産の再定位
3. 法／権力と「家族の民主化」
4. 家族／結婚のカテゴリー変革
5. 結論——振り子脱却のための三本柱

注

参考文献一覧

II 論文内容の概要

本論文は、第1章から第5章において、結婚をめぐる諸事象をケーススタディとして分析し、第6章と第7章では、家族社会学それ自体を歴史分析の対象とする。以下に各章の概要を示す。

第1章では、近代台頭期に先鋭化した「家族主義」と「個人主義」の対立がいかなる内容であったのかを、明治後期から大正期の知識人の論考や政策言説を資料に用い、分析をおこなっている。まず、家族主義を称揚する知識人の言説を検討し、なぜ「家族主義」が声高に唱えられたのか、その意味と目的を探る。続いて、社会主義者などの「革新」の論陣から提唱された、「家庭」言説を検討し、そこから家族主義批判が内包していたある種の逆説、つまり家族国家観との共通性を明らかにする。最後にこれらの歴史的検討をふまえ、近年の政治哲学の議論を参照しながら、家族主義と民主主義の関係を理論的に問い返していく。ここでは、家族主義が個人主義の理念を包摂しつつ、近代的な社会統合の理念として語られたことを描きだしている。

第2章では、明治期における「媒酌結婚／恋愛結婚」をめぐる規範的言説を事例として、当時の民衆に読まれた結婚をめぐる出版物を資料とし、家族主義と個人主義の言説構造を検討している。明治期には、結婚をめぐる言説においても家族主義と個人主義の対立が先鋭化した。その際、家族主義＝タテの論理＝媒酌結婚／個人主義＝ヨコの論理＝恋愛結婚という対立構造があらわれる。個人主義と家族主義という二つの思想をめぐる当時の言説を検討することで明らかになったとするのは、媒酌結婚が、「恋愛」や「個人の意志」といった近代的理念を否定することなく、それらを包摂しつつ制度化されていく様相である。つまり、結婚における媒酌人の介在が、個人主義と家族主義の矛盾をいわば超克する象徴として機能していたとする。媒酌結婚と恋愛結婚の分析から、個人主義が家族主義の論理の中へと回収されていく事態を析出する。なお、補章では戦時期にまで対象を広げて、優生学の影響に触れながら、恋愛結婚と媒酌結婚の対立関係を再検討している。

第3章では、「既婚者／独身者」をめぐる戦前の言説を事例として家族主義と個人主義の対立構造を分析している。ここでは、「独身者」に対する批判的なまなごしの起源を探るべく、近代台頭期までさかのぼって、独身者への「批判」言説を検討する。家族や結婚という制度からこぼれ落ちた人たちは当時どのようにみなされていたのか。戦前日本において、結婚しない独身者は、「個人主義」の発現として、家族主義や国家主義の論理から否定されていた。そして、それは特に職業婦人や女子教育への批判とともに語られる傾向が強く、ジェンダー非対称な批判的言説でもあった。本章では戦前日本の出版物を通して、「家族主義」「良妻賢母」「科学」という、独身者批判の三つの論理を提起している。

第4章では、「法律婚／事実婚」に関する言説の変遷を事例として、家族主義と個人主義の二項図式的な議論がはらむ問題を検討している。まず、戦前から戦後を通じて、家族研究のなかで事実婚がどのような理念や社会構想とともに語られており、その「問題」がどのように社会的に構成され現在に至るのかを、家族研究者たちの視座の変容に焦点をあて考察している。注目するのは、戦後の民主化論者たちが、戦前の家族制度や家族主義を批判する視点から、「事実婚主義」を否定し「法律婚主義」を主張していたことである。ここでは、民主化論者たちの限界だけではなく、その問題意識を適切に把握することが重要であることを指摘している。つまり、結婚や親密な関係をめぐる法や権利のもつ意義を再検討し、そして、このような歴史的検討から導かれる現代の家族研究の課題の提示を試みている。

第5章では、「夫婦同姓／夫婦別姓」の言説を事例として、家族主義と個人主義の二項図式がはらむ問題を検討する。家族主義と個人主義をめぐる対立は、「姓」をめぐる議論でも顕在化する。ここでは、夫婦別姓をめぐる賛否の言説を検討し、その対立軸を明確化している。夫婦別姓を希求する人のなかには、家系の継承を理由とする保守派も多く存在し、その一方、戸籍が補強されることを理由に別姓の制度化を否定するリベラル派も存在する。それゆえ、家族主義か個人主義か、あるいは保守かりベラルかといった二項図式をこえた議論が必要であることを示している。さらに、著者がおこなったインタビュー調査のデータも示しつつ、姓を「個人の自由」の視点から論じていく必要があることを提起する。

以下のふたつの章では、過去から現在までの「家族社会学」の動向を歴史的に検討したうえで、理念としての「家族の民主化」を再定位することを試みている。

第6章では、戦後の家族社会学の視座構造の変遷を「家族主義批判」に焦点をあて分析している。戦後家族研究は、「家族主義」への批判を通してどのような「個人」を想定し、どのような社会を構想してきたのだろうか。戦後初期の「家族の民主化」論は、戦前の家族主義を主な批判対象とし、高度成長

期以降には「核家族の孤立化」や「家庭中心主義」などの「マイホーム主義」が問題化されていた。そして、80年代から現在にいたるまでの家族社会学は、主に福祉やケアをめぐる、規範・制度の両面における家族主義を問題化してきた。この章では、家族主義批判の系譜を概観することで、戦後家族研究に通底する共通の問題意識——個人の主体性と連帯の必要——を発見し、家族社会学がこれから目指すべき方向性を示している。

第7章では、戦後の家族研究における「家族の民主化」論の再考を通じ、「家族の民主化」の理念が個人化や多様化によって特徴づけられる後期近代において、いまなお重要な理念であることを提起する。まず戦後の家族研究の課題として掲げられた「家族の民主化」論を再検討している。家族の民主化論には多くの批判がなされ、近年の家族社会学でこの用語が理念として取り上げられることはなくなった。しかし、民主化批判は、「家族の民主化」論の限界が、民主化の理念そのものではなく、「家族の例外化」にあったという重要な問題点を看過してきたとする。戦後の民主化論が「家族の例外化」に立脚してきたことを問題化したうえで、「家族の民主化」の実現の可能性を、近年のギデンズの「親密性の変容」論や「民主的家族」を検討することで探究している。そして、ギデンズの議論は、近年高まりつつある「家族の脱中心化」の議論へと接続することにより有効となることを提案している。家族関係に民主主義の原理は適用できないとする前提こそが、これまでの家族論の基底にあった背後仮説であったと捉え、この二分法を超越するための視座の提示を試みる。すなわち、「家族の民主化」を〈未完のプロジェクト〉として家族社会学の中心的課題に引きもどすことが重要だと主張している。

最後に終章では、ここまでの議論と各章で得られた知見をふりかえりながら、家族主義と個人主義の振り子を脱却するための方策を提示している。「家族の民主化」の理念を取り戻すことの重要性とその道筋について議論している。具体的には、1) 親密圏と社会統合の再考、2) 再生産と依存関係の再定位、3) 法/権力への視点の転換、4) 家族カテゴリーの変革、である。それらをひとつひとつ詳述した上で、以下の結論に至る。

家族/結婚のみを特権化することには多くの問題があり、制度・規範の両面で「家族の脱中心化」が推進されていく必要がある。そのことが自由や平等、主体的選択、対話、暴力の排除といった「家族の民主化」を可能にする。その際、「家族」や「結婚」という名で語られるカテゴリーそのものも同時進行的に変革されていかなければならない。

家族主義と個人主義の振り子構造から脱却するために必要なのは、「家族の民主化」「家族の脱中心化」「家族カテゴリーの変革」の三つを連動的に推進することであると結論している。

III 本論文の評価

明治期から現代に至る「家族」に関する言説がいかに揺らぎながら論じられてきたのか、またその揺らぎの中で変容しながらも「家族」に収斂して行く日本社会の構造的特質が明確に論じられた、たいへん興味深い論文である。個人主義と家族主義の揺り戻し構造の解明という問題意識、両者の二項対立的な見方の脱構築を目指す斬新な試みである。また、単に家族主義と個人主義という対立言説の分析にとどまらず、その知見から現代社会の課題を導きだし、家族主義と個人主義の振り子構造から脱却するための新たな枠組の提示にまで至っている点は、家族社会学への大きな貢献であると考えられる。

さらに、こうした分析と枠組の提示の過程は、家族という具体的な現象を扱いながら、現代社会学や現代社会論の動向を十分に意識して展開されており、家族社会学のみならず、そうした分野に対しても示唆に富む議論となっている。

家族社会学においては、戦前の「家」研究と戦後の家族研究の断絶は長い間指摘されてきたが、両者を連結させる研究は数少ない。本論文は、両者を連続させる試みであり、家族社会学に新たな地平を切り拓いたと評価することができる。

他方、本論文の問題あるいは今後の課題としては、以下の点が挙げられる。①歴史社会学として、資料の検討と批判をさらに十分におこなうべきである。②「家族主義」と「個人主義」の対立構造の変遷の言説分析が課題とはいえ、これらが、どのような概念として設定されるのかは、最初に示しておくべきであろう。③扱われた期間（戦前から戦後）は、近代家族論と重なる。本論文は近代家族論を意識しながら展開しているが、鍵概念としての「情緒性」に対する歴史社会的掘り下げは十分とは言えない。「情緒性」概念の多義性や変容を丁寧に追うことが今後の課題のひとつである。④本論文は知識階級の言説が中心となっている。一般庶民の言説や生活実態とのズレや多義性という空間的な広がり、さらには時間的な言説の変遷を、どのように位置づけ、研究に組み込んでいくのか、今後の課題である。⑤本論文を構成する各章は、査読雑誌（『社会学評論』、『ソシオロジ』、『家族研究年報』ほか）に掲載のものを改稿したものでもあり質の高さは十分であるが、全体として、多様な家族的現象をとり挙げて言説分析をおこなった第5章までと、そこから家族研究と現代社会の課題を導きだす第6章以降との構成には、さらなる工夫が必要であると考えられる。

しかし、これらは、挑戦的な課題に取り組んだ本論文だからこそその問題ということもできる。研究への高い評価と期待の大きさは変わらない。今後の家族社会学の研究の方向性にも大きな示唆を有するものと評価しうる。

審査員一同は、本論文が博士（社会学）の学位を授与するに相応しい内容と判断し、ここに報告する。（なお、本論文の公開審査は、2014年2月1日に実施している。）

博士（心理学）[平成25年9月18日]

甲 第3957号 日根 恭子

Carryover Effect of Configural and Featural Processing in Face Recognition (顔の再認課題における処理傾向の持ち越し効果に関する研究)

審査担当者

主 査	慶應義塾大学教授（文学部）、社会学研究科委員 博士（心理学）	伊東 裕司
副 査	慶應義塾大学准教授（文学部） 博士（心理学）	梅田 聡
副 査	名古屋大学大学院准教授（環境学研究科） 博士（教育学）	北神 慎司

内容の要旨

本研究は、顔の再認課題前に行っていた処理傾向が顔の再認課題へと持ち越され、再認成績が向上ま

たは低下するか検討する事を目的とした。

これまでに、人工的な視覚刺激に対して、全体的処理もしくは部分的処理のいずれか一方の処理が求められる課題が繰り返し実施されると、処理傾向の持ち越しが生じる可能性が示されている。例えば図1のような、Navon図形（小さなアルファベットで構成された大きなアルファベット）の文字の読み取り課題においては、小さなアルファベット（図1の場合C）の読み取りには部分的処理が求められ、大きなアルファベット（図1の場合H）の読み取りには全体的処理が求められると考えられている。

本研究において、処理傾向とは同一の対象に対して複数の処理が可能である場合に、いずれかの処理が他の処理よりも用いられやすい状況を指す。例えば、Navon図形の小さな文字の読み取り後に大きな文字を読み取る場合よりも、大きな文字の読み取りの後に再度大きな文字の読み取りを行う場合の方が、反応時間が短くなることが報告されている。そしてこの原因として、部分的処理よりも全体的処理を行う傾向が、後続の試行にまで持ち越されている可能性が示されている。

これまでに、顔の再認における処理傾向の持ち越しに関する研究も報告されている。そして、顔の再認において、顔の再認課題の直前に実施していた課題において主に用いられていた処理が持ち越されている可能性が示唆されている。しかしながら、顔の再認課題へと処理が持ち越されているか否かの検討は、十分に行われているとは言えない。例えば、Navon図形の読み取り課題が顔の再認課題へ影響を及ぼす要因は、処理の持ち越しの可能性以外にも挙げることができるが、その可能性は十分にはなされていない。従って、本研究において、顔の再認課題へと処理傾向が持ち越されるかを検討することとした。

処理傾向が顔の再認課題へ持ち越されているか否かを検討するために、本研究では、2種の実験を実施した。一つ目は、Navon図形のような視覚刺激を用いた課題から顔の再認課題へ処理傾向が持ち越されるか否かを検討した実験であった（Experiments 1, 2, 3）。二つめは、視覚刺激を用いない課題から顔の再認課題へ処理傾向が持ち越されるかを検討した実験であった（Experiment 4, 5）。前者のような、視覚刺激を用いた課題から顔の再認課題への処理傾向の持ち越しを調べる実験は、これまでも多く報告されている。従って、視覚刺激を用いた実験を実施する事により、先行研究の結果を踏まえて、本研究の結果を吟味・議論する事が可能である。一方で、Navon図形のような視覚刺激を用いた処理の持ち越し効果の検討は、図形の大きさなど、視覚刺激そのものの影響を取り除くことが難しい。これに対し、後者のような視覚刺激を用いない課題から顔の再認課題への処理傾向を検討する実験では、視覚刺激を用いないので、視覚刺激そのものの影響を取り除くことが可能であると考えられる。しかしながら、視覚刺激を用いない課題から顔の再認課題への処理の持ち越し効果を検討した研究は多くは無い。また、視覚刺激を用いない課題でどのような認知処理が行われているか、その検討は十分でない。本研究では、これら2種の実験を実施し、5つの実験結果を総合的考察し、処理の持ち越し効果について議論することとした。

本研究で実施した実験の結果、視覚刺激を用いた課題から顔の再認課題への影響が見られた（Experiment 1, 2）。また、視覚刺激を用いない課題から顔の再認課題においても、影響が見られた（Experi-

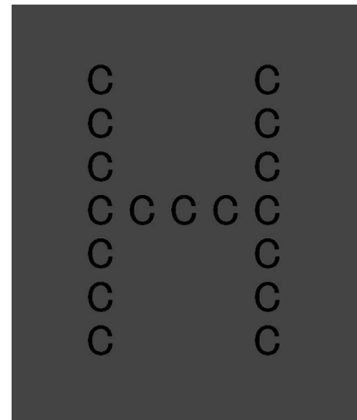


図1 Navon図形の例

ment 4, 5)。従って、顔の再認課題の直前の課題において主に用いられていた処理が、顔の再認課題へと持ち越されている可能性が示唆された。一方で、顔以外の再認課題では処理の持ち越し効果が見られなかった事 (Experiment 3)、顔の再認課題の直前に実施された課題において視覚刺激が用いられていた場合、視覚刺激の大きさが顔の再認課題へと影響を与えていること (Experiment 2) も示唆された。

これらの結果を総合的に考察し、顔の再認課題へと処理傾向が持ち越される事態を説明するモデルを提案した (図2, 3)。本モデルでは、一般化された処理と、個別の対象においてなされる処理との階層関係を想定している。また、顔の再認課題前で用いられた処理そのものが活性化することにより、後続する顔の再認課題で、その処理が用いられやすくなることを説明している。

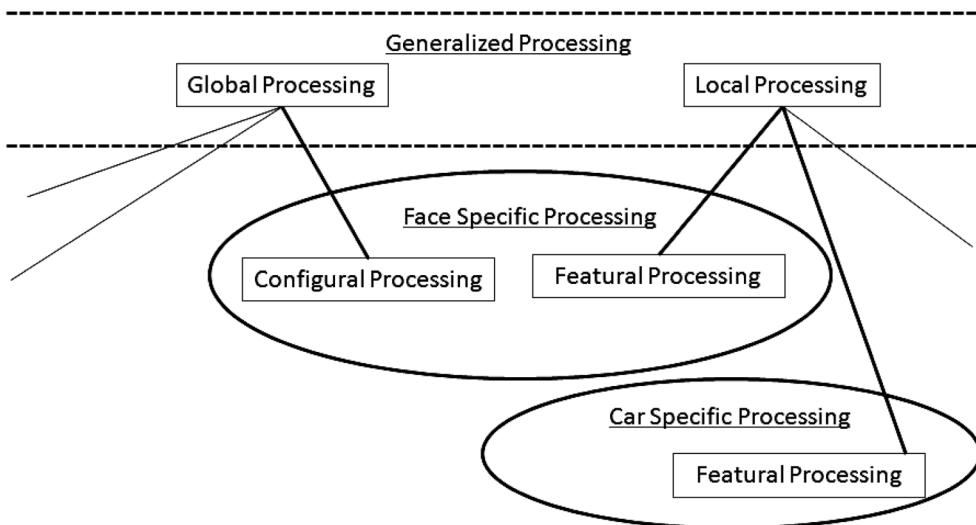


図2 一般化された処理と個別処理の関係に関するモデル

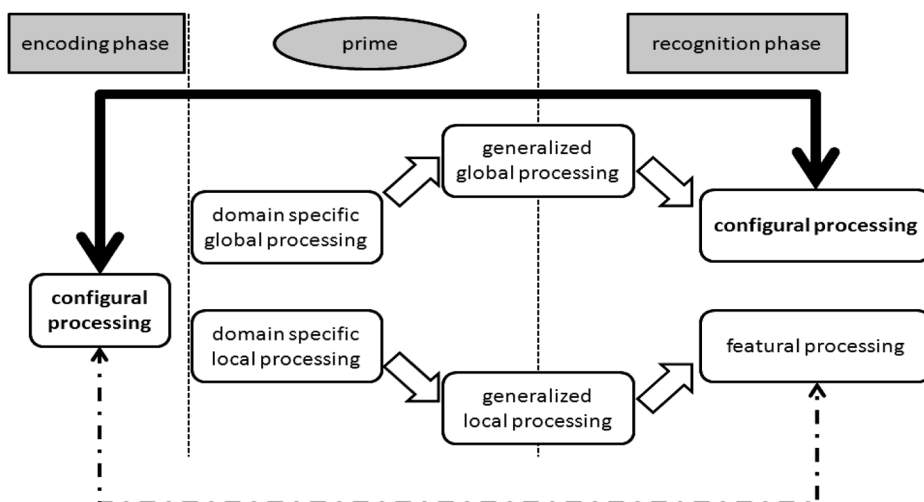


図3 顔の再認への持ち越し効果に関するモデル

図2に示されたモデルに基づいて考察する事により、視覚刺激を用いた課題および視覚刺激を用いない課題から顔の再認課題へ影響がある事、顔の再認課題の成績は視覚刺激そのものの影響を受けうる事、顔以外の再認課題では持ち越し効果が見られないことを統一的に理解する事が可能となった。

また図3に示されたモデルに基づいて考察する事で、顔の再認課題前に実施する課題が同じであっても、覚え方が異なる事によりその影響が異なる現象を、理解する事が可能となった。

このように、本研究によって提案されたモデルにより、これまでに多く報告されていた顔の再認課題への処理の持ち越し効果のメカニズムを、十分に考察する事が可能となった。このことは、処理の持ち越し効果研究において、有益であると言える。また本モデルは、プライミング現象を説明する活性化理論と共通する個所がある。従って、これまでに報告されているプライミング現象と、本研究の対象であった処理の持ち越し効果が、同一のメカニズムで説明できる可能性を示していると言える。このことは、本研究が対象としている研究領域のみならず、プライミング研究においても、有益なモデルであることを示している。

本研究において、顔の再認課題へと処理の持ち越し効果が生じる可能性が示された。また、本研究で実施された実験を元に、処理の持ち越し効果の発生メカニズムに関するモデルを提案する事が出来た。先に述べたように、本研究は処理の持ち越し効果に関する研究のみならず、これまでに多くの研究が行われているプライミング研究においても、貢献しうる研究であると言える。

論文審査要旨

本論文は、初めて見た顔を想起する際の情報処理の傾向が、想起の前の経験によって影響され、記憶成績に影響を与えるメカニズムについて実験心理学的に詳細に検討したものである。本文は、序論、実験の報告、総合考察の3章から構成されている。

第1章において、著者はまず、顔の再認においては個々のパーツについての情報である部分的情報とパーツ間の位置や配置に関する情報である全体的情報の2種類が用いられているという考え方を紹介している。倒立効果などの顔の認知における心理実験によって示された現象に関する研究、相貌失認に関する神経心理学的研究、脳画像研究などの文献を多数引用しつつ、顔の認知・記憶に部分的情報と全体的情報がそれぞれ比較的独立に貢献していること、通常の状態では全体的情報の貢献が相対的に大きいことなどを論じている。さらに言語隠蔽効果の研究を参照しつつ、再認課題の直前の部分的情報処理を要求する経験が、部分的処理が行われやすい傾向を作り出し、この処理傾向が続く再認課題にも持ち越され、再認成績を悪化させるという、転移不適切処理の考え方を紹介し、部分的処理と全体的処理のいずれかが優勢となる傾向は、ある課題からの別の課題に持ち越されるのか、という本研究のテーマを導いている。

序論の残りの部分では、顔以外の対象の知覚、および顔の記憶における処理の持ち越し効果の研究の詳細なレビューが行われている。その結果著者は、顔の記憶において部分的処理/全体的処理の傾向の持ち越しが起こることを示した研究は存在するが、それ以外のメカニズムを仮定してもその実験結果は説明可能であり、十分に検討されたとは言えないと結論付けている。

第2章では、顔の記憶において処理傾向の持ち越しがみられるかどうかを検討した5つの実験を報告している。実験1から実験3では、Navon図形（小さなアルファベットの特定の文字が別のアルファベットの文字を構成するように多数配置された図形）を用いた知覚的課題（Navon課題）に従事する際

に作られた処理傾向がのちの再認課題に持ち越されるかどうかを検討している。そのために、材料（顔写真など）を記録する際に、材料の部分的要素（目、鼻など）の形態に関する判断、あるいは材料の性格に関する判断を求める方向付け課題を課し、主として部分的情報が符号化される条件、全体的情報が符号化される条件を設定している。Navon課題から再認課題へ処理傾向が持ち越されていれば、部分的情報が符号化されやすい条件では部分的Navon課題を行った条件で、全体的情報が符号化されやすい条件では全体的Navon課題を行った条件で、再認成績がよいと考えられる。実験1では、顔刺激を材料として実験を行い、正立方向の顔写真を用いた再認課題で、処理傾向の持ち越しを示す上記の結果を得ている。

実験1では、用いた顔写真の顔全体の大きさがNavon図形の大きな文字と、目や鼻などの顔の部分の大きさがNavon図形の小さな文字と、ほぼ同じであった。したがって実験1の結果は、注意が向けられる範囲（注意の窓）が顔全体を覆う大きさに調整されるか、顔の部分の大きさに調整されるかによっても説明される。そこで実験2では、Navon図形の大きな文字の大きさが顔の部分とほぼ同じになるようNavon図形を作り変えて、実験1と同様の実験を行っている。部分/全体の処理傾向が持ち越されるのであれば結果は実験1と同様であることが予測され、注意の窓の大きさが持ち越されるのであれば、部分的情報が符号化されやすい条件で全体的Navon課題を行う場合に記憶成績がもっともよいと予測される。結果はいずれとも異なり、正立方向の顔写真を用いた再認課題において、符号化条件、Navon課題条件による成績の差は見られなかった。著者は、この結果は実験1の結果が注意の窓の大きさの持ち越しだけで説明されるものではなく、また部分/全体の処理傾向の持ち越しのみで説明されるものでもない指摘し、実験1では2つの持ち越し効果が加算的に働いている可能性が、実験2では2つの持ち越し効果が相互に打ち消しあっていた可能性があるとして論じている。実験3では自動車の画像を記憶材料として実験1と同様の実験を行い、処理の持ち越し現象が顔の記憶に特有のものであることを示している。

実験4、実験5は、再認前に非知覚的な課題に従事したことによる処理傾向がのちの再認課題に持ち越されるかどうかを検討している。Lieberman & Tropeの解釈レベル理論に関する研究では、時間的、空間的に近く的事物を想像する課題は部分的な情報処理を促し、遠く的事物を想像する課題は全体的な情報処理を促すことが示されている。そこで、顔の再認前に近く、あるいは遠く的事物を想像する課題を課す条件を設け、再認前に課題を行わない統制条件と比較する実験を行っている。中立的な条件での顔の記録、再認では、全体的な処理が優位になると考えられるため、近く的事物を想像することによる部分的な処理傾向が再認課題に持ち越されるなら、近く的事物を想像する課題を行う条件で、遠く的事物を想像する条件、統制条件と比べ再認成績は悪くなることが予測される。実験4では時間的距離、実験5では空間的距離を操作した課題を用いて検討した結果、いずれにおいても上記の予測と一致した結果を報告している。

第3章の総合考察では、著者は5つの実験を通して、顔の記憶において再認課題前の経験から再認課題への部分/全体の処理傾向の持ち越しは生じていると結論している。著者は2つの実験パラダイムを採用しているが、それぞれのパラダイムには一長一短がある。知覚的課題を用いた実験では、課題の直接性や多くの先行研究の存在によって部分/全体の処理傾向を作り出すことにほぼ疑いはないが、注意の窓の大きさの持ち越し効果が混入する。非知覚的課題を用いた実験では、注意の窓の大きさの問題は存在しないが、部分/全体の処理傾向を作り出すことに疑いの余地がある。著者は両パラダイムを併用

することにより、相補的に上記の結論を導くことができると論じている。

さらに、総合考察において著者は、Navon課題における部分的/全体的処理と顔の認識における部分的/全体的処理の間には相違があると論じており、にもかかわらず処理の持ち越しが生起することを説明するために、領域特定の部分的/全体的処理と、それらを包摂する一般化された部分的/全体的処理が存在し、それらの間で相互活性化が生じるというモデルを提起している。

審査要旨

本論文が直接扱っている問題は、顔の再認判断において、再認課題の直前に何らかの課題に従事することによって作り出された部分的処理と全体的処理のいずれかが優勢となる処理の傾向が、続く再認課題に持ち越されるかどうか、という特殊な問題である。この問題は、顔の記憶・認知のメカニズムについての基礎的な理解に重要であり、一度見た人の顔をより正確に想起するにはどうしたらよいかという応用的な問題の解決にもかかわるものである。それだけではなく、人間の認知情報処理全般の性質を明らかにする上でも重要な意味を持つ問題であると考えられる。

著者の研究は、まず処理傾向の持ち越しがあるかどうかという問題に対して、信頼できる答えを得ることを目的としている。そのために、顔以外の対象の知覚、および顔の記憶における処理の持ち越し効果に関する多数の先行研究を調べ、先行研究において十分な検討がなされているのか、何が欠けているのかを明らかにしている。記銘段階の処理の傾向を操作するための課題と、再認の直前に課す課題がいずれもNavon課題であった先行研究の実験では、処理傾向の持ち越しというメカニズムではなく、文脈依存記憶によっても説明が可能であるとして、記銘時と再認前とで別の課題を用いて処理傾向の操作を行う方法を採用している。この着眼点は、細かい点ではあるが独創的で重要なものである。また、実験1の結果は、部分/全体的処理傾向の持ち越しのほかに、注意の窓の大きさの持ち越しによっても説明が可能であるとして、その可能性の検討を実験2で行い、さらに実験4,5で異なった実験パラダイムを用いて注意の窓の影響を受けない方法での検討を行っている点も、著者の慎重で厳密な考え方、研究の進め方を反映したものとして評価できる。さらに設定した問題に対して直接実験から導き出せる答えを明らかにした上で、総合考察において、処理の持ち越しと手続きプライミングとの関係を論じている点、Navon課題における部分的/全体的処理と顔の再認における部分的/全体的処理という、性質の異なった処理間で処理傾向の持ち越しが生じることを説明するモデルを提案している点など、研究の広がりや的確に意識し、それに向けての探求の試みを行っている点も高く評価できる。その他、研究の論理的な組み立て、実験計画の立て方、細かい実験上の工夫、統計的な分析の手法などについても、大きな問題は見られず、随所にセンスのよさが見られる。

ただし、本論文にはいくつかの問題点も存在する。総合考察では、Navon課題と顔の再認における部分的/全体的処理の相違に言及し、その相違を扱うモデルを提出しているにも関わらず、それまでの部分では、local/global, featural/configuralという用語を厳密な定義や区別をせずに用いている点は惜しまれる。また、実験1から実験3では、記銘時の処理傾向の操作を行っているにもかかわらず、実験4, 実験5では、中立的な記銘手続きにおいては全体的処理が優位であるという知見に基づき処理傾向の操作を行っていない。この実験的操作を採用することにより、よりはっきりとした考察が可能であったと考えられ、この点も惜しまれる。モデルを提案しながら、モデルを支持する、あるいはモデルを否定するデータをあげていない点にも多少不満は残る。

以上のように、いくつかの問題点は存在するが、いずれも本論文の価値を大きく損なうものとは考えられない。実験4、実験5における記銘時の操作を採用しなかった点については、現時点で考えれば、という問題点であり、実験を計画する段階では、実験の規模をコンパクトなものにするメリットを考えれば、誤りであったとはいえないであろう。また、総合考察におけるモデルの提案は、本論文の研究を膨らませ、将来の研究につなげるための試案的なものとするのがふさわしく、モデルとデータの関連付けが乏しいことは批判の対象とはならないとも考えられる。

本論文は、新しい現象を報告する、現象の新しい説明を提供する、といった華々しさはないが、これまでの先行研究で見逃されていた問題点を的確に指摘し、顔の記憶において部分/全体の処理傾向の持ち越しが起こることを示した点、このような問題を考える上で注意の窓の大きさの持ち越しという問題を考慮する必要があることを示したという点で学界に対して重要な貢献をしている。問題の着眼点、実験の立案の的確さ、実験を適切に行う上での細かい配慮の適切さ、結果の分析の能力などを総合的に考慮すると、本論文は博士（心理学）の学位に十分に値する水準のものであると判断できる。

以上の理由により、我々審査委員一同は、本論文を日根恭子君への博士（心理学）の学位授与にふさわしいものと判断する。

平成25年9月10日
学位請求論文審査委員一同